

官報

平成十一年八月二日

○第百四十五回 参議院會議録第四十一号

平成十一年八月二日(月曜日)

午後零時四分開議

○議事日程 第四十一号

平成十一年八月二日

正午開議

第一 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件
一、産業活力再生特別措置法案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。

この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、預金保険機構理事に篠原興君、松田京司君及び吉田正弘君を、また、同監事に高橋善一郎君を任命することについて、本院の同意を求めまいりました。

これより採決をいたします。

まず、預金保険機構理事のうち篠原興君及び同監事の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします

ます。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

賛成

二百二十四

反対

二十二

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 次に、預金保険機構理事のうち松田京司君及び吉田正弘君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

賛成

二百二十七

反対

七十八

よって、同意することに決しました。

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、産業活力再生特別措置法案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。与謝野通商産業大臣。

(国務大臣与謝野馨君登壇、拍手)

○国務大臣(与謝野馨君) 産業活力再生特別措置法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

我が国経済を自律的な成長軌道に乗せるためには、需要面での対策のみならず、経済の供給面の体質強化に取り組むことが不可欠であります。しかるに、我が国経済の供給面における現状を見ますと、経済の潜在的な成長力を大きく左右する生産性の伸び率が近年大きく低下しており、国際的に見てもOECD加盟国の平均を下回るなど、憂慮すべき状況にあります。

その最大の理由は、我が国企業の多くが効率性の低い設備、負債等を抱え収益性を低下させていること、さらには、失業率が依然高水準にあること等に見られるように、景気低迷の長期化に伴い労働や技術などの経営資源が有効に活用されていない状況が生じていることにあります。加えて、国際的産業再編の進展、資本市場による企業の評価の一層の厳格化、会計基準の国際基準への変更など、企業を取り巻く環境が一層厳しくなっており、こうした状況を早急に打開する必要があります。

そのためには、各事業主体がその営む事業についての選択と集中を進め、経営資源を生産性の高い分野に重点的に投入することを円滑化するとともに、創業や中小企業者による新事業開拓に対する支援を抜本的に強化することにより、十分活用されていない経営資源の発掘と有効利用を図ることが不可欠であります。さらに、事業者が新たな事業の種となる技術に関する経営資源を最大限活用できるような事業環境を整備することにより、事業者による研究活動の活性化を図ることも我が

国の生産性の向上にとって極めて重要であります。

以上のような認識のもと、我が国の生産性向上のための一連の施策を講じ、我が国産業の活力の速やかな再生を実現するため、本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、事業者が選択と集中を進めるために行う合併、分社化等の組織再編や新商品の開発等を事業再構築としてとらえ、その円滑化のための措置を講ずることとしております。具体的には、事業再構築に係る計画について、主務大臣の認定を受けた者に対し、会社の設立等に際しての検査役の調査、一定の要件を満たす子会社の取締役や使用人に対するストックオプションの付与、営業の全部譲り受け等について商法上の特例措置を講ずるとともに、金融・税制面からの支援を行うこととしております。あわせて、事業再構築によって活用できない経営資源を有効に活用して事業を行おうとする者に対しても支援措置を講ずることとしております。

第二に、創業者及び新事業の開拓を行う中小企業者に対して、信用保証制度の拡充、都道府県による無利子融資制度の拡充などの金融支援措置を講ずるとともに、行政機関や中小企業支援団体によるソフト面からの支援、官公需における配慮等の措置も設けることとしております。

第三に、技術に関する研究活動を活性化し、及びその成果を効率的に活用することを促進するため、国等の委託研究開発から生じる特許権等を受託者に帰属させることを可能とするともに、大学における研究成果の民間事業者への移転を促進するため、大学技術移転機関に対する特許料の減免等の措置を講ずることとしております。

なお、このような新たな制度が施行されることにあわせて、現行の特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法を廃止することとし、所要の経過措置を講ずるものとしております。

以上が本法律案の趣旨であります。(拍手)

平成十一年八月二日 参議院會議録第四十一号

国家公務員等の任命に関する件 議事日程追加の件 産業活力再生特別措置法案(趣旨説明)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。梁瀬進君。

(梁瀬進君登壇、拍手)

○梁瀬進君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました産業活力再生特別措置法案について、総理及び関係大臣に質問を行います。

経済構造の大きな変化を予測してからもう十年を超える歳月がたちます。産業構造の変化は必然的に失業者をふやします。とするなら、この間の政治の最大の課題は、新しい雇用をいかににつくり出すかであったはずであります。

第一に、新規雇用をふやす、第二に、効果的な労働転換政策を打つ、そして第三番目に、緊急避難的な失業対策を打ちながら失業率を押さえ込んでいく、これが望ましい政策の手順であります。しかし、残念ながら新規雇用の拡大策はまさに十年一日のごとく、今回の補正予算のように長期的対策と緊急避難策が支離滅裂に列挙されるなど、政策手順は全く逆立ちをいたしており、後手後手に回っているではありませんか。さらには、今回の経済再生関連法案のように関連分野が広範囲な大きな施策については、小出しを避けて統合的に、網羅的な法案提出を心がけるべきではないでしょうか。

この十年、何もやってこなかったとは申しません。それなりにやってきたことも認めましょう。しかし、その効果は全く上がっていない。そして完全失業率は今や過去最悪の四・九％になり、いよいよ我が国は大失業時代に突入しようとしているとあります。

古来より、恒産なければ恒心なしと言うとおり、失業対策は政治の根本命題です。二十一世紀を目前にして恒産と恒心をともに失おうとしている我が国の現在、それはまさに政策的な失敗が導いたものであります。構造変革の波を乗り切る展望が今もって開けていない現状、これをどう認識

し、またその原因をどう分析しているのか。まず、総理の御見解をお聞かせいただきたいと思えます。

さて、この間の政策的な失敗の原因を分析いたしますと、私は以下の五点に集約できるのでないかと考えます。

まず第一番目に、政府自身が世界的な経済構造変革の本質を十分にとらえていなかったということです。

第二番目に、従来と同様の対症療法的政策しかとらずに、規制緩和策に代表されるように政策実現のスピードがのろ過ぎること。

第三番目に、雇用拡大の方向を成長十五分野すべて、このように総花的に拡散してしまった結果、焦点がぼけてしまったということ。

第四は、関連する政策を時期をずらしながら分散的に立法化したために、政策のインパクトが極めて低くなってしまうということ。

第五は、結果評価についての仕組みが入っていなかったために、政策実現のチェック担保ができていなかったということが挙げられると思えます。

そこで、このような反省と教訓が、今回の産業活力再生化法案にどのように生かされているのか、総理及び通産大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

さて、それでは、現在世界を襲っている構造変革の波、その本質をどうとらえるかということであります。

私は、その根本的な原因を、世界的規模の情報革命にあると考えます。コンピュータネットワークの世界的な広がりは、経済の姿を変え、軍事や安全保障の姿を変え、国境を越えた市民活動を生み出し、人々の意識やライフスタイルさえ変えていきます。まさにプロメテウスの火、あるいは原子の火、そしてそれに続く情報の光であり、農業革命、産業革命に続く第三の革命が情報革命であります。

これが日本のみならず世界を襲っている構造変革の本質であります。これを真つ正面からとらえながら対策を立てるべきでした。

ところが、今までは情報政策といえ、直ちに情報産業のための振興策とししか理解されてこなかった。この短絡的な誤解と本質の矮小化が日本の経済や政策の全般的なおくれの原因になってきたものと考えます。

したがって、私はこれからは、例えば成長十五分野という考え方も、この情報革命を基本的な座標軸にしっかりと据えて、もつと張り詰めた形に見直しをすべきではないかと考えます。以上、指摘について、総理の御見解をお伺いしたいと思います。

さて、次に、今回の経済活力再生法に欠けている重要な観点を私は二つ指摘したいと思えます。

まず第一は、国民の勇気を奮い立たせるようなメッセージであります。また第二は、不安な国民のよりどころとなるセーフティーネットの提案であります。

かつてケネディ大統領は人類を月に送ろうというナショナルゴールを提案いたしました。このビジョンは、アメリカ国民のプライドに訴えるとともに、科学技術を初め経済全般に大変大きな刺激を与えた。

今、我が国の政治に最も求められているのは、まさに難局に恐れずに挑戦できるような国家的な目標、すなわちナショナルゴールの提示ではないでしょうか。国民一人一人の名誉と誇りに訴えて、同時に経済的なインパクトを持つビジョン、政治は必死になってこのことを考えるべきであります。

総理、真空の掃除機のようになって人々の意見を吸収することも結構です。しかし、一国のリーダーとしての最も大きな責務は、難局に当たって国民の勇気を奮い起こすビジョンや理想をみずから言葉で高らかに語るのだと思いませんか。ボキャ貧そうそぶきながらこの責任から逃れるのは許されないと思えます。

そこで、総理、あえて提言いたします。私は、我が国のナショナルゴールを情報による平和と安心の実現に置くべきであると考えますが、いかがでありましょうか。

情報、福祉や医療そして教育の格差をなくすることに大きな力を発揮いたします。また、新しいビジネスのチャンスも拡大し続けています。それどころか、国境を越えた情報の交流は、世界的なNPO活動を生み出し、さらには戦争の背景に横たわる相互不信を取り除き、平和の実現に貢献することも可能であります。

幸いなことに、我が国は現在でも情報のハード面では世界でトップレベルであります。そして一貫して核兵器の廃絶を訴え、平和を希求してきた日本国民の誇りがあります。

このように考えたときに、情報を駆使し平和をつくらうではないか、そして安心な世界を実現しようではないかといったそんなナショナルゴールを設定して、すべての政策の根本にこれを位置づけたらどうか、このように私は思いますが、総理の御意見を伺いたいと思えます。

さて、経済の再生を図る場合に最も大切なこと、それは経営者の厳しい自己批判であります。その上での自助努力であります。過剰雇用、過剰設備、過剰債務の三つの過剰を、あたかも構造問題のように語りながら論点をすりかえてはなりません。失敗の原因はまずは経営判断にある、この点の反省をなおざりにして、苦しくなったから国の助けをというのでは、再び同じ過ちを繰り返すのは明らかであります。

そこで、この法案の中で、企業のモラルハザードを防止し経営責任を明確にする原則がどのように貫かれているのか、通産大臣にお聞きしたいと思います。

ところで、総理は施政方針演説で、旧来システムとの決別を高らかに宣言しました。そして事前コントロールの社会から事後チェック型の社会に改革すると明言したではありませんか。しかし、その言葉とは裏腹に、どうですか、今回の法案の

枠組みは、まさに事前コントロールの復活強化ではないでしょうか。担当大臣による事業再構築計画の認定、あるいは都道府県知事による経営資源活用事業計画の認定、認定、お役所のお墨つきがなければ優遇措置は一切受けられないような枠組みになっています。総理、まさにこれは厚顔無恥の言行不一致と言わなければならないか。総理の御所見をお伺いしたいと思います。

また、この認定制度に関連してであります。今回の法律の仕組みでは、認定の有無によって優遇措置の適用が二つに分かれてしまう。このよう大きな二分法では実情に応じた柔軟な対応ができないのではないか。通産大臣の見解をお聞かせいただきたいと思います。

さらに、今回の法案については、産業界の内部では大変激しい不公平感が出ていると聞いています。すなわち、大規模な設備や装置を抱える産業にはこの法案の恩恵はある、しかし、それ以外の産業には余り意味がないといった批判であります。この批判にどうこたえるか、通産大臣の見解をお聞かせいただきたいと思います。

さて、次に法案の定める優遇措置の問題点を指摘したいと思います。

まず、過剰な設備を廃棄したときに出る欠損金についての優遇税制についてであります。

これについては、自力で競争力をつけて過剰設備問題を処理した企業よりも、その努力を怠った企業の方を優遇するといった大きな矛盾がある。さらに、欠損金の繰越期間は、米国では二十年、英国やドイツでは無制限となっているが、今までの五年間を七年間にするといった延長でどの程度の意味があるのか、私は大変疑問であると思っています。

また、恩恵の対象を機械装置・建物廃棄のみに限定している点もかなりこそこそな感じがする。まさに出し惜しみの小出し政策の典型ではないでしょうか。

以上についての総理、通産大臣の見解を求めます。

次に、過剰債務の株式化、いわゆるデット・エクイティー・スワップと呼ばれるこの制度は、会社の債務を株式に振りかえるものであります。会計上は負債を消すメリットはあるものの、債権者としての金融機関にとっては資産の不安定化につながるのではないか、また、銀行と企業の株式の持ち合いが認められている我が国では、企業のモラルハザードを助長しかねないのではないかとの疑問があります。これについては、金融再生委員長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

さて、この法案については、労働者のリストラを一方的に促進するのではないかと大きな不安があります。

分社化や過剰設備の整理を中心とした事業再構築がさらなる雇用の削減につながるような考慮、あるいは、経営失敗のツケが働く者に転嫁されないようなセーフティーネットが法案上どう考慮されているのか。総理及び労働大臣の見解を求めます。

そして、これらの懸念に対して、確かに法案の第一条には、雇用の安定等に配慮する、また第三条第六項第六号では、事業再構築計画の認定に当たって従業員の地位を不当に害するものでないとの文言が入った。さらに第八号では、事業者に対して、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずる努力を求めています。しかし、いづれも具体的な内容は明記されていません。また、規定の仕方も単なる努力義務の宣言にとどまっています。これでは、セーフティーネットどころかクモの巣のような危ないネットではありませんか。実効性を担保するためには、努力規定ではなく事業主に対する義務規定に改めるべきであると考えますが、総理及び通産大臣の答弁を求めます。

さらに、この際、企業組織の変更に伴う労働者保護についての一般的な法律を制定すべきであると考えますが、総理及び労働大臣から、政府の今後の取り組みについてお示し願いたいと思います。

次に、新規事業・ベンチャー企業支援策についてお聞かせします。

衆議院においては、民主党は起業家支援法案を提出しました。これは、政府案を上回る総合的な施策の集大成とも言える法案でしたが、残念ながら可決には至りませんでした。

そこで、まず通産大臣にお尋ねいたします。

大臣は、衆議院の議論においては明確に民主党に反対との態度を示されたようでありますが、例え、民主党の提案している女性起業家を育成する必要性、補助金を交付されなかった理由の明示の必要性、あるいはエンゼル税制やストックオプション税制などを拡充する必要性、国立大学教官の民間役員兼務の必要性、これらの諸点について、よもやその必要性を否定するものとも思えません。もし、これらの必要性を大臣がお認めになるのなら、なぜ今回の法案とセットで立法化しなかったのか、小出しにする積極的な理由でもあるのか、通産大臣の見解をお伺いしたいと思います。

さて、アメリカの例を見るまでもなく、これからはむしろ中小企業やベンチャーこそ新たな雇用を生み出す主要な分野であります。そしてベンチャー育成のポイントは一、第一番目に、直接的な投資環境の整備、第二は、失敗が致命傷にならない社会環境、そしてもう一つつけ加えれば、産業と学術の連携の促進であります。この三点が早急に取り組まなければならないポイントであることは、今や共通の認識になっている。

しかしながら、今回の法案でとられた政策手段を見てみると、従来の制度金融の延長でしかない。多くの税制についての規定を置きながら、ベンチャーへの投資優遇税制について踏み込んでいなかったのは、画竜点睛を欠くとの批判を免れない。さらに、総理みずから補正予算の審議の過程で、ベンチャーへの投資の促進が不十分であるということをお認めになっているではありませんか。後出ししはインパクトがありません。なぜ一括でお出しにならないのか、総理の見解をお伺いいたします。

さらに、勇気を持って創業に挑戦した起業家たちが、失敗しても何度でも再挑戦できるような社会を目指すべきであります。この点、日本の倒産法制はどうしても清算を中心に規定されており、いわば企業の幕引き法制になっている。しかし、これからは敗者復活が容易にできるような新たな企業整理法の構築をしていくべきだと考えますが、この点について法務大臣の所見をお伺いしたいと思います。

最後に、今回もまたしても小出し、後出し、先送りの法案が出てまいりました。フルコースを小皿料理で出された料理の代わりは国民には伝わりません。関連法案を統合しインパクト強く出す、このようなダイナミックな政策展開を行わなければ第三次産業革命は絶対に乗り切れません。

政治的な思惑を優先させ、未熟児のまま法律を誕生させていく。モラルハザードを助長し、自己責任を放棄したまま経済の自立を妨げていく。真実という無原則と無定見、その中で失われていく我が国の未来。総理のこやかな笑顔を見詰めるが、大悪は小善に似たりという中国のことわざを指摘し、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣小淵恵三君登壇、拍手〕

○国務大臣(小淵恵三君) 築港議員にお答え申し上げます。

まず、構造変革の波を乗り切る展望を今もって開けていないのではないかとこの厳しい御指摘であります。

私は、現在を明治維新、第二次大戦後に続く第三の改革の時期と位置づけており、各般の改革に取り組んでいるところであります。国内外の経済社会の大きな環境変化のもとで、我が国としても国を挙げての意識改革と取り組みが不可欠であるとの認識のもと、今般の産業活力再生法案を初め全力で取り組んでいる所存でございます。

政策実現のスピードなど、これまでの反省をどう反映させるかというお尋ねであります。本法

案は、産業活力の速やかな再生を図るため、現実のニーズを踏まえた必要な施策を重点化し、早急に具体化したものであります。

また、各省庁横断的な施策を盛り込むとともに、平成十五年三月三十一日までに本法案による施策の成果を十分評価、検討することとしており、御指摘の点をすべて反映しているものと考えております。

情報技術改革に伴い、成長十五分野を見直すべきではないかとお尋ねでありました。

経済構造の変革と創造のための行動計画におきまして、新規産業の創出にかかわる分野横断的な環境整備として、資金、人材、技術と並ぶ柱の一つに情報通信の高度化を掲げ、ネットワークインフラの整備等、重点的な取り組みを行ってところでございます。

国家的ビジョンについて、情報平和主義の実現との御提言も含めてお尋ねがありましたが、私は、日本経済が低迷する中、国民に未来への明るい展望を示し産業の創出を図るため、今こそ国家としてのしっかりとした戦略を持つことが日本に求められていると確信いたしております。

そこで私は、産学官の英知を集結して国家産業技術戦略を策定するとともに、特に新たな千年紀、ミレニアムを迎えるに当たり、御指摘の情報化分野のほか、高齢化、環境の三分野につきまして官民挙げて求心力を持って取り組むプロジェクト、いわゆるミレニアムプロジェクトを推進していくこととした次第でございます。

担当大臣による計画認定には問題があるとの御指摘であります。本法案における計画認定は、企業の自主性を前提とした上で、法令に定める基準に照らし、当該計画が各種支援を適用するにふさわしいものかを確認するために必要なものであり、御指摘の懸念は当たらないと考えます。

また、御指摘のように、産業競争力の強化のためには、規制緩和や諸制度の改革、新規事業、ベンチャーの育成など経済構造改革を推進することが不可欠であり、引き続き強力かつ速やかに取り組んでまいります。

次に、欠損金の特別措置についてお尋ねがありました。

本特別措置は、単なる設備の廃棄のみならず前向きな事業再構築に取り組み懸命な自助努力を行う企業のみが、その業種、規模いかんにかかわらず利用できるものであります。

また、今回の税制改正は、我が国産業活力の再生の速やかな実現に資するため税制上の措置を講ずるものであります。我が国と諸外国の制度では基本的な法制が異なっており、同一に論ずることとはできず、またその適用対象につきましても、法目的から全くの任意で一般的に行われるような設備廃棄を対象とすることは適当でないと考えます。

本法案がさらなる雇用の削減につながるのではないかと御指摘であります。本法案は、事業再構築のための環境整備を通じ、人材等の経営資源の有効活用を図るとともに、未来産業の創造に向けた技術開発の活性化、創造的な中小企業、ベンチャー企業の振興などの施策を講ずるものであります。こうした取り組みは、経済の自律的發展を図り、新たな産業と雇用を生み出すものであり、御指摘の点は当たらないと考えます。

産業活力再生特別措置法第三条及び第十八条の規定についてお尋ねがありましたが、認定事業者の責務として、労使間で十分な話し合いを行うこと及び雇用の安定に十分配慮することをその具体的な内容としております。

なお、御指摘の十八條第一項後段につきましては、雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることを認定事業者が果たすべき責務として規定いたしております。緊急雇用対策等政府の支援措置と相まって十分な実効性を担保できるものと考えております。

労働者保護法につきましてもありますが、企業組織の変更に伴う労働関係上の諸問題については、基本的には現行法等で対処できるものと考えております。企業分割等の新たな制度的検討も進んでおりますので、企業組織の変更に伴う労働

関係上の問題への対応について必要な検討を進めてまいります。

最後に、ベンチャー支援のための投資環境の整備についてお尋ねがありました。

ベンチャー企業等を資金、人材、技術等の各方面から適切に支援することが重要であるとの認識は同じくいたしております。特に、投資環境の整備が極めて重要との観点から、個人投資家の投資リスクを軽減するためのエンゼル税制等の施策を既に講じているところではあります。この制度がさらに活用されるよう、そのあり方につき検討いたしてまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣与謝野馨君登壇、拍手)

○国務大臣(与謝野馨君) 答えを申し上げます。

政策実現のスピードなど、これまでの反省をどう反映させているのかというお尋ねでございます。本法案は、産業活力の速やかな再生を図るため、産業競争力会議等の議論を踏まえつつ、現実のニーズにこたえ、かつ必要と判断した施策を重点化し、早急に具体化したものであり、まさに政策実現のスピード化を図り、総花主義を排したものであります。

また、本法案は、特定産業に限定することのない事業再構築の円滑化、創業や新事業開拓の推進、研究活動の活性化といった各省庁に横断的な政策課題を統合的に盛り込んでいくところであります。必要な施策の統合的処理を図ったものであります。

さらに、本法案による成果については、平成十五年三月三十一日までに十分に評価、検討を加えた上で本法案自体を見直すこととしており、その趣旨を本法案の附則に明記しているところであります。これにより結果評価のシステムは本法案の思想の中に組み込まれていると考えております。

次に、経済の再生を図る場合には企業のモラルハザードを防止し、企業の経営責任を問うべき大

原則を貫くべきではないかとお尋ねですが、供給サイドの構造改革を進め、生産性の向上を図っていくに当たっては、民間の自主性を尊重すること及び市場原理に立脚することが重要であると考えております。

本法律案も、このような考えに基づき、事業者自身の手による企業の事業再構築を円滑に進めるための環境を整備するものであります。

また、具体的な措置の内容も欧米諸国でも広く取り入れられているものであり、基本的にはグローバルスタンダードの範囲内であると考えております。

このような本法案の基本的考え方及び措置内容にかんがみても、本法案はモラルハザードを招くことはなく、また、本法案において経営責任を問うのは適当でないと考えております。

次に、認定の有無により優遇措置の適用が二分されるようなやり方は問題であるとの御指摘についてであります。

本法案による計画認定は、法令に定める基準に照らし、計画が各種措置を適用するにふさわしいものであるかを確認するために必要なものであります。

認定基準については、可能な限り客観的かつ明確なものとすることにより適用の透明化に努める必要があると考えているところであり、これによって本法に基づく措置の適用の有無が明確になることはむしろ適切なことであると考えております。

次に、過剰設備のあるなしについては業種によって異なっており、産業界にも不公平感が出ていくとの御指摘でありましたが、本法案の適用対象は特定の業種に限定するものではなく、また、事業再構築の内容としても設備廃棄のみを対象としているわけではございません。したがって、業種によって不公平な扱いとなっていないとの御指摘は当たらないものと考えております。

次に、過剰設備廃棄における欠損金の特別措置について、企業の優遇措置となるのではないかと

のお尋ねですが、本特例措置は、新商品の開発や新たな生産方式の導入等の事業革新をあわせて行うものとするものが、経営資源の有効活用の観点から設備廃棄を行う場合に適用されるものであります。

本特例措置は、かかる前向きな事業再構築に取り組む賢明な自助努力を行う企業のみがその業種、規模いかににかかわらず利用できるものであり、御指摘は当たらないと考えております。

次に、欠損金の特例措置の繰越期間及び適用範囲に関するお尋ねですが、欠損金の繰越制度を七年に延長したことは、帳簿の保存期間、除斥期間といった基本的な法制との整合性、さらには、現在講じられている他の設備廃棄欠損金に係る特例措置とのバランスを勘案して期間を設定したものであります。

また、欠損金一般に制度を適用すべしとの御議論については、今回の法案の目的が経営資源の有効活用にあることから、単に設備を廃棄するだけでなく、事業革新をあわせて行う場合に限り欠損金の繰越期間の特例を講じたものであり、企業の全くの任意で一般的に行われるようなすべての設備廃棄等まで対象にすることは適当でないと考えております。

次に、産業活力再生特別措置法第一条、第三条及び第十八条の規定についてのお尋ねですが、認定事業者の責務として、事業再構築の認定段階と実施段階の双方において労使間で十分な話し合いを行うとともに、従業員の内配置転換、出向及びその他の再訓練など、雇用の安定に十分配慮することその具体的な内容としてあります。

なお、御指摘の第十八条第一項後段の規定については、雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることを認定事業者が果たすべき責務として規定しているものであり、緊急雇用対策等政府の支援措置と相まって十分な実効性を担保できるものと考えております。

次に、民主党提出の起業家支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案への反対理由

由についての御尋ねですが、第一に、国立大学の教官等の民間企業役員兼業問題の取り扱いについては、新規事業の創出や産業界への技術移転等を通じた産業の活性化等に資するものであるものの、国家公務員の全体の奉仕者としての性格等も踏まえた上で、兼業を可能とする場合の適正なルールのある方について進められている検討の結果を待つ必要があること、第二に、民主党案に盛り込まれたベンチャー企業支援税制については、真にベンチャー企業育成に資するものであるかの観点から疑問のある項目や、課税の公平性の観点から、理論的、実務的に慎重な検討が必要である項目があること、第三に、女性による創業等の促進や中小企業者等の新技術を利用した事業活動の支援については、既存の創業支援策、中小企業関連施策等により対応可能であること、等により、政府としては賛同できないと考えた次第であります。

以上です。(拍手)

(国務大臣柳沢伯夫君登壇、拍手)

○国務大臣(柳沢伯夫君) 過剰債務の株式化について、金融機関側の財務の不安定化や企業側のモラルハザードの観点からお尋ねがございました。金融機関が債権者として企業債務の株式化に参画することにつきましては、一般論として、銀行の株式保有の増大が財務の不確実性をもたらす可能性が一方、それが適切に行われる場合には、銀行の不良債権処理の選択肢になり得るというメリットも否定できないところであります。したがって、企業債務の株式化への参画は安易に流れてはならないというところは一方にあるものの、個々の銀行の厳しい経営判断によって個別のケースごとに決定されるべき問題である、このように考えております。

以上であります。(拍手)

(国務大臣甘利明君登壇、拍手)

○国務大臣(甘利明君) 事業再構築がさらなる雇用の削減につながらないような配慮などについてのお尋ねであります。今回の法案におきましては、まず目的規定におきまして雇用の安定についての配慮が明確に規定をされておりまして、また、事業再構築計画の認定、実施に当たりましては雇用の安定に配慮する旨の規定が設けられているところであります。

私といたしましては、企業が事業再構築を実施するに当たりましては、安易に人員削減をするのではなく、労働者の雇用の安定に最大限配慮することが企業の社会的責務とも言えるべきものと考えておりまして、今後とも雇用の安定のための最大限の努力をしてまいります。

次に、労働者保護法の制定についてのお尋ねですが、総理から答弁がありましたとおり、基本的には現行法等で対処できるものと考えておりますが、企業組織の変更につきましては、企業分割等の新たな制度的検討も進んでおりますので、労働省といたしまして、労使の意見等も踏まえつつ、企業組織の変更に伴う労働関係上の問題への対応につきましては必要な検討を進めてまいります。(拍手)

(国務大臣陣内孝雄君登壇、拍手)

○国務大臣(陣内孝雄君) お答えを申し上げます。敗者復活が容易にできるような新たな企業整理法の創設についてお尋ねがありました。破綻に瀕した企業について、その再建を効果的に行うための法制を整備することは重要な課題であると認識しております。

法務省では、従前から倒産法制全体について見直し作業を進めてきましたが、中小企業や個人事業者に利用しやすい再建型の手続については、特に緊急に整備する必要があるとの判断から、倒産法制の他の課題とは切り離して、現在、鋭意検討作業を進めており、次期国会には関係法案を提出することを予定しております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 浜田卓二郎君。

(浜田卓二郎君登壇、拍手)

○浜田卓二郎君 私、公明党会派を代表して、

産業活力再生特別措置法案につき、総理並びに係大臣に質問をいたします。

私は、日本の経済はいまだに活力を持った経済であると確信しています。そして、今日の深刻な長期デフレ状況をもたらしてしまった原因は明らかであるとも考えています。

一つは、たび重なる経済政策の失敗の積み重ねです。

すなわち、政策転換のおくれでバブルを大きくし過ぎたために、総量規制等の非常手段で急ブレーキをかけざるを得ず、バブルをつぶし過ぎることになってしまいました。しかも、この急ブレーキを外すタイミングの判断を誤り、深刻なバブル崩壊の後遺症を残してしまったのです。

その上、不良債権の累積を初めとする後遺症を早期に取り除くことなく、甘い自律回復の期待のもとに長く放置してしまふ結果になったのです。このことが金融システムを機能不全に陥らせるとともに、今日の深刻なデフレ状況をもたらしてしまったと考えます。

もう一つは、このような時期に我が国経済が、世界経済の一層のボーダレス化、大競争化、さらに国際的産業再編の進展の中で構造変革を迫られつつあることでもあります。

この二つの状況の同時進行の中で、日本経済の本来持てる力が覆い隠され、人々は将来に対する展望を持てなくなり、家計や企業の財布のひもは締め、消費も投資も落ち込んでしまったのです。

以上、述べてまいりましたとおり、私は、日本経済が今日の状況に陥った原因は明らかであり、したがって、この原因を一つ一つ取り除き、かつ経済の構造変化を推進するために必要な手だてをきちんと打っていきさえすれば、日本経済は本来の持てる力を回復できると確信するものであります。

小淵内閣は、それ以前の政策失敗の反省の上に立って、宮澤蔵相のもとで思い切った政策の転換を図り、なりふり構わず大策を打ち出してこ

れました。そして、金融の正常化にも大胆に取り組んでまいりました。この一年間の取り組みと努力は私も評価するものであります。

しかし、いまだ経済が自律的回復の軌道に乗ったか否か判断は分かれております。失業も深刻の度合いを高めています。総理の我が国経済の現状認識と、追加的補正予算の編成も含めた今後の取り組みについての御所見をお聞かせいただきたい。私は、政策の失敗により持てる力を発揮できなくなった我が国経済の再活性化はまさに政治の責任であり、今回の産業活力再生特別措置法案の提出は時宜を得たものであると考えております。まずその意図はよしと私は考えます。

しかしながら、内容について幾つかの点を指摘しなければなりません。まず、この活性化法の適用を受けるためには、事業再構築計画を作成し、主務大臣の認定を受けなければならぬとされていることです。主務大臣が認定するということは、官僚が認定作業をするということになります。

しかし、事業がうまくいくか、生産性が相当程度向上することが見込めるか、このような判断を直接事業に携わっていない官僚が当の事業者以上にできるはずがありません。官僚は万能ではありません。官僚が経営に介入してきた事例は、金融業にしろ農業にしろことごとく失敗を繰り返しているのです。

しかも、役所は時間がかかりすぎます。役所に身を置き、その後民間サイドで苦労してきた私の口癖は、役所で一月かかることも民間でやれば三日でできるということでもあります。

この法律案を読んで感ずることは、かなりの大企業で、時間も人手もあり、煩瑣で気の遠くなるような役所の手続に耐えられる限られたところだけがこの制度の適用を受け、特別措置の恩恵に浴せるということでもあります。つまり、再活性化の対象となり得る企業は限られたものにならざるを得ず、日本経済の再活性化も限られた範囲にとどまらざるを得ないだろうということです。

だからといって、私はこの法律を否定し去るわけではありません。これはこれでやればよい。そのために、計画の認定の手続をできるだけ簡素化し、書類の数も少なくし、短期間で処理できるようにすること、認定の基準を極力客観化し、官僚の恣意ができるだけ入り込まないようにすることは最低限必要であると考えます。

そして同時に、この法律による対応は、日本経済を再活性化するための方法の一つにすぎないという認識を明確に持つことです。今後、より進んだ広範かつ有効な対応につき、引き続き検討していくことです。

これらの点についての通産大臣の御決意を伺いたい。

私は、この法律案は、過去の過大投資の清算あるいは大きく過ぎた企業の方転換など、時代の激変に対応し切れなかった比較的規模の大きな企業にとってはそれなりに有効な手段を提供するものとして評価いたします。

しかし、我が国経済の持つ活力を広範に引き出して、真に経済を活性化し、産業構造の変化を推し進め、新しい雇用機会をつくり出すためには、雑草のようにたくましい民間の創意工夫に、行政が選別、介入することなく、創業と事業拡大のチャンスと制度として保障していくことがより大切だと思っております。

過去の清算、後追いの施策も重要ではありますが、将来に向かってこれから育つ芽を大きく伸ばす意欲的・積極的対応がより重要であります。

そのためには、まず、現在進行中の我が国金融システムの正常化と、いわゆる土地本位とも言われた担保依存一辺倒の金融から事業本位の金融への移行など、時代の要請にこたえられるバンキングの確立を急ぐことです。二〇〇一年四月一日からのペイオフ移行の時期を文字どおりデッドラインとして、金融当局は徹底した不良債権の処理、新しい金融ルールの確立を急ぐべきであります。金融再生委員長の金融正常化への展望と決意をお聞かせいただきたい。

次に、政策金融を新しく企業を起こそうという意欲を持つ人々にもっと広範かつ容易に利用できるものとするのであります。

その意味で、本法律案が信用保証制度の拡充、都道府県による無利子融資制度の拡充などの金融支援措置を講じていることは一定の評価ができると思います。しかし、私は、もっと踏み込んで、今国会の法律改正で誕生した日本政策投資銀行に、思い切った創業者及び新事業の開拓を行う企業向けの専門金融をやらせることを提案したいと思います。

現在、同銀行の前身である日本開発銀行にもベンチャー企業向けの融資制度はありますが、実績はわずか五十億円程度、その金融に携わっているスタッフも十数名という名目的なものにすぎない現状です。スタッフの大幅増員、資金枠の大幅な拡大により、本格的な融資体制をつくるべきだと思います。

さらに、リスクを伴う創業者及び新事業の開拓を行う企業への投資を税制上優遇し、投資を促進する工夫も必要であると考えます。いわゆるエンゼル税制の拡充です。

これらの点について、大蔵大臣の見解を伺いたい。

さらに、私は、日本経済再活性化の決め手は、やはり各種規制の緩和と撤廃であることを再確認すべきだと考えます。一時、熱心に取り組まれていた規制の緩和、撤廃への熱意がどうも弱まったような気がしてなりません。しかし、我が国の現状は、いまだにそこに法律があり、官僚がいるから事業ができない分野を多く残している。

例えば、都市計画法による多くの規制であります。この規制の緩和、撤廃が行政の末端まで徹底されれば、どれだけの地域開発投資が動き出すかはかり知れません。

新駅の前で市街地調整区域のまま放置されている土地がどれだけあるか、建設省は多分その実態を知らないでしょう。また、線引きの見直しは

遅々として進まない中で苦肉の策で考え出された地区計画制度も、昨年十一月に地方自治体に通達されて以来、いまだに一件の適用事例もありません。これが規制最前線の実情であります。

本気で日本経済を活性化しようとするなら、その材料は規制国家日本どこにでもあるのです。法律の改変を急ぐとともに、単に法律を変え、通達を出すだけでなく、地方自治体の直接の窓口まで含めて、教育、啓蒙を徹底すべきであります。総理大臣の御所見と御決意をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣小淵恵三君登壇 拍手)

○国務大臣(小淵恵三君) 浜田卓一郎議員にお答え申し上げます。

まず、我が国経済の現状認識と今後の経済政策の取り組みについてお尋ねがございました。

現下の我が国経済は、民間需要の回復力が弱く、厳しい状況にあります。各種の政策効果が浸透しつつあり、このところやや改善しております。本年一―三ヶ月の実質国内総生産速報もこうした景気判断を需要面から裏づけたものと考えております。

政府といたしましては、十一年度予算の着実な執行に努めているところであり、今後はその効果も本格的にあらわれてくることが期待されます。本格的な経済の回復に向けては、今まさに正念場であり、今年度のプラス成長を確実にすることに向け、引き続き不退転の決意で臨むと考えております。

また、経済を自律的成長軌道に乗せるためには、雇用対策及び経済の供給面における体質強化に思い切った対策が必要であるとの観点から、先般、緊急雇用対策及び産業競争力強化対策を取りまとめたところでございます。現在の深刻な雇用情勢に対する対応を初め、諸施策を速やかに実施していく考えであり、雇用対策については、先般成立いたしました補正予算の迅速かつ適正な執行に努めてまいります。産業競争力強化対策につきましても、産業活力再生特別措置法案を今国会に提

出し御審議いただいておりますところでございます。

当面の財政運営につきましては、今後の我が国経済の動向、具体的には四一六期期の経済指標等を見きわめた上で、必要がありますれば公共事業等予備費の活用、十五カ月予算という考え方に立った平成十一年度第二次補正予算の編成も視野に入れ、回復力が弱いながらも改善しつつある景気の腰折れを招くといったことのないよう、引き続き景気に十分配慮した財政運営を行ってまいりたいと考えております。

各種規制の緩和、撤廃の断行についてお尋ねがあります。

政府は、自由で公正な経済社会を構築していくため、聖域を設けず規制緩和を推進することが重要であるとの考え方に立ち、去る三月に改定いたしました規制緩和推進三カ年計画や経済構造の改革と創造のための行動計画を着実に実施いたしており、今国会にも規制緩和のため所要の法律案三十法案を提出し、既にそのうち二十三法律が成立をいたしております。その他の法案につきましても速やかに成立を期待いたしておりますところでございます。

またさらに、去る七月十三日には、政府の産業構造転換・雇用対策本部におきまして、新たな雇用の創出、産業競争力の強化の観点から具体的な措置を決定いたしております。

なお、規制緩和を推進していくに当たりましては、今後とも個々の具体的措置について、地方公共団体の窓口も含め行政の担当者による趣旨の徹底を図ってまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣与謝野馨君登壇、拍手)

○国務大臣(与謝野馨君) お答え申し上げます。事業再構築計画の認定の手續の簡素化についてのお尋ねですが、事業者の負担を軽減するため、申請書類については極力簡素なものとするよう配慮したいと考えております。また、認定の基準については、経済実態や専門家の意見などを踏ま

え、かつパブリックコメントなどを経た上で客観的な指標を策定し、告示にて明確化することとしております。

このように、認定手續を簡素化し、かつ認定基準を客観化、明確化して恣意性のない運用を行うことにより、事業再構築計画の申請受理から原則として一カ月以内に認定することとしたいと考えております。

次に、日本経済の再活性化のためには、本法案にとどまらず、さらなる対応を検討する必要があるとの御指摘がありました。

我が国経済の自律的發展を確保するためには、供給サイドの体質強化、すなわち事業者の自主的努力を促進しつつ、企業の構造改革が円滑に実施されるような環境を整備することが重要であります。

政府としては、従来から規制の緩和、撤廃、持ち株会社の解禁などを初めとする経済構造改革を進めており、今般の産業活力再生特別措置法案もその延長線上にあるものと考えております。

今後、我が国経済の中長期的な発展基盤を形成するため、本法案を新たな第一歩とし、中小企業等の事業再建手続法制などの制度整備、ベンチャー企業、中小企業の育成、研究開発の活性化、規制緩和の一層の推進などにさらに力を入れて取り組んでいく考えであります。

また、こうした供給面での体質強化とあわせ、需要面についても経済動向を注視しつつ、機動的、弾力的な経済運営に努めていく考えであります。(拍手)

(国務大臣柳沢伯夫君登壇、拍手)

○国務大臣(柳沢伯夫君) 金融正常化への展望と決意につきましてお尋ねがございました。

我が国の金融は、現在、金融再生法と金融健全化法のもとでシステムの安定化に向けて一定の進捗を見つつございます。しかし、これら臨時、異例とも言ふべき措置の有効期限はいずれも二〇〇一年三月まで、すなわちバイオオフの解禁予定時期と軌を一にいたしております。

私どももいたしましては、この期限までに我が国の金融機関のすべてを通じて不良債権を処理し、十分な資本を持ち、さらに効率的競争力の強いものとし、これによってある程度のリスクに耐えるとともに、他方、信用リスク、市場リスクなどのリスクを的確に管理できる能力を持つ体制を築いてまいりたいと考えております。

このようにして、現行の二法が失効しても金融機関が自立してその役割を果たし得るという、議員のいわゆる金融の正常化を実現してまいりたい、このように考えております。(拍手)

(国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手)

○国務大臣(宮澤喜一君) 政府の提案には基本的には賛成であるけれども、幾つか注文したいことがあるという中で、一つ、いわゆるベンチャーキャピタルについて御指摘がありました。

我が国の経済が今の危局を乗り切って二十一世紀に臨むためには、どうしても私はこの問題が大変重要であると思っております。御指摘になられたことに大変共感を感じております。

御存じのように、いわゆる開発銀行は民間のリスクがとりにくく、戦後で申しますと重厚長大な産業を育ててまいりましたが、八〇年代ごろになりますと、日本の経済が円熟しまして、どうも開発銀行というのは民衆に追いついていこうということが言われた時代がございました。

ところが、今になりますと、また市中銀行がどうも元気がすっかりなくなりました。今度の日本政策投資銀行に負うところが多い、まことに皮肉な展開をいたしておるわけですが、それこそベンチャーキャピタルなどは本中に中機関がたとえ力が強くなってもなかなかリスクがとれない分野でございますから、今でこそ日本政策投資銀行に、それは私も大いに期待をいたしたいと思っております。

そのための資金等々の手当て、入り用なことは必ずいたしますが、人員につきましては、開発銀行の仕事が大分長年の間に変わってまいっておりますから、人々の重点配置ということも銀行で十分

分に考えてもらふべきではないかというふうに思っています。

それから、同じ問題につきまして、エンゼル税制ということについてもお話がございました。

御承知のように、今エンゼル税制というのは、あるのはあるわけでございます。申しわけ程度とは申しませんが、なかなかこれ、税法で面倒なものですから、思い切ったエンゼル税制はできていない。

ただ、それは、我々国民ももう少し投資マインドを持ってもらいませんと、貯蓄だけではなかなかいきませんので、投資をするということをやはり国民が考えてもらう必要があつて、今、金利が低いものですから、勢いそういう動きが出ておりますので、投資マインドが出てきましたら、やっぱりそれにふさわしいぐらいなエンゼル税制みたいなものをもう少しアクセントをつけてやるべきではないかというふうに私も考えています。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 西山登紀子君。

(西山登紀子君登壇、拍手)

○西山登紀子君 私は、日本共産党を代表して、産業活力再生特別措置法案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

まず初めに、このような重要法案を、衆議院において十分な審議時間を保障せず、採決が強行されたことはまことに遺憾なことであることを申し上げ、質問に入ります。

本法案は、大企業の生産性の向上を目的に、得意分野にシフトする事業再構築、すなわちリストラを支援するものです。過剰設備の問題でいえば、民間研究機関の調査でも、その四分の三が景気低迷による需要不足によるもので、残りがパブル期の過剰投資などによるものだと言っています。

我が国経済の自律的回復を目指すというのなら、今なお深刻な事態にある個人消費の拡大を図ることこそ先決ではありませんか。総理及び大蔵大臣に答弁を求めます。

本法案では、目的で、雇用の安定等に配慮することを規定しています。総理も、事業再構築を進める際には雇用にしわ寄せしないよう最大限配慮すると言っていました。しかし、これは表向きにすぎません。実際には、産業競争力会議参加企業のソニーグループが四年間で全体の二割、一万七千人の削減、同じく日立製作所は来年三月末までに本社の約一割、六千五百人を削減するなど、大がかりな人減らしが計画されているではありませんか。総理、今実際に行われている大企業のリストラ計画で人減らしを伴わない計画がありますか、はつきりお答えください。

今回、この法案に組み入れられる事業革新法にも、雇用の安定等に配慮するという同様の規定があります。しかし、同法に基づく事業革新計画の承認を受けた企業のうち、株式上場企業六十社は九五年から九八年の間に全従業員の二・三、五万六千人もの人減らしを行ってきました。こうした事実があるのに、なお事業革新法を例にとつて雇用の安定のために実効ある配慮はなされるか、はつきりお答えください。

次に、本法案は、事業再構築計画の認定要件の一つに、「従業員の地位を不当に害するものではないこと」を定めています。

そこで、お聞きします。

これは、例えば事業の合併、譲渡の場合には従業員は全員承継され、労働条件もそのまま引き継がれることが原則だということでしょうか。さらに、事業の縮小・廃止や設備の撤去や廃止の場合には具体的にどのような措置になるのか、お伺いいたします。

政府は、労働組合や従業員の同意を前提にしていない事業再構築計画であっても認定することがあると答弁しています。労働者の生活に重要な変更がある場合、労使間の事前協議で合意を前提にすることは当たり前のことではありませんか。そんなことも認めないのであれば、この法案はまさに政府が財界と一体となって問答無用の人減らしを進めるリストラ競争推進法ではありませんか。

総理、あなたはリストラで失業した人々の実態を御存じでしょうか。総務庁が七月三十日に発表した六月の完全失業率は四・九％と過去最悪を更新しています。倒産やリストラによる非自発的離職者が過去最多の百八十八万人にもなっています。昨年一年間で自殺者が三万人を超え、そのうち七三％が三十歳から五十歳代という働き盛りです。先日、リストラによる失業で、学費が払えず、やむなく子供を中途退学させざるを得ない家庭が前年に比べ二六％も急増している、何とかしてほしいと私立学校の先生方や保護者から陳情を受けました。総理、家計を支える大黒柱が次々と失業をあなただけはどうお考えですか。政府としての責任を感じないのですか。

リストラのやり方も問題です。視察に行ったNKKでは、仕事の場所も中身も変わらずユニホームと帽子が変わるだけという分社化が次々と数百人規模で行われ、労働者に有無を言わず出向、転籍させ、三〇％もの賃金カットなどを強要しているのです。また、セガでは職場の中でリストラームと呼ばれる隔離部屋までつくって退職を強要するという人権侵害のやり方まで横行しています。総理は、こういうリストラ、雇用削減のやり方が許されると考えているのでしょうか。人権侵害の行為は絶対に認めないなど厳しく対処すべきではありませんか。答弁を求めます。

ヨーロッパでは、解雇規制法とともに、企業譲渡などの際に労働者の既得の権利を保護する目的で労働者の権利義務の移転、企業譲渡などを理由とした解雇の禁止、労働者に対する事前の情報提供などについて規定するEU既得権指令がつけられました。大企業が利潤追求第一で社会のことを考えない行動をとったときこそ、それを正すのが政治の役割ではありませんか。EUのような労働者保護のルールこそ今制定すべきではないでしょうか。

また、本法案は、経営の見通しに失敗して過剰

設備や債務を抱えた大企業ほど税の優遇を受けられる仕組みになっています。総理は、国民に責任を押しつける一方、この法案では経営責任は問わないと答えています。では、過剰設備廃棄で税制上の優遇を受ける企業は経営責任をいつ、どのように問われるのでしょうか。

設備廃棄による欠損金の繰り越し・繰り戻し特例は、設備廃棄すればするほど優遇されます。さらに、銀行が企業の借金の一部を棒引きするかわりにその企業の株式を受け取るという債務の株式化によって、銀行支援六十兆円の公的資金が結局迂回して大企業の借金棒引きに回されることになりました。なぜ国民が税金で大企業の失敗の穴埋めをしなくてはならないのですか。こんなことをすれば、銀行だけでなく大企業のモラルハザードを一層進めるだけではありませんか。総理、お答えください。

最後に、自民党は、産業競争力会議の参加十六企業と業界団体から九三年から九七年の五年間に総額二十六億五千六百万円の政治献金を受けています。本法案がこうした企業献金の見返りではないかと疑われても仕方のない関係ではないでしょうか。総理は、衆議院で、経団連、財界の要求を丸のみしたものではないと答えています。そうではないというのならこの際きっぱりと産業競争力会議参加企業からの企業献金をやめるべきではないでしょうか。総裁である総理の決断でできることです。答弁を求めます。

大企業の目先の利潤追求を応援する政治からは、二十一世紀の国民生活と国民経済の明るい未来は見えてきません。大企業にその力にふさわしい社会的責任を果たさせる政治の転換を強調し、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○国務大臣(小淵恵三君) 西山登紀子議員にお答え申し上げます。

まず、本法案が労働者に不安を与えるという懸念と、経済の自律的回復方策についてお尋ねがありました。

現下の我が国経済は、各種の政策効果が浸透し、このところやや改善しておりますが、本格的な経済再生には民間設備投資や個人消費を初めとする民需の回復が不可欠であると考えております。

政府といたしましては、十一年度予算におきまして、当面の景気回復に全力を尽くすとの観点から、個人所得課税の恒久的減税を実施するほか、公共事業や中小企業対策、雇用対策に最大限配慮するとともに、住宅ローン減税を行うこととするなど、人々の生活基盤の安定化につながる施策を積極的に講じているところであります。加えて、雇用対策について、先般成立いたしました補正予算の迅速かつ適正な執行に努めてまいります。

また、本法案は、事業再構築のための環境整備や雇用創出効果の高い創業等の支援策を講ずることを通じて経済の自律的發展を図るとともに、良好な雇用機会の創出を実現するものであり、御指摘の点には当たらないと考えております。

本格的な経済の回復に向けては今まさに正念場であり、今年度のプラス成長を確実にすることに向け、引き続き不退転の決意で臨む考えであります。

リストラ計画と人減らしについてお尋ねですが、企業の事業再構築は、合併や事業提携、子会社の設立等による新分野進出など多種多様な内容を含み、一概に雇用の縮小を伴うとは言えないと考えています。御指摘の産業競争力会議参加企業もグループベースで見ますと全社合計で雇用は増加の傾向にあります。

また、我が国企業は、これまででもリストラ計画が雇用調整を行う場合にあっては、自然減や配置転換、出向等を行うことにより雇用の安定を図ってきており、今後ともこうした責務を果たすよう求めてまいります。

事業再構築計画の認定の要件中、従業員の地位を不当に害するものでないことに関するお尋ねであります。本要件は計画の認定時点におきまして、事業者が事業再構築を行う際に雇用の安定に

配慮しつつ行っているか否か、労使間で十分な話し合いを行ったかどうか等を確認するものであります。したがって、本要件は従業員の全員承認、労働条件の継続等を意味するものではありません。

労使間の事前協議で合意を前提にするのは当然ではないかとお尋ねであります。事業再構築には経営権に属する事項も含まれることなどから一律に合意を義務づけていないものであります。

また、人減らしのためのリストラ推進法案ではないかとの御指摘ではありますが、本法は事業再構築のための環境整備や雇用創出効果の高い創業への支援策を講ずることを通じて経済の自律的発展を図るとともに、良好な雇用機会の創出を実現するものであり、御指摘の点は当たらないと考えております。

リストラで失業した人々の実態についてのお尋ねであります。六月の完全失業率四・九％と過去最高を更新するなど雇用情勢が厳しさを増す中で、非自発的失業者も過去最高水準となっているものと認識しております。今後とも、今回の緊急雇用対策の着実な実施に努めることなどにより、国民の雇用不安の払拭に向け全力で取り組んでまいります。

人権侵害につながるリストラや雇用削減についてお尋ねがありました。

人権侵害はあってはならないものであると考えておりますが、出向、転籍、退職勧奨などの問題については基本的には労使間の十分な話し合いによって解決されることが重要と考えており、政府としては、裁判例等の情報提供に努めるほか、労使当事者からの申し出などに応じ適切な指導を行ってまいりたいと考えております。

労働者保護のルールについてのお尋ねであります。EU諸国と我が国では、企業における労使関係の実情、雇用・労働市場の状況等が異なることから、EUの労働者保護のルールを我が国に導入することにについては適当でないと考えます。

企業の経営責任及びモラルハザードに関するお尋ねであります。今回の事業再構築計画に係る認定事業者への措置は、生産性の向上に向けて、既存の中核的事業の拡大や新たな商品や生産方式の導入など、将来へ向けた経営上の努力を行う事業者に対して行うものであり、本法案において経営責任を問うことは適当でなく、また本法案によりモラルハザードを推進することもないと考えます。

最後に、産業競争力会議に参加している企業からの自由民主党への献金についてのお尋ねであります。御指摘の事例についてこの場でお答えすることは差し控えますが、一般論としてお答えをいたしますれば、政治資金規正法に定められたところに従って、それぞれの企業や団体が政党の理念等を支持し支援するため政党に対する寄附が行われているものであり、問題はないと考えます。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣官房第一書記 登壇、拍手)

○国務大臣(官房第一書記) この法律案はリストラを支援するものであって、我が国経済の自律的回復を目指すというのなら、今深刻な事態にある個人消費の拡大こそ先決ではないか、大蔵大臣に答弁を求める、こういう御趣旨の御質問であります。

確かに、リストラをいたしますと、殊に大幅なリストラを急激にいたしますから、雇用面に深刻な影響があるということは、私は御指摘のとおりだと思います。でございますから、昨年度の補正予算から今年度の本予算にかけまして一兆円の施策をいたしておりますし、先般も補正予算を御審議願ってお許しをいただいたわけでございまして、そのことは私どもも抜かりなく準備をいたしておりますつもりでございます。

であります。自動車を導入すれば人力車が失業する、反対といったようなことはだれも思わないうわけでありまして、今の我が国の内外の情勢を考えますと、どうしてもやはりリストラはしな

ければならないというふうに私も思うわけです。アメリカの経済がきょうこれだけ好調なのは、現在労働の生産性が三％になっているからで、一前まで一％という時代であったのですから、やはり労働の生産性が上がっていくということが私は大事で、それによって雇用が生産性の高い方へ移っていく、それによって賃金も労働条件もよくなる、こういうふうな私どもはいたすべきだと思います。十分注意はいたしますが、御理解をいただきたく思います。(拍手)

○議長(齋藤十朗君) 三重野栄子君。

(三重野栄子君登壇、拍手)

○三重野栄子君 三重野栄子でございます。私は、社会民主党・護国連合を代表して、ただいま議題となりました産業活力再生特別措置法案につきまして、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

本法案は、我が国産業の活力再生を速やかに実現し、豊かな経済社会を構築していくため、企業の事業再構築の支援を目的として政府は説明しておりますが、企業が抱えております雇用、設備、債務の三つの過剰の解消を国として後押しをするという内容は、まさに企業、事業者を中心としたものであり、労働者、生活者の視点に立ったものではないことは明らかであります。

現下の我が国経済は依然として厳しい状況にありますが、この原因をつくったのは、バブルの発生を防げず、またその崩壊後における政府の政策対応の誤りに基づいたものであり、その結果として多くの国民が今後の我が国経済の行く末に大きな不安を抱えているためであると考えております。

社会民主党はかねてより、我が国経済を本格的な回復軌道に乗せるために、一、安心できる生活展望を示し生活の不安を解消する、二、健康、福祉、老後の不安を解消する、三、共生の地域社会づくりで地域の不安を解消する、四、雇用対策の

拡充で失業不安を解消する、五、中小企業対策、貸し渡り対策の充実で不安を解消するという五つの不安打開策を主張してきましたが、今回の法案はこうした国民の不安にこたえるものではなく、企業のリストラ強化を支援するというものでありまして、国民の不安をますます増大するものではないでしょうか。

まず、この点につきまして総理の御見解をお伺いいたします。

今回論議を呼んでおります過剰設備の廃棄、過剰債務の圧縮、過剰雇用の整理は、言うまでもありませんが、バブル経済の清算にはかなりまっしぐらに経営者の重大な判断ミスによるものでありまして、そのツケを国民、労働者に押しつけようとする。ことに到底納得することができないのであります。経営者の責任を問うこともなく、設備廃棄を国として支援しようとするのは、企業経営者のモラルハザードをいざ知らず助長する以外の何物でもないものでありませんか。

事実、当の産業界からも特定の業界や企業に優遇税制を設けることに反対の声が強くと聞いております。経営上の失敗からもたらされた過剰設備や過剰債務につきまして、当然、企業経営者の責任が問われてしかるべきであると考えますが、あわせて総理の御見解を伺いたいと思

います。法案に盛り込まれております事業再構築の支援策が企業のリストラを一段と加速させることは否定できません。企業のリストラの拡大は雇用問題だけにとどまらないことは言うまでもありません。設備の廃棄が工場の撤退に結びつき、地域経済に重大な打撃を与えるのだと言わざるを得ないものであります。

企業城下町と言われるような地域の商店街などが受ける影響について、政府はどのように考慮しているのでしょうか。総理、通産大臣の御見解をお伺いいたします。

(議長退席、副議長着席)

次に、今回の法案には、創業者・中小ベンチャー支援策が盛り込まれております。環境や福祉分野など二十一世紀を見据えた新規産業の創出、育成は極めて重要な政策課題であると認識しておりますけれども、今回いち早く取りまとめられました事業再構築の枠組みや支援策に比べまして、新規産業の支援策は極めて不十分であり、この問題に取り組む政府の真剣さは疑問であります。

中小企業やベンチャー企業の創出につきまして、人材、資金、技術面にわたる総合的な支援体制の確立が急務であると考えますが、通産大臣の御見解を伺いたいと存じます。

加えて、今回の法案におきましては、優遇税制などの恩恵を受ける企業をどのように認定するかにつきまして、施行日までに通産省令を策定する予定であると聞いていますが、この規定がいまいなままでは裁量行政そのものになりかねません。そのために明確かつ客観的な基準を策定するべきであると思いますが、通産大臣の御所見をお伺いいたします。

最後に、雇用問題に関連して伺います。

本年六月の完全失業率は四・九％と、再び史上最悪の状況にあります。小淵総理は、今国会の冒頭の施政方針演説におきまして、百万人規模の雇用創出を目指し、雇用対策を強力に推進してまいりますと述べておられますが、また、先般の平成十一年度補正予算におきましても、緊急雇用対策費が大きな柱であると言っております。しかし、五千億円程度という極めて不十分な雇用対策であり、雇用不安の解消を図るという観点とはほど遠い内容となっていると言わざるを得ません。

政府がこれから推し進めようとしております補正予算緊急雇用対策と法案による事業再構築支援策という二頭立ての政策でもって我が国経済の建て直しと雇用不安の一扫が本当に可能なのでしょうか。史上最悪の状況にある雇用情勢を一段と増大させ、リストラの加速が失業率の一層の悪化を招き、雇用不安の高まりから、景気回復のかきを

握っている個人消費の回復をおくらせるばかりではないでしょうか。

総理の御所見を伺いまして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○国務大臣(小淵恵三君) 三重野衆議議員にお答え申し上げます。

まず、本法案が労働者、生活者の不安をますます増大させるものではないかとの御指摘についてであります。本法案は、事業再構築のための環境整備を通じて、人材等の経営資源の有効活用を図るとともに、未来産業の創出に向けた技術開発の活性化、創造的な中小企業、ベンチャー企業の振興などの施策を講ずるものであります。

こうした取り組みは、経済の自律的發展を図り、新たな産業と雇用を生み出すものであり、御指摘の点は当たらないと考えます。

過剰設備については企業経営者の責任を問うべきであるとお尋ねでありました。

今回の事業再構築計画に係る認定事業者への措置は、生産性の向上に向けて、既存の中核的事業の拡大や新たな商品や生産方式の導入など、将来に向けた経営上の努力を行う事業者に対して行うものであり、この法案において企業経営者の責任を問うことは適当でないと考えます。

事業再構築の地域経済への影響についてであります。事業再構築に対する支援は我が国経済を活性化させ、地域の事業者を含む幅広い事業者に新たな成長の機会を提供するものであります。また、本法案におきまして、地域の中小企業者等の新事業開拓についての支援措置も講ずることとしております。

加えて、中心市街地活性化等の既存の施策も積極的に講じ、地域経済活性化には十分配慮してまいります。

最後に、事業再構築支援策と緊急雇用対策の効果についてのお尋ねであります。企業の事業再構築を通じて体質改善を円滑化することは、新たな投資を誘発し、我が国の自律的發展を実現する上で不可欠であります。

あわせて、本法案は、雇用創出効果の高い創業者、すなわち、業をつくり、起こすこと等への支援策も盛り込んでおり、先般の緊急雇用対策と相まって、経済活力の再生とそれを通じた良好な雇用機会の創出を実現するものと考えております。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣与謝野馨君登壇、拍手)

○国務大臣(与謝野馨君) 三重野先生にお答え申し上げます。

まず、事業再構築が地域経済に及ぼす影響についての御質問ですが、本法案は、事業者が生産性の高い分野に経営資源をシフトさせることを円滑化するものであります。かかる取り組みを通じて、我が国の生産性の向上を図り、我が国経済の活性化を図ることにより地域の事業者を含め幅広い事業者にとって新たな成長の機会が創出されるものと考えております。

また、本法案においては、創業及び中小企業の新事業開拓に対して支援措置を講じ、地域の中小企業者等の活性化を図ることとしております。

加えて、地域産業集積活性化対策や中心市街地活性化対策、さらには昨年十二月に成立した新事業創出促進法に基づく地域プラットフォームの創設、支援等の一連の施策を積極的に講ずることにより、地域経済の活性化についても万全を期してまいります。

次に、中小・ベンチャー企業の支援体制についてのお尋ねですが、本法案においては中小・ベンチャー企業等に対する設備資金の無利子融資制度の拡充、信用保証制度の特例等、特段の措置を講じていくこととしております。

さらに、法案に直接盛り込まれた措置以外にも、中小企業総合事業団において中小・ベンチャー企業に対する出資、助成等の積極的な支援を行うほか、人材データベースの設置及び企業経営に必要なアドバイザーの派遣事業等を推進してまいります。また、技術面においては、SBIIRの創設により中小企業による研究開発を支援しているところでございます。

今後とも、中小・ベンチャー企業が活発に活動できるよう、人材、資金、技術面にわたる総合的な施策を推進してまいります所存でございます。

次に、事業再構築計画の認定や税制等の支援策の適用に係る基準についての御質問ですが、明確かつ客観的な指標を設け、恣意性のない透明な運用を行ってまいりたいと考えております。指標の作成に当たっては、経済の実態や専門家の意見等を踏まえつつ、明確かつ客観的な指標を策定することとし、これを公表する考えでございます。以上です。(拍手)

○副議長(菅野久光君) 水野誠一君。

「水野誠一君登壇、拍手」

○水野誠一君 私は、参議院の会を代表いたします。ただいま議題となりました産業活力再生特別措置法案について、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

この法案の提案理由にも述べられているように、産業界は設備、債務、雇用の三つの過剰から危機的な時代を迎え、我が国企業の生産性伸び率はOECD平均を下回る水準に低迷し続けております。

バブル崩壊後、政府も景気回復への甘い期待を抱いて、真の改革を先送りしてきました。しかし、市場競争のグローバル化の進展がもはやこうした態度を許さないことから、現在、我が国の経済社会が置かれている非常に厳しい状況を招いているものと考えます。

必要なことは、競争力のなくなった業種や部門を大胆に縮小し、人材や資金を成長力ある分野に投入するという大構造改革であり、産業再生法案がまさに選択と集中を重要なキーワードとしていることは評価したいと考えます。

長い間、日本企業の経営目標は売り上げとマーケットシェアの拡大にありました。しかし、経済のグローバル化により、企業は売り上げそのものよりも利益率を上げ、格付を高めなければ株式市場によっていや応なしに淘汰されるという厳しい時代を迎えております。企業が生き残っていくた

めには、設備投資の削減、過剰債務の解消、過剰雇用の削減という事業のリスクチャリングが避けられず、現にマーケットでは、実効あるリスク計画を発表した企業はリストラ銘柄と呼ばれ国内外の投資家からの評価が上がるという、過去には見られなかった現象が出てきています。

しかし、我々は、失業の増加が社会不安につながらないように十分な対策をとりつつも、一方で産業構造の転換を迅速に進めていくという極めて高度な政策の選択を迫られています。

これまで国は、景気対策というカンフル注射一本やりの政策をとり続けてきました。しかし、これからの経済社会を構造改革していくシナリオにおいては、構造改革と雇用確保を単純に二律背反的にとらえる発想では何も問題を解決できないわけであり、そこにはそれを両立させるための全く新しい知恵が求められているものと考えます。

私自身、二十一世紀はこの構造改革と雇用問題に限らず、環境問題や人口問題などあらゆる分野で構造的矛盾が噴出してくる時代であり、そこでは二十世紀的な知識偏重ではなく、人類の歴史に立ち戻った真の知恵を働かせない限り問題を解決していくことはできないだろうと言いつつ、まいいりました。

堺屋長官も、人類は近代工業社会を超越して新しい知恵の時代を迎えていると繰り返し発言されております。改めて、この経済社会の転換期に求められる知恵とは何か、また、あるべき知恵の社会とはどんなイメージの社会かという点について、長官の御認識を伺いたいと思います。

次に、宮澤大蔵大臣に伺います。

今回の産業再生法案の一つの柱に、分社化手続の簡素化があります。機動的な経営を図るために、事業ごとに収支や人事を独立させる手法に対する関心が一部民間企業の中に高まっており、それを後押しする意味で一定の効果が期待できるものと評価しております。しかし、分社化の真のメリットは連結納税制度が導入されないことと生まれてこないという指摘があることも事実であります。

連結納税制度のもとでは、短期的には利益を上げにくい研究開発部門などを子会社として独立させても、グループ全体として税負担を軽減できるというメリットがあり、企業にとっては、二十一世紀の国際競争をにらんで、より積極的、創造的な研究開発活動、長期的な視野に立った事業活動に弾みをつけられる可能性が期待できるものであります。

企業が構造改革しやすい環境を整備する観点から、また、やせた企業から当面の税収を搾り取るよりも企業や経済に活力を復活させてから税収をふやすべきという観点からも、連結納税制度を含めた法人税のあり方について、抜本的な改革論議を行うべき時期を迎えているものと考えますが、大蔵大臣の御見解を伺いたいと思います。

私は、現在の日本経済は、過去の投資決定の誤りに基づく膨大な過剰設備を抱える一方で、今後の潜在的なニーズの増加に対応すべき新規・成長分野への資源投資が十分に伸びてきていないというアンバランスの中にあり、この構造的なアンバランスは産業構造調整を経ずして解消できる性格のものではないと考えています。

もちろん、大がかりな産業構造調整を実施していくとすると、縮小すべき産業から拡大すべき産業に労働力の大規模な移動が必要であり、一たんは雇用が失われるという過程も生じましよう。現に倒産やリストラによる非自発的失業者が大幅に増加しており、今後リストラがさらに本格化すればその傾向が一層強まる可能性が大いと思われる。

そこで、既存産業に対する需要を刺激しようとする従来型の政策から、産業構造転換の促進に重点を置いた政策への本格的な転換を、細心の注意を払いつつ、かつ速やかに行うべきであると考えます。そして産業構造転換の過程での労働力の移動を速やかにするために、日本の労働市場を真のマーケットとして十分機能するものに改めることが不可欠であり、このための制度的基盤の整備が最優先課題であると考えますが、通産大臣並び

に労働大臣、それぞれの御所見を伺いたいと思います。

最後に、総理に伺います。

今回の産業再生法案は、産業構造の抜本的な再構築を推進することを目指すものでありながら、事業再構築計画の申請期間を平成十五年三月までとしていることが示されており、この法案自体には産業社会のその先のあり方、すなわち二十一世紀産業社会の明確なビジョンが込められていないのではという危惧を抱いております。

九九年年度経済白書は、「新しいリスク秩序の構築に向けて」という章を設けています。序文で堺屋長官は、重大な問題として「長い社会的安定と経済的成長の中で、終身雇用慣行が定着し」「青少年もリスクのある自営や起業を避け、安全確実とみられる大組織への参加を選ぶようになっていくこと」を述べ、さらに、「今や日本は、外国に手本のない段階に入っている」として、リスクをとる社会を提唱しておられます。

経済社会において、リスクは分散させても決してなくなるものではなく、必ずどこかへ回されるものであります。必要なのは、リスクの不透明なつけ回し、先送りを断じて許さないことであると考えます。そしてどのようなリスクが、いつ、どこで、どの程度あらわれるのかを明らかに示し、そしてそのリスクをどのようなルールに従ってそれが負担するのか、正面から明確に説明し続けることであり、それを欠いては、政策のバイパスをたくさんつくるのは結構だが一向に向かっている未来の方向性が見えないという批判を免れられないものと考えます。

総理御自身のビジョンと御決意を伺って、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣小淵恵三君登壇、拍手)
○国務大臣(小淵恵三君) 水野誠一議員にお答え申し上げます。

リスクをとる社会の実現というものは不可避であり、政府として正面から説明すべきとの御指摘がございました。

私自身、かねてから、我が国経済社会が二十一世紀においては一段と活力と魅力にあふれたものとなるためには、一人一人の国民や個々の企業がみずからの個性や独創性を生かして、積極果敢に創意工夫の実現に挑戦できる社会状況をつくらなければならない、すなわち、みずからリスクをとってチャレンジすることができる社会の実現を強調いたしてまいったところであります。

他方、こうした社会には、当然のことながら、すべての人々に機会を与え、失敗しても再挑戦が可能となるような適切な安全ネットが必要となると考えます。こうした取り組みには国民を挙げての意識改革と支援が不可欠であり、事あるごとに国民の方々に対しても訴えていきたいと考えており、また、政府といたしまして、その目標を明らかにする努力を続けてまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣与謝野馨君登壇、拍手)
○国務大臣(与謝野馨君) 水野議員にお答え申し上げます。

労働市場の整備についてのお尋ねでございますが、産業構造の転換を図り、円滑な労働移動を行うためには、まず何よりも旺盛な労働需要が重要であります。このため、緊急雇用対策においては、雇用機会の創出を最大の柱として、政府として規制改革の推進、新規開業支援等新事業の創出を図る環境整備を強力に推進することとしていくところでございます。

また、就業能力の向上や雇用のミスマッチの解消、人材移動の円滑化を大胆に進めるため、民間及び市場機能を最大限に活用し、個人の自主選択を重視する雇用政策への新たな展開を図ることとしております。

今後は、関係各省とも連携し、これらの施策の着実な実施に全力を挙げ、円滑な労働移動のための制度的基盤の整備に努めてまいりたいと考えております。(拍手)

平成十二年八月二日 参議院會議録第四十一号

〔國務大臣堀屋太一君登壇、拍手〕

○國務大臣堀屋太一君 水野議員からあるべき姿などに出てゐる「知恵の社会」とはどのようなものか、また、経済社会の転換期においてこれから必要となる知恵とはどんなものかという御質問がございました。

日本は、明治以来、ひたすら近代工業社会の形成に励んでまいりました。近代工業社会とは、規格大量生産の産業を全社会的に成立させることでございますが、日本は一九八〇年代の後半にはほぼこれに成功し、世界の先進国の中でも人口一千万人以上のところでは一人当たり国内総生産が最も高い国になりました。

ところが、八〇年代から世界の文明の流れは、人々の欲求の多様化と情報技術の発展によりまして、多様化、ソフト化、グローバル化の方向に進むようになりまして、これからの社会では、多様な創造力、広範な情報収集、志のある決断力などの知恵によって生み出される価値が、経済の成長と企業の利益と人々の満足度を高める主要な要素になるでしょう。

今、世界に起こっている経済社会の歴史的転換期に求められる知恵とは、広範な情報力に裏づけられた多様な創造力を生み出す知的能力だと思います。これは、これまでの欧米先進国の技術や制度を学び、覚え、確実に実施することとは大きく異なっています。これからの知恵の時代に対応するためには、個性と創造性に富んだ人材を育成するとともに、そうした人材が活躍しやすいような社会的気質を醸成することが必要だと思います。

こうした新しい知恵の社会に向けて、日本の社会の構造を積極的に改革することによって日本の経済を新生し、新たな発展軌道に乗せることが、新しい雇用をふやし希望に満ちた楽しい世の中をつくる道だと考えております。(拍手)

〔國務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○國務大臣(宮澤喜一君) 企業が組織変更をいたしますときに、なるべく税法がじゃまにならないようにということをはかっております。商法が改正されて株主交換制度ができましたが、こ

産業活力再生特別措置法案(趣旨説明) 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案

の際の譲渡益課税は繰り延べることができるといふようなことなどはいたしてあります。

そこで、御指摘の分社化をする場合の一番大きなメリットは、実は連結納税を導入できることではないかということ、確かにそういうことはおっしゃる方が多いでございますし、したがいましめて、この連結納税制度は、政府税調の中に法人課税小委員会がございまして、そこで検討を始めてもらつておるわけでございます。

しかし、どうも専門家の御議論を聞いていますと、現在の我が国の法人税制が基本的に一つ一つの個々の法人に課税するという建前に立っておりますので、連結納税ということになりますと法人課税の体系全般を見直さなければならぬという御議論が多い、意外に多くの問題があるということとを言つておられますが、しかし、確かにもう連結納税というのは、恐らくこれからだんだんそうなるべく早くしていただいたいということを申し出ておるところでございます。(拍手)

〔國務大臣甘利明君登壇、拍手〕

○國務大臣(甘利明君) 産業構造転換促進に重点を置いた政策に転換をすべきであるとのお尋ねであります。

今後の雇用政策は、雇用の維持安定を図りますとともに、積極的に産業政策等との連携を図ります。民間の活力や創造性による新しい雇用の場をつくり出し、成長産業・企業への円滑な人材移動を実現することが重要であるというふうに考えております。

このために、緊急雇用対策におきましても、規制改革による新たな事業の創出、成長分野における雇用創出の推進、そして人材移動特別助成金の創設によりまして失業なき労働移動支援の強化等、民間部門における雇用の創出や円滑な人材移動に向けた施策を盛り込んでおりまして、その迅速かつ効果的な実施に全力で取り組んでまいります。(拍手)

○副議長(菅野久光君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(菅野久光君) 日程第一 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。経済・産業委員長須藤良太郎君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔須藤良太郎君登壇、拍手〕

○須藤良太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済・産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の消費生活用製品等の安全性及び電気工作物等の保安水準の向上を踏まえ、従来政府が中心となつていた基準・認証制度について、可能な限り事業者が自主的に安全性を確認し、必要に応じて民間第三者機関による検査を義務づける等の措置を講じるため、通商産業省所管の十一法律を改正しようとするものであります。委員会におきましては、規制緩和と安全性の確保、第三者検査機関の中立性及び公平性の担保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わります。討論に入りまして、日本共産党の西山委員より反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(菅野久光君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○副議長(菅野久光君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○副議長(菅野久光君) 投票の結果を報告いたします。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○副議長(菅野久光君) 本日はこれにて散会いたします。午後二時三十分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 菅野 久光君

議員
弘友 和夫君 魚住裕二郎君
鶴保 康介君 世耕 弘成君
渡辺 孝男君 入澤 肇君
岩瀬 良三君 木村 仁君
山崎 力君 山本 保君
沢 たまき君 大森 礼子君
阿曾田 清君 亀井 郁夫君
水野 誠一君 加藤 修一君
高野 博師君 松 あきら君
益田 洋介君 高橋 令則君
月原 茂昭君 奥村 展三君
菅川 健二君 海野 義孝君
但馬 久美君 山下 栄一君
荒木 清寛君 平野 貞夫君
戸田 邦司君 松岡満壽男君
堂本 暎子君 日笠 勝之君
風間 昶君 木庭健太郎君
森本 晃司君 田村 秀昭君

有馬 朗人君 国会法第四十二 条第二項ただし 書の規定による もの	岸 宏二君 国会法第四十二 条第三項の規定 によるもの	補欠	辞任	法務委員
井上 裕君 竹山 裕君 角田 義一君	佐藤 昭郎君 佐々木知子君 内藤 正光君	補欠	外交・防衛委員	辞任
佐々木知子君	竹山 裕君	補欠	農林水産委員	辞任
佐藤 昭郎君 井上 裕君	井上 裕君	補欠	交通・情報通信委員	辞任
内藤 正光君	角田 義一君	補欠	予算委員	辞任
岡 利定君 岸 宏一君 鴻池 祥肇君	岩崎 純三君 有馬 朗人君 野沢 太三君	補欠	懲罰委員	辞任
岡 利定君	岡 利定君	補欠	同日特別委員会において選任した委員長は次のとおりである。	同日特別委員会において選任した理事は次のとおりである。
岩崎 純三君	委員長 岩崎 純三君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	国旗及び国歌に関する特別委員会	国旗及び国歌に関する特別委員会
理事 鴻池 祥肇君 理事 溝手 顕正君 理事 江田 五月君 理事 森本 晃司君 理事 笠井 亮君	理事 岩崎 純三君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	国旗及び国歌に関する特別委員会	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

平成十一年八月二日 参議院會議録第四十一号

議長の報告事項

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を国旗及び国歌に関する特別委員会に付託した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承諾することを議決した旨衆議院に通知した。

平成八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

平成八年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

平成九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

平成九年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

平成九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

平成九年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

平成九年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律

同日国会において承諾することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

平成八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

平成八年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

平成九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

平成九年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

平成九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

平成九年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

平成九年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による平成十年度第四・四半期出納整理期間を含まずにおける予算使用の状況の報告を受領した。

同日議長は、六月二十四日のナレディ・バンドール南アフリカ共和国全国州評議会議長就任に際し、同議長宛祝電を発送した。

同日議長は、七月二十日のニコル・フォンテーヌ欧州議会議長就任に際し、同議長宛祝電を発送した。

去る七月二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

阿部 正俊君

補欠

森下 博之君

国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの

岸 宏一君

佐々木知子君

佐藤 昭郎君

井上 裕君

内藤 正光君

角田 義一君

辞任

竹山 裕君

補欠

佐々木知子君

櫻井 充君

補欠

木俣 佳丈君

国民福祉委員

辞任

櫻井 充君

補欠

木俣 佳丈君

農林水産委員

辞任

井上 裕君

経済・産業委員

辞任

災害対策特別委員

辞任

溝手 顯正君

補欠

江本 孟紀君

鹿熊 安正君

柳田 稔君

同日衆議院から次の議案が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第三三三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

禁止に関する法律案(衆第三四号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆第一一七号)

農業年基金金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(閣法第八九号)

産業活力再生特別措置法案(閣法第一一六号)

同日衆議院から、本院の回付した次の衆議院提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

国会法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

起業者支援のための新事業創出促進法等の一部を改正する法律案(中野寛成君外四名提出)

同日衆議院から、次の規程案を可決した旨の通知書を受領した。

常任委員会合同審査会規程の一部を改正する規程案

同日委員長から次の報告書が提出された。

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案(閣法第九五号)審査報告書

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律案(第四百四十二回国会閣法第九二号)

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案
(第四百四十二回国会閣法第九三三号)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第四百四十二回国会閣法第九四四号)

一、公聴会の問題 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収容の規制等に関する法律案、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律案及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案について

一、開会の日 平成十一年八月四日
右のとおり議決した。よって参議院規則第六十二条により承認を求めます。
平成十一年七月二十九日

参議院議長 斎藤 十朗殿
法務委員長 荒木 清寛

同日内閣から、左記の者を預金保険機構理事及び同監事に任命したので、預金保険法第二十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(法律改正に伴う新規増(理事) 篠原 興
(九月三十日任期満了による再任(同) 松田 京司

(九月七日任期満了による再任(同) 吉田 正弘
(近く辞任予定の西村正雄の後任(監事) 高橋善一郎

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
国会法の一部を改正する法律
同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による平成十年度第四・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

去る七月三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員

辞任 補欠
森下 博之君 阿部 正俊君
外交・防衛委員 補欠
櫻井 充君 木保 佳丈君

国民福祉委員

辞任 補欠
木保 佳丈君 櫻井 充君

経済・産業委員 補欠
岩瀬 良三君 陣内 孝雄君
仲道 俊哉君 小山 孝雄君

予算委員 補欠
西川きよし君 佐藤 道夫君

参議院運営委員 補欠
阿部 正俊君 森下 博之君
小山 孝雄君 仲道 俊哉君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

辞任 補欠
亀井 郁夫君 景山俊太郎君
柳田 稔君 江本 孟紀君
山下 芳生君 宮本 岳志君
曾川 健二君 岩本 莊太君

国旗及び国歌に関する特別委員 補欠
本岡 昭次君 直嶋 正行君
松 ありき君 山本 保君
笠井 亮君 林 紀子君
山下 芳生君 畑野 君枝君

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員福島瑞穂君提出国旗国歌法制化に関する質問に対する答弁書
同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員荒木清寛君提出聴覚障害者の社会参加を制限している欠格事項の見直しの推進等に関する質問(答弁することができる期限 九月一日)

同日内閣を経由して公害等調整委員会委員長から、公害等調整委員会設置法第十七條の規定に基づく平成十年度公害等調整委員会年次報告書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名
外務省経 横田 淳 (解職) 平二・七・三
務代理 局長事務 局長事務
農林水産 高木 賢 食糧庁長 同
大臣官房 官
農林水産 石原 葵 農林水産 同
大臣官房 省経済局 同
農林水産 竹中 美晴 農林水産 同
省経済局 局長 大臣官房 同
食糧庁長 堤 英隆 (退職) 同
官 官
林野庁長 山本 徹 (同) 同
官 官

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十五回国会政府委員に任命すること承認した。
外務省経済局長 大島正太郎君
農林水産大臣官房長 竹中 美晴君
農林水産大臣官 城 知晴君
農林水産省経済局長 石原 葵君
食糧庁長官 高木 賢君
林野庁長官 伴 次雄君
同日内閣総理大臣から議長宛、外務省経済局長大島正太郎君外五名(同日議長承認)を、第四百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

審査報告書

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
平成十一年七月二十九日
経済・産業委員長 須藤良太郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近の技術水準及び安全確保能力の向上による消費生活用製品の安全性の向上及び電気工作物その他の事業用の工作物、施設等の保安水準の向上等を踏まえ、安全及び保安の維持及び向上を図りつつ、従来政府が中心となっていた行ってきた検査、検定等により技術上の基準への適合を確認する手続である基準・認証制度について、可能な限り事業者が自らの責任で安全性を確認し、必要に応じて民間の検査機関を含む公正な検査機関による検査を最小限とするため、消費生活用製品安全法、電気事業法等通商産業省関係法律について所要の改正を行うこととするものであって、おおむね妥当な措置と認める。
費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三條により送付する。
平成十一年六月十五日
参議院議長 斎藤 十朗殿
衆議院議長 伊藤宗一郎

平成十一年八月二日 参議院會議録第四十一号

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案

一六

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律

(消費生活用製品安全法の一部改正)

第一条 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特定製品

第一節 基準並びに販売及び表示の制限(第三条―第五条)

第二節 事業の届出等(第六条―第十五条)

第三節 認定検査機関(第十六条―第二十八条)

第四節 承認検査機関(第二十九条・第三十条)

第五節 危害防止命令(第三十一条―第三十一条)

第三章 雑則(第八十二条―第九十六条の二)

第四章 罰則(第九十七条―第一百条)

附則

第一条中「民間」を「民間事業者」に、「促進するための措置を講じ」を「促進し」に改める。

第二条第三項中「第一種特定製品」を「特別特定製品」に、「困難である者」を「十分でない者」に改め、「をいい」、「第二種特定製品」とは、「第一種特定製品以外の特定製品」を削る。

第三章の章名及び同章中第一節から第七節までの節名を削り、第二章を次のように改める。

第二章 特定製品

第一節 基準並びに販売及び表示の制限

(基準)

第三条 主務大臣は、特定製品について、主務省令で、一般消費者の生命又は身体に対する

危害の発生を防止するため必要な技術上の基準を定めなければならない。この場合において、当該特定製品について、政令で定める法律の規定に基づき一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための規格又は基準を定めることができることとされているときは、当該規格又は基準に相当する部分以外の部分について技術上の基準を定めるものとする。

(販売の制限)

第四条 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十三条の規定により表示が付けられているものでなければ、特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

一 輸出入の特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、その旨を主務大臣に届け出たとき。

二 輸出入以外の特定の用途に供する特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、主務大臣の承認を受けたとき。

三 第十一条第一項第一号の規定による届出又は同項第二号の承認に係る特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。

(表示の制限)

第五条 次条の規定による届出をした者(以下「届出事業者」という。)が同条の規定による届出に係る型式(以下単に「届出に係る型式」という。)の特定製品について第十三条の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、特定製品に同条の主務省令で定める方式による表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第二節 事業の届出等

(事業の届出)

第六条 特定製品の製造又は輸入の事業を行う者は、主務省令で定める特定製品の区分(以下単に「特定製品の区分」という。)に従い、次の事項を主務大臣に届け出ることができ、一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 主務省令で定める特定製品の型式の区分

三 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所)

者は、主務省令で定める特定製品の区分(以下単に「特定製品の区分」という。)に従い、次の事項を主務大臣に届け出ることができ、一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 主務省令で定める特定製品の型式の区分

三 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所)

四 当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行う場合に備えてとるべき措置

(承認)

第七条 届出事業者が当該届出に係る事業の全部を譲り渡し、又は届出事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その届出事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(変更の届出)

第八条 届出事業者は、第六条各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(廃止の届出)

第九条 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(届出事項に係る情報の提供)

第十条 何人も、主務大臣に対し、第六条第一号及び第二号に掲げる事項に係る情報の提供を請求することができる。

(基準適合義務等)

第十一条 届出事業者は、届出に係る型式の特定製品を製造し、又は輸入する場合において、第三条の規定により定められた技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合するようになければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 輸出入の特定製品を製造し、又は輸入する場合において、その旨を主務大臣に届け出たとき。

二 輸出入以外の特定の用途に供する特定製品を製造し、又は輸入する場合において、主務大臣の承認を受けたとき。

三 試験用に製造し、又は輸入するとき。

2 届出事業者は、主務省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の特定製品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。)について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

3 届出事業者は、第六条第四号の措置が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

(特別特定製品の適合性検査)

第十二条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の特定製品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。)が特別特定製品である場合には、当該特別特定製品を販売する時までに、次の各号のいずれかに掲げるものについて、主務大臣の認定する者又は主務大臣の承認する者の次項の規定による検査(以下「適合性検査」という。)を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。

第三号 届出事業者は、第六号第四号の措置が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

(特別特定製品の適合性検査)

第十三条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の特定製品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。)が特別特定製品である場合には、当該特別特定製品を販売する時までに、次の各号のいずれかに掲げるものについて、主務大臣の認定する者又は主務大臣の承認する者の次項の規定による検査(以下「適合性検査」という。)を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。

第三号 届出事業者は、第六号第四号の措置が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

(特別特定製品の適合性検査)

第十四条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の特定製品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。)が特別特定製品である場合には、当該特別特定製品を販売する時までに、次の各号のいずれかに掲げるものについて、主務大臣の認定する者又は主務大臣の承認する者の次項の規定による検査(以下「適合性検査」という。)を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。

第三号 届出事業者は、第六号第四号の措置が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

(特別特定製品の適合性検査)

第十五条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の特定製品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。)が特別特定製品である場合には、当該特別特定製品を販売する時までに、次の各号のいずれかに掲げるものについて、主務大臣の認定する者又は主務大臣の承認する者の次項の規定による検査(以下「適合性検査」という。)を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。

第三号 届出事業者は、第六号第四号の措置が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

(特別特定製品の適合性検査)

第十六条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の特定製品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。)が特別特定製品である場合には、当該特別特定製品を販売する時までに、次の各号のいずれかに掲げるものについて、主務大臣の認定する者又は主務大臣の承認する者の次項の規定による検査(以下「適合性検査」という。)を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。

第三号 届出事業者は、第六号第四号の措置が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

(特別特定製品の適合性検査)

第十七条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の特定製品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。)が特別特定製品である場合には、当該特別特定製品を販売する時までに、次の各号のいずれかに掲げるものについて、主務大臣の認定する者又は主務大臣の承認する者の次項の規定による検査(以下「適合性検査」という。)を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。

い。ただし、当該特別特定製品と同一の型式に属する特別特定製品について既に第二号に係る同項の証明書の交付を受けこれを保存している場合において当該証明書の交付を受けたい日から起算して特別特定製品ごとに政令で定める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして主務省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。

一 当該特別特定製品
二 試験用の特別特定製品及び当該特別特定製品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他主務省令で定めるもの

2 前項の認定又は承認を受けた者は、同項各号に掲げるものについて主務省令で定める方法により検査を行い、これらが技術基準又は主務省令で定める同項第二号の検査設備その他主務省令で定めるものに関する基準に適合しているときは、主務省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書を当該届出事業者に交付することができる。

(表示)
第十三条 届出事業者は、その届出に係る型式の特定製品の技術基準に対する適合性について、第十一条第二項(特別特定製品の場合にあつては、同項及び前条第一項の規定による義務を履行したときは、当該特定製品に主務省令で定める方式による表示を付することができる。

(改善命令)
第十四条 主務大臣は、次の場合には、届出事業者に対し、特定製品の製造、輸入若しくは検査の方法その他の業務の方法の改善又は第六条第四号の措置の改善に必要措置をとるべきことを命ずることができる。
一 届出事業者が第十一条第一項の規定に違反していると認めるとき。

二 第六条第四号の措置が第十一条第三項の主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

(表示の禁止)

第十五条 主務大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の特定製品に第十三条の規定により表示を付することを禁止することができる。
一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品(第十一条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものを除く)が技術基準に適合していない場合において、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき。当該技術基準に適合していない特定製品の属する届出に係る型式

二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品について、第十一条第二項又は第十二条第一項の規定に違反したとき。当該違反に係る特定製品の属する届出に係る型式

三 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品について、前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。当該違反に係る特定製品の属する届出に係る型式

2 主務大臣は、届出事業者が前条第二号の場合における同条の規定による命令に違反したときは、当該届出事業者に対し、一年以内の期間を定めてその届出に係る特定製品の区分に属する届出に係る型式の特定製品に第十三条の規定により表示を付することを禁止することができる。

第三節 認定検査機関

(認定)
第十八条 第十二条第一項の認定は、主務省令

第二節 認定検査機関
第十八条 第十二条第一項の認定は、主務省令

で定めるところにより、主務省令で定める区分ごとに、適合性検査を行おうとする者(外国にある事業所により行おうとする者を除く)の申請により行う。

(欠格事項)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第十二条第一項の認定を受けることができない。
一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十六条の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(認定の基準)

第十八条 主務大臣は、第十二条第一項の認定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。
一 適合性検査の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて主務省令で定める構成員の構成が適合性検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 前号に定めるもののほか、適合性検査が公正になるおそれがないものとして、主務省令で定める基準に適合するものであること。

(認定の更新)

第十九条 第十二条第一項の認定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の認定の更新に準用する。

(適合性検査の義務)

第二十条 第十二条第一項の認定を受けた者(以下「認定検査機関」という)は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。

2 認定検査機関は、公正に、かつ、技術基準に適合する方法により適合性検査を行わなければならない。

(事業所の変更の届出)

第二十一条 認定検査機関は、適合性検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第二十二条 認定検査機関は、適合性検査の業務に関する規程(以下「業務規程」という)を定め、適合性検査の業務の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

(業務の休廃止の届出)

第二十三条 認定検査機関は、適合性検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(適合命令)

第二十四条 主務大臣は、認定検査機関が第十八条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十五条 主務大臣は、認定検査機関が第二

十条の規定に違反していると認めるときは、当該認定検査機関に対し、適合性検査を行うべきこと又は適合性検査の方法その他の業務の方法の改善に必要措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の取消し等)

第二十六条 主務大臣は、認定検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めて適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十七条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条又は次条の規定に違反したとき。

三 前二条の規定による命令に違反したとき。

四 第八十六条第一項の条件に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条第一項の認定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第二十七条 認定検査機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、適合性検査に關し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(主務大臣による適合性検査業務実施)

第二十八条 主務大臣は、認定検査機関が天災その他の事由により適合性検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 主務大臣が前項の規定により適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における適合性検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、主務省令で定める。

第四節 承認検査機関

(承認等)

第二十九条 第十二条第一項の承認は、主務省令で定めるところにより、第十八条の主務省令で定める区分ごとに、適合性検査を行おうとする者(外国にある事業所により行おうとする者に限る)の申請により行う。

2 第十七条から第十九条までの規定は第十二条第一項の承認に、第二十条から第二十五条まで及び第二十七条の規定は第十二条第一項の承認を受けた者(以下「承認検査機関」という。)に準用する。この場合において、第二十四条及び第二十五条中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

(承認の取消し等)

第三十条 主務大臣は、承認検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第二項において準用する第十七条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 前条第二項において準用する第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条又は第二十七条の規定に違反したとき。

三 前条第二項において準用する第二十四条又は第二十五条の規定による請求に応じなかつたとき。

四 第八十六条第一項の条件に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条第一項の承認を受けたとき。

六 主務大臣が、承認検査機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて適合性検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 主務大臣が必要があると認めて承認検査機関に対しその業務に關し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

の報告がされたとき。

八 主務大臣が必要があると認めてその職員に承認検査機関の事務所又は事業所において第八十四条第二項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

九 次項の規定による費用の負担をしないとき。

2 前項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る)は、当該検査を受ける承認検査機関の負担とする。

第五節 危害防止命令

(危害防止命令)

第三十一条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第四条第一項の規定に違反して特定製品を販売したこと。

二 届出事業者がその届出に係る型式の特定製品で技術基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと(第十一条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。)

第三十二条から第八十一条まで 削除

第八十二条中(特定製品を除く。を)を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第八十三条第一項中「特定製品」を「消費生活用製品」に改め、「登録製造事業者及び届出事業者を除く。」を削り、「業務の状況」の下に

「(届出事業者に対しては業務又は経理の状況)」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「指定検定機関を」を「認定検査機関」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十四条第一項中「特定製品」を「消費生活用製品」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「指定検定機関を」を「認定検査機関」に改める。

第八十五条の見出し及び同条第一項中「特定製品」を「消費生活用製品」に改める。

第八十六条の見出しを(承認等の条件)に改め、同条第一項を次のように改める。

第四條第二項第二号若しくは第十一條第一項第二号若しくは第十二條第一項の承認又は認定には、条件を付することができる。

第八十六条第二項中「承認」の下に「又は認定」を加える。

第八十七条第一項中「次の各号に掲げる」を「第二十八条第一項の規定により主務大臣の行う適合性検査を受けようとする」に改め、「それを削り、同項各号を削り、同条第二項を削る。

第八十八条第一項各号を次のように改める。

一 第十二條第一項の認定又は承認をしたとき。

二 第十五條の規定により表示を付すること禁止したとき。

三 第二十一條(第二十九條第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

四 第二十三條(第二十九條第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

五 第二十六條の規定により認定を取り消し、又は適合性検査の業務の停止を命じたとき。

六 第二十八條第一項の規定により主務大臣が適合性検査の業務の全部若しくは一部を

自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

七 第三十条第一項の規定により承認を取り消したとき。

第八十八条第二項を削る。

第九十条第一項中「第十九条、第三十二条、第三十二条の三第一項、第三十二条の五、第三十二条の五の十一又は第三十二条の五の十四」を「第二十六条又は第三十条」に改める。

第九十一条を削り、第九十二条を第九十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(適合性検査についての申請及び主務大臣の命令)

第九十二条 届出事業者は、その製造し、又は輸入する特別特定製品について、認定検査機関が適合性検査を行わない場合又は認定検査機関の適合性検査の結果に異議のある場合は、主務大臣に対し、認定検査機関が適合性検査を行うこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべきことを申請することができ。

2 主務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る認定検査機関が第二十条の規定に違反していると認めるときは、当該申請に係る認定検査機関に対し、第二十五条の規定による命令をしなければならぬ。

3 主務大臣は、前項の場合において、第二十五条の規定による命令をし、又は命令をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、当該申請をした届出事業者に通知しなければならぬ。

4 前三項の規定は、承認検査機関に準用する。この場合において、第一項中「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、第二項中「第二十条」とあるのは「第二十九条第二項において準用する第二十条」と、同項及び前項中「第二十五条」とあるのは「第二十九条第二項において

て準用する第二十五条」と、「命令」とあるのは「請求」と読み替へるものとする。

第九十五条第一項第一号中「安全基準」を「技術基準」に改め、「第二章第二節第二款の規定による製造事業者(外国において本邦に輸出される第一種特定製品の製造の事業を行う者を含む)の登録及び第一種特定製品の型式の承認、第八十三条第二項の規定による報告の徴収(登録製造事業者に係るものに限る)並びに第八十四条第一項の規定による立入検査(登録製造事業者に係るものに限る)」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 第四条第二項(第三号を除く)の規定による届出の受理及び承認、第二章第二節の規定による特定製品に係る届出の受理、同章第三節の規定による認定検査機関の認定、同章第四節の規定による承認検査機関の承認、第三十一条及び第八十二条の規定による命令、第八十三条の規定による報告の徴収、第八十四条第一項及び第二項の規定による立入検査、第九十二条の申請並びに第九十三条の規定による申出に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣

第四章を第三章とする。

第九十七条中「又は五十万円を」若しくは「百万円に、」を「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第二号中「第二十九条又は第三十二条の十二第一項(第二号及び第三号を除く)」を「第十五条第一項(第一号に係る部分に限る)」に改め、同条第三号中「第三十五条」を「第三十一条」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十六条の規定による業務の停止の命令に違反した者

第九十七条の二及び第九十八条を削る。

第九十九条中「二十万円」を「三十万円」に改

め、同条第三号を同条第八号とし、同条第二号中「第八十四条第一項の下に」又は「第二項を加え、同条を同条第七号とし、同条第一号中「第八十三条第一項又は第二項」を「第八十三条」に改め、同条を同条第六号とし、同条に第一号から第五号までとして次の五号を加える。

一 第六条の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

二 第二十一条第二項の規定に違反して、検査を行わず、検査記録を作成せず、若しくは虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

三 第十二条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつた者

四 第二十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第二十七条の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第九十九条を第九十八条とする。

第九十九条の二から第一百一条までを削る。

第一百二条中「第九十七条、第九十八条、第九十九条又は前条」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対して、」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第九十七条第二号又は第四号 一億円以下の罰金刑

二 第九十七条第一号若しくは第三号又は前条 各本条の罰金刑

第一百二条を第九十九条とする。

第一百四条中「次の各号の一に該当する」を「第七条第二項、第八号又は第九号の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした」に、「五十万円」を「二十万円」に改め、各号を削り、同条を第一百条とする。

第五章を第四章とする。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正)

第二条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

「第一節 第一種液化石油ガス器具等
第一款 検定等(第三十九条、第四十一条)
第二款 製造事業者の登録及び第一種液化石油ガス器具等の型式等(第四十三条、第六
第三款 指定検定機関(第八十八条、第八十条の二、第八十条の六)
第三節 災害防止命令(第八十条の七)

「第一節 販売及び表示の制限(第三十九条、第四十条)
第二節 事業の届出等(第四十一条、第五十
第三節 認定検査機関(第五十一、第六十二
第四節 承認検査機関(第六十三、第六十四
第五節 災害防止命令(第六十五、第六十六、第八十条)

「第一節 販売及び表示の制限(第三十九条、第四十条)に改める。

「第二章 液化石油ガス器具等」を「第二章 液化石油ガス器具等」に改め、「いい、
「第二種液化石油ガス器具等」とは、その他の液化石油ガス器具等」を削る。

第五章を次のように改める。

第二章 液化石油ガス器具等
第一節 販売及び表示の制限
(販売の制限)
第三十九条 液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第四十八条の規

定により表示が付されているものでなければ、液化石油ガス器具等を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

- 一 輸出用の液化石油ガス器具等を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、その旨を通商産業大臣に届け出たとき。
- 二 輸出用以外の特定の用途に供する液化石油ガス器具等を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、通商産業大臣の承認を受けたとき。

三 第四十六條第一項第一号の規定による届出又は同項第二号の承認に係る液化石油ガス器具等を販売し、又は販売の目的で陳列するときは、

(表示の制限)

第四十條 次条の規定による届出をした者(以下「届出事業者」という。)が同条の規定による届出に係る型式(以下単に「届出に係る型式」という。)の液化石油ガス器具等について第四十八條の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、液化石油ガス器具等に同条の通商産業省令で定める方式による表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第二節 事業の届出等

(事業の届出)

第四十一條 液化石油ガス器具等の製造又は輸入の事業を行う者は、通商産業省令で定める液化石油ガス器具等の区分に従い、次の事項を通商産業大臣に届け出ることができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 通商産業省令で定める液化石油ガス器具等の型式の区分

三 当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(液化石油ガス器具等の輸入の事業を行う者にあつては、

は、当該液化石油ガス器具等の製造事業者の氏名又は名称及び住所)

(承継)

第四十二條 届出事業者が当該届出に係る事業の全部を譲り渡し、又は届出事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その届出事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(変更の届出)

第四十三條 届出事業者は、第四十一條各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(廃止の届出)

第四十四條 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(届出事項に係る情報の提供)

第四十五條 何人も、通商産業大臣に対し、第四十一條第一号及び第二号に掲げる事項に係る情報の提供を請求することができる。

(基準適合義務等)

第四十六條 届出事業者は、届出に係る型式の液化石油ガス器具等を製造し、又は輸入する場合においては、通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようになければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 輸出用の液化石油ガス器具等を製造し、又は輸入する場合において、その旨を通商産業大臣に届け出たとき。

二 輸出用以外の特定の用途に供する液化石油ガス器具等を製造し、又は輸入する場合において、通商産業大臣の承認を受けたとき。

三 試験用に製造し、又は輸入するとき。

2 届出事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の液化石油ガス器具等(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。)について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(特定液化石油ガス器具等の適合性検査)

第四十七條 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の液化石油ガス器具等(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。)が特定液化石油ガス器具等である場合には、当該特定液化石油ガス器具等を販売する時までに、次の各号のいずれかに掲げるものについて、通商産業大臣の認定する者又は通商産業大臣の承認する者の次項の規定による検査(以下「適合性検査」という。)を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。

ただし、当該特定液化石油ガス器具等と同一の型式に属する特定液化石油ガス器具等について既に第二号に係る同項の証明書の交付を受け、これを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特定液化石油ガス器具等ごとに政令で定める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして通商産業省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。

一 当該特定液化石油ガス器具等

二 試験用の特定液化石油ガス器具等及び当該特定液化石油ガス器具等に係る届出事業

者の工場又は事業場における検査設備その他通商産業省令で定めるもの

2 前項の認定又は承認を受けた者は、同項各号に掲げるものについて通商産業省令で定める方法により検査を行い、これらが前条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準又は通商産業省令で定める前条第二号の検査設備その他通商産業省令で定めるものに関する基準に適合しているときは、通商産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書を当該届出事業者に交付することができる。

(表示)

第四十八條 届出事業者は、その届出に係る型式の液化石油ガス器具等の第四十六條第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に対する適合性について、同条第二項(特定液化石油ガス器具等の場合にあつては、同項及び前条第一項)の規定による義務を履行したときは、当該液化石油ガス器具等に通商産業省令で定める方式による表示を付することができる。

(改善命令)

第四十九條 通商産業大臣は、届出事業者が第四十六條第一項の規定に違反していると認められる場合には、届出事業者に対し、液化石油ガス器具等の製造、輸入又は検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(表示の禁止)

第五十條 通商産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の液化石油ガス器具等に第四十八條の規定により表示を付することを禁止することができる。

一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の液化石油ガス器具等(第四十六條第一項ただし書の規定の適用を受

けて製造し、又は輸入したものを除く。)が同項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合において、一般消費者等の生命又は身体についての災害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき。当該通商産業省令で定める技術上の基準に適合していない液化石油ガス器具等の属する届出に係る型式

二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の液化石油ガス器具等について、第四十六条第二項又は第四十七条第一項の規定に違反したとき。当該違反に係る液化石油ガス器具等の属する届出に係る型式

三 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の液化石油ガス器具等について、前条の規定による命令に違反したとき。当該違反に係る液化石油ガス器具等の属する届出に係る型式

第三節 認定検査機関

(認定)
第五十一条 第四十七条第一項の認定は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業省令で定める区分ごとに、適合性検査を行おうとする者(外国にある事業所により行おうとする者を除く。)の申請により行う。

(欠格事項)

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第四十七条第一項の認定を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第六十一条の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち

ちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(認定の基準)

第五十三条 通商産業大臣は、第四十七条第一項の認定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 適合性検査の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて通商産業省令で定める構成員の構成が適合性検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 前号に定めるもののほか、適合性検査が不公正になるおそれがないものとして、通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

(認定の更新)

第五十四条 第四十七条第一項の認定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の認定の更新に準用する。

(適合性検査の義務)

第五十五条 第四十七条第一項の認定を受けた者(以下「認定検査機関」という。)は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。

2 認定検査機関は、公正に、かつ、第四十六条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合する方法により適合性検査を行わなければならない。

(事業所の変更の届出)

第五十六条 認定検査機関は、適合性検査を行う事業所の所在地を変更しようとするとき

は、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第五十七条 認定検査機関は、適合性検査の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、適合性検査の業務の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

(業務の休廃止の届出)

第五十八条 認定検査機関は、適合性検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(適合命令)

第五十九条 通商産業大臣は、認定検査機関が第五十三条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第六十条 通商産業大臣は、認定検査機関が第五十五条の規定に違反していると認めるときは、当該認定検査機関に対し、適合性検査を行うべきこと又は適合性検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の取消し等)

第六十一条 通商産業大臣は、認定検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めて適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第五十二条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第五十五条、第五十六条、第五十七条第

一項、第五十八条又は第八十一条第三項の規定に違反したとき。

三 前三条の規定による命令に違反したとき。

四 第八十四条第一項の条件に違反したとき。

五 不正の手段により第四十七条第一項の認定を受けたとき。

(通商産業大臣による適合性検査業務実施)

第六十二条 通商産業大臣は、認定検査機関が天災その他の事由により適合性検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 通商産業大臣が前項の規定により適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における適合性検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

第四節 承認検査機関

(承認等)

第六十三条 第四十七条第一項の承認は、通商産業省令で定めるところにより、第五十一条の通商産業省令で定める区分ごとに、適合性検査を行おうとする者(外国にある事業所により行おうとする者に限る。)の申請により行う。

2 第五十二条から第五十四条までの規定は第四十七条第一項の承認に、第五十五条から第六十条までの規定は第四十七条第一項の承認を受けた者(以下「承認検査機関」という。)に準用する。この場合において、第五十九条及び第六十条中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替へるものとする。

(承認の取消し等)

第六十四条 通商産業大臣は、承認検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その

承認を取り消すことができる。

一 前条第二項において準用する第五十二条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 前条第二項において準用する第五十五条、第五十六条、第五十七条第一項若しくは第五十八条又は第八十一条第四項において準用する同条第三項の規定に違反したとき。

三 前条第二項において準用する第五十九条又は第六十条の規定による請求に応じなかつたとき。

四 第八十四条第一項の条件に違反したとき。

五 不正の手段により第四十七条第一項の承認を受けたとき。

六 通商産業大臣が、承認検査機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて適合性検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 通商産業大臣が必要があると認めて承認検査機関に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

八 通商産業大臣が必要があると認めてその職員に承認検査機関の事務所又は事業所において第八十三条第五項に規定する事項についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

九 次項の規定による費用の負担をしないとき。

2 前項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける承認検査機関の負担とする。

第五節 災害防止命令

(災害防止命令)

第六十五条 通商産業大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者等の生命又は身体について液化石油ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、その販売し、又は製造した当該液化石油ガス器具等の回収を図ることその他当該液化石油ガス器具等による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第三十九条第一項の規定に違反して液化石油ガス器具等を販売したとき。

二 届出事業者がその届出に係る型式の液化石油ガス器具等第四十六条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したとき(第四十六条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。)

第六十六条から第八十条まで 削除

第八十一条第二項中「又は指定検定機関」及び「又は検定等」を削り、同条に次の二項を加える。

3 認定検査機関は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、適合性検査に関し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

4 前項の規定は、承認検査機関に準用する。

第八十二条第三項中「又は指定検定機関」を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定検査機関に対し、その業

務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

第八十三条第五項中「指定検定機関」を「認定検査機関」に改める。

第八十六条第一項中「若しくは通商産業局長、協会又は指定検定機関を」又は「通商産業局長」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 第六十二条第一項の規定により通商産業大臣の行う適合性検査を受けようとする者

第八十六条第一項第十二号から第十八号までを削り、同条第二項中「手数料は」の下に、「通商産業大臣が行う第六十二条第一項の適合性検査」を加え、「検定、第四十三条第一項若しくは第六十七条の二第一項の登録、第五十八条第一項若しくは第六十七条の四第一項の承認、第六十一条第一項(第六十七条の四第二項において準用する場合を含む。)の承認の更新若しくは登録証の訂正若しくは再交付」、「製造事業者登録簿若しくは外国製造事業者登録簿及び」協会の行う検定等を受けようとする者の納付するものについては協会の、指定検定機関が行う検定等を受けようとする者の納付するものについては当該指定検定機関のを削る。

第八十八条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三 第四十七条第一項の認定又は承認をしたとき。

四 第五十条の規定により表示を付すること

を禁止したとき。

第八十八条第一項第五号を削り、同項第六号中「第七十二条を」第五十八号(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 第五十八号(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出が

あつたとき。

第八十八条第一項第七号を削り、同項第八号中「第八十条を」第六十一条に、「指定を」認定に、「検定等」を「適合性検査」に改め、同号を同項第七号とし、同項に次の二号を加える。

八 第六十二条第一項の規定により通商産業大臣が適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

九 第六十四条の規定により承認を取り消したとき。

第八十九条中「政令の制定若しくは」を「政令の制定又は」に改め、「し、又は」第六十六条第一項若しくは第二項、第六十六条の二第一項、第三十五条の五若しくは第三十七条の基準を定める通商産業省令の制定若しくは改廃を及び、協会の意見を聴くとともに」を削り、同条に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、第十六条第一項若しくは第二項、第十六条の二第一項、第三十五条の五又は第三十七条の基準を定める通商産業省令の制定若しくは改廃をしようとするときは、協会の意見を聴くとともに、公聴会を開き、広く一般の意見を聴かなければならない。

第九十条第一項中「第六十四条の規定による禁止又は第六十七条の四第二項において準用する第六十四条の規定による請求を」又は第五

十号の規定による禁止に改め、同条第二項中「第五十四条、第六十四条(第六十七条の四第二項において準用する場合を含む。)、第六十七

条、第六十七条の三、第六十七条の五、第六十七

七条又は第八十条を、第五十条、第六十一条又は第六十四条に改める。

第九十一条の見出し中、指定試験機関又は指定検定機関を、又は指定試験機関に改め、同条中「指定試験機関又は指定検定機関を

第十條第一項に次のただし書を加える。

ただし、製造施設の位置、構造又は設備について通商産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

第十條第二項中「前項を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 製造業者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第十二條第一項に次のただし書を加える。

ただし、火薬庫の構造又は設備について通商産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

第十二條第二項中「前項を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 火薬庫の所有者又は占有者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十四條中「第十二條第二項を「第十二條第三項」に改める。

第十五條中「第十條を」の許可」に改め、「第十二條第一項の許可」の下に「(変更に係るものを除く)」を加え、「若しくは火薬庫を」の設置又は火薬庫に改め、「又はその構造若しくは設備の変更を削り、通商産業大臣の下に又は都道府県知事を加え、「第十二條第二項を「第十二條第三項」に改め、同条に次のただし書を加える。

に届け出た場合は、この限りでない。

第十五條に次の三項を加える。

2 第十條第一項の許可又は第十二條第一項の許可(変更に係るものに限る)を受けた者は、火薬庫の製造施設の位置、構造若しくは設備の変更又は火薬庫の構造若しくは設備の変更の工事(以下「変更工事」という)をしたときは、製造施設又は火薬庫につき、通商産業大臣又は都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第七條第一号又は第十二條第三項の技術上の基準に適合していると認められ

た後でなければ、これを使用してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 火薬庫の製造施設又は火薬庫につき、指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが第七條第一号又は第十二條第三項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出た場合

二 自ら変更工事に係る完成検査を行うことができる者として通商産業大臣の認定を受けている者(以下「認定完成検査実施者」という)が、第四十五條の三の十第一項の規定により検査の記録を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出た場合

3 指定完成検査機関は、第一項ただし書又は前項第一号の完成検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を通商産業大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

4 第一項及び第二項の通商産業大臣、都道府県知事又は指定完成検査機関が行う完成検査の方法は、通商産業省令で定める。

第二十八條第一項中「防止するため」の下に「保安の確保のための組織及び方法その他通商産業省令で定める事項について記載した」を加え、「も同様である」を(第十條第一項ただし書の軽微な変更の工事に伴い必要となる場合を除く)も同様とする」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の軽微な変更の工事に伴い危害予防規程を変更するときは、通商産業大臣に届け出なければならない。

第三十一條の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(保安責任者免状)」を付する。

第三十一條の二に見出しとして「(試験事務の委任)」を付し、同条第一項中「前条第三項を「第三十一條第三項」に改め、同条を第三十一條の三とし、第三十一條の次に次の一条を加える。

(免状の交付事務の委託)

第三十一條の二 通商産業大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、この節に規定する火薬類製造保安責任者免状及び火薬類取扱保安責任者免状に関する事務(火薬類製造保安責任者免状及び火薬類取扱保安責任者免状の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。以下「免状交付事務」という)の全部又は一部を通商産業省令で定める法人に委託することができる。

2 前項の規定により免状交付事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る免状交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十五條第一項中「又は発火を」若しくは「発火」に改め、「定めるもの」の下に「(以下「特定施設」という)」を加え、「火薬庫に」を「火薬庫並びにこれらの施設における保安の確保のための組織及び方法」に、「通商産業大臣が、毎年定期に」を「通商産業省令で定めるところにより、定期に、通商産業大臣又は都道府県知事に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 通商産業大臣の指定する者(以下「指定保安検査機関」という)が行う保安検査を受け、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出た場合

二 自ら特定施設又は火薬庫に係る保安検査を行うことができる者として通商産業大臣の認定を受けている者(以下「認定保安検査実施者」という)が、第四十五條の三の十第二項の規定により検査の記録を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出た場合

「第三十五條第二項を「第十二條第三項」に改め、「適合しているかどうか」の下に「並びに第二十八條第一項の認可を受けた危害予防規程に定められた事項のうち保安の確保のための組織及び方法に係るものとして通商産業省令で定めるものを実施しているかどうか」を加え、同条に次の二項を加える。

指定保安検査機関は、第一項第一号の保安検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を通商産業大臣又は都道府県知事に報告しなければならない。

4 第一項の通商産業大臣、都道府県知事又は指定保安検査機関が行う保安検査の方法は、通商産業省令で定める。

第四十四條第六号中「第二十八條第三項を「第二十八條第四項」に改める。

第四十五條の四中「第三十一條の第二項を「第三十一條の三」に改める。

第四十五條の五中「各号の一」を「各号のいずれかに、第三十一條の第二項を「第三十一條の三」に改める。

第四十五條の六、第四十五條の十第一項及び第四十五條の十六第二項第五号中「第三十一條の第二項」を「第三十一條の三第一項」に改める。

第四十五條の十九を次のように改める。

第四十五条の十九 削除

第三章第二節を同章第三節とし、同章第一節の次に次の一節を加える。

第二節 完成検査及び保安検査に係る認定

(完成検査に係る認定)

第四十五条の三の二 第十五条第二項第二号の認定は、通商産業省令で定めるところにより、第三条の製造所又は第十二条第一項の火薬庫ごとに、製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者であつて、変更工事(通商産業省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。)に係る完成検査を自ら行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、自ら完成検査を行う変更工事を明らかにして行わなければならない。

(完成検査に係る認定の基準等)

第四十五条の三の三 通商産業大臣は、前条第一項の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 変更工事に係る完成検査のための組織が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 変更工事に係る完成検査の方法を定める規程(以下「完成検査規程」という。)を作成し、その完成検査の方法が第十五条第四項の通商産業省令で定める方法に適合するものであること。

三 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が変更工事に係る完成検査を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

2 前条第一項の規定により申請した者は、変更工事に係る完成検査のための組織及び完成検査の方法について、通商産業大臣が行う検査を受けなければならない。

(保安検査に係る認定)

第四十五条の三の四 第三十五条第一項第二号の認定は、通商産業省令で定めるところにより、第三条の製造所又は第十二条第一項の火薬庫ごとに、製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者であつて、特定施設(通商産業省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。)又は火薬庫に係る保安検査を自ら行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、自ら保安検査を行う特定施設又は火薬庫を明らかにして行わなければならない。

(保安検査に係る認定の基準等)

第四十五条の三の五 通商産業大臣は、前条第一項の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 特定施設又は火薬庫に係る保安検査のための組織が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 特定施設又は火薬庫に係る保安検査の方法を定める規程(以下「保安検査規程」という。)を作成し、その保安検査の方法が第三十五条第四項の通商産業省令で定める方法に適合するものであること。

三 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が特定施設又は火薬庫に係る保安検査を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

2 前条第一項の規定により申請した者は、特定施設又は火薬庫に係る保安検査のための組織及び保安検査の方法について、通商産業大臣が行う検査を受けなければならない。

(欠格条項)
第四十五条の三の六 次の各号のいずれかに該当する者は、第十五条第二項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定を受けることができない。

一 第四十五条の三の二 第二項又は第四十五条の三の四 第一項の申請に係る製造所について、第十五条第一項の完成検査を受け、第七条第一号の技術上の基準に適合していないと認められた日から二年を経過しない者

二 第四十五条の三の二 第二項又は第四十五条の三の四 第一項の申請に係る火薬庫について、第十五条第一項の完成検査を受け、第十二条第三項の技術上の基準に適合していないと認められた日から二年を経過しない者

三 製造業者であつて、当該製造所において火薬類による災害が発生した日から二年を経過しないもの

四 火薬庫の所有者又は占有者であつて、当該火薬庫において火薬類による災害が発生した日から二年を経過しないもの

五 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

六 第四十五条の三の十一 第一項の規定により第十五条第二項第二号又は第三十五条第一項第二号の認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

七 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

2 製造業者から火薬類の製造のための施設の全部若しくは一部の引渡しを受け第三号の許可を受けた者又は第十二条の二 第二項の火薬庫の設置の許可を受けた者の地位を承継した者については、その製造業者が当該施設について第十五条第一項の完成検査を受け、第七条第一号の技術上の基準に適合していると認められた日又はその火薬庫の設置の許可を受けた者が当該火薬庫について第十五条第一項の完成検査を受け、第十二条第三項の技術上の

の基準に適合していると認められた日から二年を経過したときは、前項第一号又は第二号の規定は、適用しない。

(認定の更新)

第四十五条の三の七 第十五条第二項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第四十五条の三の二 及び第四十五条の三の三の規定は、第十五条第二項第二号の認定の更新に準用する。

3 第四十五条の三の四 及び第四十五条の三の五の規定は、第三十五条第一項第二号の認定の更新に準用する。

(変更の届出)
第四十五条の三の八 認定完成検査実施者は、完成検査のための組織又は完成検査の方法に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 認定保安検査実施者は、保安検査のための組織又は保安検査の方法に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(認定を受けた者の義務)
第四十五条の三の九 認定完成検査実施者は、その認定を受けた変更工事に係る完成検査を行うときは、完成検査規程に従い、かつ、第四十五条の三の三 第一項第三号の通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者に実施させなければならない。

2 認定完成検査実施者は、通商産業省令で定める事項を記載した検査記録を作成し、これを保存し、通商産業大臣からその検査記録の提出を求められたときは、速やかにそれを提出しなければならない。

3 前二項の規定は、認定保安検査実施者に準用する。この場合において、第一項中「変更

平成十一年八月二日 参議院会議録第四十一号

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案

二六

工事に係る完成検査」とあるのは「特定施設又は火薬庫に係る保安検査」と、「完成検査規程」とあるのは「保安検査規程」と、「第四十五条の三の三第一項第三号」とあるのは「第四十五条の三の五第一項第三号」と読み替えるものとする。

(検査記録の届出)

第四十五条の三の十 認定完成検査実施者は、第十五条第四項の通商産業省令で定める方法により、認定を受けた変更工事に係る完成検査を行い、製造施設又は火薬庫が第七条第一号又は第十二条第三項の技術上の基準に適合していることを確認したときは、通商産業大臣又は都道府県知事に通商産業省令で定める事項を記載した検査の記録を届け出ることができる。

2 認定保安検査実施者は、第三十五条第四項の通商産業省令で定める方法により、認定を受けた特定施設又は火薬庫に係る保安検査を行い、当該特定施設又は当該火薬庫が第七条第一号又は第十二条第三項の技術上の基準に適合し、並びに第三十五条第二項の保安の確保のための組織及び方法に係る事項として通商産業省令で定めるものを実施していることを確認したときは、通商産業大臣又は都道府県知事に通商産業省令で定める事項を記載した検査の記録を届け出ることができる。

(認定の取消し等)

第四十五条の三の十一 通商産業大臣は、認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条第二項第二号又は第三十五条第一項第二号の認定を取り消すことができる。

一 認定を受けている第三条の製造所又は第十二条第一項の火薬庫において火薬類による災害が発生したとき。
二 認定を受けている第三条の製造所又は第十二条第一項の火薬庫において発火その他の

火薬類による災害の発生のおそれのある事故が発生したとき。

三 第三十九条第一項の応急の措置を講じず、又は同条第二項の規定による届出を行わなかったとき。

四 第四十四条の規定により通商産業大臣による事業の停止の命令を受けたとき。

五 第四十五条第一号又は第二号の措置をされたとき。

六 第四十五条の三の三第一項各号又は第四十五条の三の五第一項各号のいずれかに該当していないと認められるとき。

七 前条第一項又は第二項の規定による届出の際に、虚偽の届出を行ったとき。

八 通商産業大臣が第四十五条の三の九第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により検査記録の提出を求めた場合において、その求めに応じなかったとき。

九 第四十五条の三の六第一項第五号又は第七号に該当するに至ったとき。
十 不正の手段により第十五条第二項第二号若しくは第三十五条第一項第二号の認定又はその更新を受けたとき。

2 第四十四条の規定により第三条又は第五条の許可が取り消されたときは、許可を取り消された第三条の製造所又は第五条の販売所に係る火薬庫に係る第十五条第二項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定は、その効力を失う。

第三章に次の一節を加える。
第四節 指定完成検査機関及び指定保安検査機関

(指定完成検査機関の指定等)
第四十五条の二十三 第十五条第一項ただし書の指定は、通商産業省令で定めるところにより、他人の求めに応じて完成検査を行おうとする者の申請により行う。

(欠格事項)
第四十五条の二十四 次の各号のいずれかに該当する者は、第十五条第一項ただし書の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十五条の三十四の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、前に二号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)
第四十五条の二十五 通商産業大臣は、第十五条第一項ただし書の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 通商産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて完成検査を行うものであること。

二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が完成検査を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じた通商産業省令で定める構成員の構成が完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前号に定めるもののほか、完成検査が公正になるおそれがないものとして、通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

五 完成検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る

完成検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(指定の更新)
第四十五条の二十六 第十五条第一項ただし書の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新に準用する。

(完成検査の義務)
第四十五条の二十七 指定完成検査機関は、完成検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、完成検査を行わなければならない。

2 指定完成検査機関は、完成検査を行うときは、第四十五条の二十五第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号に規定する者に完成検査を実施させなければならない。

(事業所の変更の届出)
第四十五条の二十八 指定完成検査機関は、完成検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)
第四十五条の二十九 指定完成検査機関は、完成検査の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が完成検査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第四十五条の三十 指定完成検査機関は、完成検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(解任命令)

第四十五条の三十一 通商産業大臣は、第四十五条の二十五第二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定完成検査機関に対し、同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第四十五条の三十二 指定完成検査機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、完成検査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 完成検査の業務に従事する指定完成検査機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第四十五条の三十三 通商産業大臣は、指定完成検査機関が第四十五条の二十五第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定完成検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第四十五条の三十四 通商産業大臣は、指定完成検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて完成検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 この節の規定又は第十五条第三項の規定に違反したとき。
- 二 第四十五条の二十四第一号又は第三号に

該当するに至つたとき。

三 第四十五条の二十九第一項の認可を受けた業務規程によらないで完成検査を行つたとき。

四 第四十五条の二十九第三項、第四十五条の三十一又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十五条第一項ただし書の指定を受けたとき。

(帳簿)

第四十五条の三十五 指定完成検査機関は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、完成検査について、通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(報告の徴収)

第四十五条の三十六 通商産業大臣は、災害を防止し、又は公共の安全の維持を図るため、必要があると認めるときは、指定完成検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第四十五条の三十七 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定完成検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定保安検査機関の指定等)

第四十五条の三十八 第三十五条第一項第一号の指定は、通商産業省令で定めるところによ

り、他人の求めに応じて保安検査を行おうとする者の申請により行う。

2 第四十五条の二十四から前条までの規定は、指定保安検査機関に準用する。この場合において、第四十五条の二十四から第四十五条の二十六まで及び第四十五条の三十四中「第十五条第一項ただし書」とあるのは、「第三十五

条第一項第一号」と、第四十五条の二十五、第四十五条の二十七から第四十五条の三十まで、第四十五条の三十二、第四十五条の三十四及び第四十五条の三十五中「完成検査」とあるのは「保安検査」と、第四十五条の三十四中「第十五条第三項」とあるのは「第三十五

条第三項」と読み替へるものとする。

第四十九条第一項第四号中「第十五条」を「第十五条第一項又は第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 第十五条第二項第二号の認定又はその更新を受けようとする者

第四十九条第一項に次の二号を加える。

第十三 第三十五条第一項の保安検査を受ける者

十四 第三十五条第一項第二号の認定又はその更新を受けようとする者

第四十九条第二項中「第十五条」を「第十五条第一項若しくは第二項」に改め、「完成検査」の下に「を受けようとする者、第三十五条第一項の保安検査を受ける者又は第十五条第二項第二号若しくは第三十五条第一項第二号の認定若しくはその更新を加え、」を行う第三十一条第三項を行う同項に改める。

第四十九条の二中「第三十一条の二第一項」を「第三十一条の三第一項」に改める。

第五十二条第二項中「第二十八条第一項若しくは第三項」を「第二十八条第一項若しくは第四項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(公示)

第五十二条の二 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十五条第一項ただし書、第三十一条の三第一項又は第三十五条第一項第一号の指定をしたとき。

二 第十五条第二項第二号又は第三十五条第一項第二号の認定をしたとき。

三 第四十五条の三の十一第一項の規定により認定を取り消したとき、又は同条第二項の規定により認定が効力を失つたことを確認したとき。

四 第三十一条の三第一項の規定により指定試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

五 第四十五条の七第一項又は第四十五条の二十八(第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

六 第四十五条の九第一項の許可をしたとき。

七 第四十五条の十六第一項若しくは第二項又は第四十五条の三十四(第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。)の規定により指定を取り消し、又は試験事務若しくは完成検査若しくは保安検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

八 第四十五条の三十(第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

九 第四十五条の十七第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は同項の規定により自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

2 都道府県知事は、次の場合には、その旨を

平成十一年八月二日 参議院會議録第四十一号

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案

二八

公示しなければならない。

一 第三十一条の第三項の規定により指定試験機関に試験事務を行わせることとしたとき。

二 第三十一条の第三項の規定により指定試験機関に行わせることとした試験事務を当該指定試験機関に行わせないこととしたとき。

三 第四十五条の七第二項の規定による届出があつたとき。

四 第四十五条の十七第一項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は同項の規定により自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第五十三条中「第十二条第二項を」第十二条第三項に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第五十四条第一項中「第四十四条の下に」又は第四十五条の三十四(第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。))を加え、同条第二項中「又は第四十五条の十六第一項若しくは第二項を、第四十五条の三十一(第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。))又は第四十五条の三十四(第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。))に改める。

第五十九条第二号中「第十五条を」第十五条第一項若しくは第二項に改める。

第五十九条の二中「第四十五条の十四第一項」を「第三十一条の第二項、第四十五条の十四第一項又は第四十五条の三十二第一項(第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。))」に改める。

第五十九条の三中「第四十五条の十六第一項」の下に「又は第四十五条の三十四(第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。))」を加える。

三十八第二項において準用する場合を含む。))」を、「試験事務」の下に「又は検査の業務」を、「指定試験機関」の下に、「指定完成検査機関又は指定保安検査機関」を加える。

第六十一条第三号の次に次の一号を加える。
三の二 第四十五条の三の九第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定に違反して検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、検査記録を保存せず、又は検査記録の提出を拒んだ者

第六十一条第四号中「第十二条の二第二項を」第十二条第二項、第十二条第二項の二第二項に改め、「第三十五条の二第二項の下に、第四十五条の三の八第一項若しくは第二項を加え、同条の次に次の一号を加える。
四の二 第二十八第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして火薬類の製造をした者

第六十一条の二中「指定試験機関」の下に、「指定完成検査機関又は指定保安検査機関」を加え、同条第四号中「又は第二項を」若しくは第二項又は第四十五条の三十七第一項(第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。))に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号中「又は第二項を」若しくは第二項又は第四十五条の三十六(第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。))に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「第四十五条の三十五第一項(第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。))」を加え、「同条第二項を」第四十五条の三十八第二項若しくは第四十五条の三十五第二項(第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。))に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第四十五条の三十(第四十五条の三十八第二項において準用する場合を含む。))の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

目次中「第二節の二 指定保安検査機関(第五十八条の三十の二)」を「第二節の二 指定輸入検査機関(第五十八條の三十の二)」に、「第五節 指定設備認定機関(第五十九条)」を「第五節 指定設備認定機関(第五十八條の三十三)」に改める。

第二十二条の見出しを「(輸入検査)」に改め、同条第一項中「検査を受けなければ」を「輸入検査を受け、これらが通商産業省令で定める技術上の基準(以下この条において「輸入検査技術基準」という。)に適合していると認められた後でなければ、これを移動しては」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。
一 輸入をした高圧ガス及びその容器につき、通商産業省令で定めるところにより協会又は通商産業大臣が指定する者(以下「指定輸入検査機関」という。)が行う輸入検査を受け、これらが輸入検査技術基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合

第二十二条第二項を次のように改める。
2 協会又は指定輸入検査機関は、前項の輸入検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。
第二十二条第三項中「第一項の検査に合格しなかつたを」輸入検査技術基準に適合していないと認める」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の都道府県知事、協会又は指定輸入検査機関が行う輸入検査の方法は、通商産業省令で定める。
第二十七条の二第五項中、「第三項又は前項

(高圧ガス保安法の一部改正)
第四条 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

の規定により保安統括者、保安技術管理者又は保安係員を」の規定により保安統括者」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。
6 第一項第一号又は第二号に掲げる者は、第三項又は第四項の規定による保安技術管理者又は保安係員の選任又はその解任について、通商産業省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

第二十七条の三第三項中「前条第五項を」前条第六項に、「同条第六項を」同条第七項に改める。
第三十三条第三項中「第一項の下に」保安統括者又は冷凍保安責任者の」を加える。
第三十八条第一項中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同項第四号中「第六項を」第七項に改める。
第三十九条の七の見出しを「(協会等による調査)」に改め、同条第一項中「協会」の下に「又は通商産業大臣の指定する者」を加え、同条第二項中「協会は、前項を」協会又は前項の指定を受けた者は、同項に、「するものとするを」しななければならない」に改め、同条第三項中「協会」の下に「又は通商産業大臣の指定する者」を加え、同条第四項中「協会は、前項を」協会又は前項の指定を受けた者は、同項に、「するものとするを」しななければならない」に改める。
第三十九条の十二第一項中「各号の一」を「各

の規定により保安統括者、保安技術管理者又は保安係員を」の規定により保安統括者」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。
6 第一項第一号又は第二号に掲げる者は、第三項又は第四項の規定による保安技術管理者又は保安係員の選任又はその解任について、通商産業省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

号のいづれか」に改め、同項第九号中「第三十九条の六第一項第五号」を「第三十九条の六第一項第四号」に改める。

第四十九条の八の見出しを「（協会等による調査）」に改め、同条第一項中「協会」の下に「又は通商産業大臣の指定する者」を加え、同条第二項中「協会は、前項を協会又は前項の指定を受けた者は、同項に、「するものとする」を「しななければならない」に改める。

第四十九條の十二中「又はを若しくは」に改め、「あつたとき」の下に、「又は容器等検査規程を変更したとき」を加える。

第四十九条の三十三第二項中「第四十九条の二十二第一号」を「第四十九条の二十二第二号」に改める。

第五十六條の六の五の見出しを「協会等による調査」に改め、同条第一項中「協会」の下に「又は通商産業大臣の指定する者」を加え、同条第二項中「協会は、前項を協会又は前項の指定を受けた者は、同項に、するものとする」を「しなければならぬ」に改め、同条第三項中「協会は、第一項を協会又は第一項の指定を受けた者は、同項」に改める。

第五十六條の六の九中「又は」を「若しくは」に改め、「あつたとき」の下に、「又は特定設備検査規程を変更したとき」を加える。

第五十六条の六の十四第二項中「及び」を「又は」に改める。

第五十八条の二十四第四号中「完成検査の業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行ふことによつて」を「前号に定めるもののほか、」に改め、「ないもの」の下に」として、通商産業省令で定める基準に適合するもの」を加へる。

第五十八條の二十四中「したときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより」を「しようにするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ」に改める。

第五十八條の三十の二第二項中「第五十八條の十九から前條まで」を「第五十八條の十九から第五十八條の二十四まで及び第五十八條の二十七から第五十八條の三十まで」に、「第五十八條の二十の二及び前條」を「第五十八條の二十の二及び第五十八條の三十」に、「第五十八條の二十八及び前條」を「第五十八條の二十八及び第五十八條の三十」に改め、第四章の二第二節の二中同條を第五十八條の三十の三とする。

第四章の二第二節の二を同章第二節の三とし、同章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二 指定輸入検査機関
(指定等)

第五十八條の三十の二 第二十二條第一項第一号の指定は、通商産業省令で定めるところにより、輸入検査を行おうとする者の申請により行う。

2 第五十八條の十九から第五十八條の二十四まで及び第五十八條の二十七から前条までの規定は、指定輸入検査機関に準用する。この場合において、第五十八條の十九、第五十八條の二十、第五十八條の二十の二及び前条中「第二十条第一項ただし書」とあるのは「第二十二條第一項第一号」と、第五十八條の二十、第五十八條の二十一から第五十八條の二十四まで、第五十八條の二十八及び前条中「完成検査」とあるのは「輸入検査」と、同条中「第二十条第四項」とあるのは「第二十二條第二項」と読み替えるものとする。

第五十八條の三十一第二項及び第五十八條の三十二第二項中「第五十八條の十九」の下に「から第五十八條の二十四まで及び第五十八條の二十七」を加える。

第五十九條第二項中「第五十八條の十九」の下に「から第五十八條の二十四まで及び第五十八條の二十七」を加え、第四章の二第五節中同條を第五十八條の三十三とし、同條の次に次の一節を加える。

第六節 檢査組織等調査機関

(指定)

第五十八條の三十四、第三十九條の七第一項、同条第三項、第四十九條の八第一項又は第五十六條の六の五第一項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、第三十九條の七第一項、同条第三項、第四十九條の八第一項又は第五十六條の六の五第一項の調査(以下「検査組織等調査」と総称する。)ごとに、それぞれ通商産業省令で定める区分に従い、その調査を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第五十八條の三十五 通商産業大臣は、第三十九條の七第一項、同條第三項、第四十九條の八第一項又は第五十六條の六の五第一項の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が検査組織等調査を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

二 検査組織等調査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に於じて通商産業省令で定める構成員の構成が検査組織等調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前号に定めるもののほか、検査組織等調査が公正になるおそれがないものとして、通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

五 その指定をすることによつて申請に係る検査組織等調査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

第五十九條 第五十八條の十九、第五十八條の

二十の二から第五十八条の二十四まで及び第五十八条の二十七から第五十八条の三十までの規定は、第三十九条の七第一項、同条第三項、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項の規定による指定を受けて検査組織等調査を行う者(以下「検査組織等調査機関」という。)に準用する。この場合において、第五十八条の十九、第五十八条の二十の二及び第五十八条の三十中「第二十条第一項ただし書」とあるのは「第三十九条の七第一項、同条第三項、第四十九条の八第一項又は第五十六条の六の五第一項」と、第五十八条の二十一から第五十八条の二十四まで、第五十八条の二十八及び第五十八条の三十中「完成検査」とあるのは「検査組織等調査」と、第五十八条の二十一中「第五十八条の第二十一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号」とあるのは「第五十八条の三十五第一号」と、第五十八条の二十七中「第五十八条の二十第二号」とあるのは「第五十八条の三十五第二号」と、第五十八条の二十九中「第五十八条の二十第一号から第五号」とあるのは「第五十八条の三十五第一号から第四号」と、第五十八条の三十中「第二十条第四項」とあるのは「第三十九条の七第二項、同条第四項、第四十九条の八第二項若しくは第五十六条の六の五第二項」と読み替えるものとする。

第五十九条の九第一号の三の次に次の一号を加える。

一 四 第五十九条の検査組織等調査機関
第五十九条の九第二号の次に次の一号を加える。

二 二 第二十二条第一項第一号の指定輸入
検査機関
第五十九条の九第六号中「第三十九条の指定
検査機関」を「第六十二条の二第一項の認定検査
機関」に改める。

平成十一年八月二日 参議院會議録第四十一号

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案

三〇

第五十九条の二十八第一項第三号中「第二十
七条の二第六項」を「第二十七條の二第七項」に
改め、同項第四号中「同条第三項第一号の完成
検査」の下に、「第二十二條第一項第一号の輸入
検査」を加え、同項第五号を次のように改め
る。

五 削除

第五十九条の二十九第三項中、「試験事務等
又は検定等」を「又は試験事務等」に改める。

第五十九条の三十第一項から第三項までの規
定中、「指定設備の認定又は検定等」を「又は指
定設備の認定に改め、同条第四項中、「指定設
備の認定若しくは検定等」を「若しくは指定設備
の認定」に改める。

第六十条第二項中「指定完成検査機関」の下に
「指定輸入検査機関」を加え、「及び指定設備
認定機関を、指定設備認定機関及び検査組織
等調査機関」に改め、「完成検査」の下に、「輸入
検査」を、「保安検査」の下に、「検査組織等調
査」を加える。

第六十一條第二項及び第六十二條第二項中
「指定完成検査機関」の下に、「指定輸入検査機
関」を加え、「又は指定設備認定機関」を、「指定
設備認定機関又は検査組織等調査機関」に改め
る。

第七十四條の二第一項第一号中「第二十條第
一項ただし書」の下に、「第二十二條第一項」
を、「第三十五條第一項ただし書」の下に、「第
三十九條の七第一項、同条第三項を、「第四十
四條第一項の下に、「第四十九條の八第一項」
を、「第五十六條の三第一項」の下に、「第五十
六條の六の五第一項を加え、同項第三号中「第
五十八條の三十の二第二項」の下に、「第五十八
條の三十の三第二項」を加え、「及び第五十九條
第二項を、「第五十八條の三十三第二項及び第
五十九條」に改め、同項第五号中「第五十八條の
三十の二第二項」の下に、「第五十八條の三十の
三第二項」を加え、「及び第五十九條第二項」を

「第五十八條の三十三第二項及び第五十九條」
に改め、「完成検査」の下に、「輸入検査」を、
「保安検査」の下に、「検査組織等調査」を加え、
同項第五号の二中「第五十八條の三十の二第二
項」の下に、「第五十八條の三十の三第二項」を
加え、「及び第五十九條第二項を、「第五十八
條の三十三第二項及び第五十九條」に改める。
第七十五條中「第二十二條第二項」を「第二十
二條第一項第三号及び第四号を除く。」に改め
る。

第七十六條第一項及び第二項中「第五十八條
の三十の二第二項」の下に、「第五十八條の三十
の三第二項」を加え、「及び第五十九條第二項」
を、「第五十八條の三十三第二項及び第五十九
條」に改める。

第八十條の二中「第五十八條の三十の二第二
項」の下に、「第五十八條の三十の三第二項」を
加え、「及び第五十九條第二項を、「第五十八
條の三十三第二項及び第五十九條」に改め、「指
定完成検査機関」の下に、「指定輸入検査機関」
を加え、「又は指定設備認定機関」を、「指定設
備認定機関又は検査組織等調査機関」に改め
る。

第八十二條第一号中「第二十條の六第一項」の
下に、「第二十二條第一項」を加え、同条第三号
中「第二十二條第一項又は第五十六條の三第一
項若しくは第二項」を「第五十六條の三第一項又
は第二項」に改める。

第八十三條第一号中「第二十七條の三第三
項、第二十七條の四第二項、第二十八條第三項
又は第三十三條第三項を、「第二十七條の四第二
項、第二十八條第三項又は第三十三條第三項に
おいて準用する場合を含む。」、第二十七條の二
第六項「第二十七條の三第三項」に改め、「第
五十八條の二十四（第五十八條の三十の二第二
項、第五十八條の三十一第二項、第五十八條の
三十二第二項及び第五十九條第二項）において準
用する場合を含む。」を削り、同条第四号の二

の二中「検査を行わず」を削る。
第八十三條の二中「指定完成検査機関」の下に
「指定輸入検査機関」を加え、「又は指定設備
認定機関を、指定設備認定機関又は検査組織
等調査機関」に改め、同条第一号の次に次の一
号を加える。

一の二 第五十八條の二十四（第五十八條の
三十の二第二項、第五十八條の三十の三第
二項、第五十八條の三十一第二項、第五十八
條の三十二第二項、第五十八條の三十三
第二項及び第五十九條）において準用する場
合を含む。の規定による届出をせず、又は
虚偽の届出をしたとき。

(計量法の一部改正)

第五條 計量法（平成四年法律第五十一号）の一部
を次のように改正する。

第二十六條中「指定は」の下に、「通商産業省
令で定めるところにより」を加える。

第二十七條中「各号の」を「各号のいずれか」
に改め、同条第三号を次のように改める。

三 法人であつて、その業務を行う役員のう
ちに前二号のいずれかに該当する者がある
もの

第二十八條第三号中「民法（明治二十九年法律
第八十九号）第三十四條の規定により設立され
た法人であつて、その役員又は社員を、法人に
あつては、その役員又は法人の種類に応じて通
商産業省令で定める構成員」に改め、同条第四
号中「検査業務以外の業務を行っている場合に
は、その業務を行うことによつて」を「前号に定
めるもののほか」に改め、「ないもの」の下に
「として、通商産業省令で定める基準に適合す
るもの」を加え、同条の次に次の一条を加え
る。

(指定の更新)
第二十八條の二 第二十条第一項の指定は、三
年を下らない政令で定める期間」とにその更
新を受けなければ、その期間の経過によつ

て、その効力を失う。
2 前三條の規定は、前項の指定の更新に準用
する。
第二十九條中「前条第一号」を「第二十八條第
一号」に改める。
第三十二條を次のように改める。

(業務の休廃止)

第三十二條 指定定期検査機関は、検査業務の
全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする
ときは、通商産業省令で定めるところによ
り、あらかじめ、その旨を都道府県知事又は
特定市町村の長に届け出なければならない。
第三十三條第一項中「の認可を受け」を「に提
出し」に改める。

第三十四條を次のように改める。

第三十四條 削除

第三十五條中「指定定期検査機関の役員又は」
及び「その役員又は」を削る。

第三十九條第一項中「が第三十二條の許可を
受けて検査業務の全部若しくは一部を休止し
た」を「から第三十二條の規定による検査業務の
全部若しくは一部を休止の届出があつた」に改
め、同条第二項中「が第三十二條の許可を受け
て検査業務の全部若しくは一部を廃止した」を
「から第三十二條の規定による検査業務の全部
若しくは一部を廃止の届出があつた」に改め
る。

第百三條第三項に次のただし書を加える。
ただし、その計量器に第百四十四條第一項
の認定事業者が交付した計量器の校正に係る
同項の証明書が添付されているものは、当該
証明書により定めることができる。

第百六條第一項中「区分」の下に、「通
商産業省令で定めるところにより」を加え、同
条第三項中「第二十七條から第三十八條まで」を
「第二十七條から第三十三條まで及び第三十五
條から第三十八條まで」に、「第二十七條、第二
十八條」を「第二十七條から第二十八條の二ま

で」に改める。

第二百一十一条第一項中「指定はの下に」、通商産業省令で定めるところにより」を加え、同条第二項中「第二十七条から第三十九条までを」から第三十九条まで」に、「第二十七条、第二十八条を」第二十七条から第二十八条の二まで」に改める。

第二百三十八条中「指定はの下に」、通商産業省令で定めるところにより」を加える。

第二百四十条第三号中「民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員を」法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて通商産業省令で定める構成員」に改め、同条第四号中「特定標準器による校正等の業務を行うことによつてを」前号に定めるもののほか」に改め、「ないもの」の下に」として、通商産業省令で定める基準に適合するもの」を加える。

第二百四十二条中「第三十条を」第二十八条の二、第三十条」に改め、「通商産業大臣」の下に、「第二十八条の二中」第二十条第一項とあるのは」第二百三十五条第一項とを加える。

第二百四十三条第一号中「特定標準器を」、特定標準器」に、「又はを」若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは」に改める。

第二百四十四条第一項中「又はを」若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは」に改める。

第二百五十九条第一項第九号及び第十五号、同条第二項第二号並びに同条第三項第二号中「許可をした」を「届出があつた」に改める。

第二百七十六号第二号を次のように改める。
二、第三十二号(第六百六条第三項、第二百一十

一条第二項及び第二百四十二条において準用する場合を含む。の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(航空機製造事業法の一部改正)

第六条 航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。
目次中「第二十五条を」第二十六条」に改める。

第八条第一項中「許可事業者は」の下に、「第六条第一項の認可を受けた製造の方法」とに、通商産業省令で定める資格を有する者のうちから航空検査技術者を選任し」を加え、「航空機について通商産業大臣の」を「航空機が当該認可を受けた製造の方法により製造されたものであることについて、当該航空検査技術者に」に、「受けなければ」を「させなければ」に改め、ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。
2 航空機の製造に係る許可事業者は、前項の規定により航空検査技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。これを解任したときも、同様とする。

第八条第四項中「許可事業者を」航空機の製造に係る許可事業者」に、「前項を」第五項」に改め、同項ただし書中「但し、第六条第一項但し書」を「ただし、第六条第一項ただし書」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「通商産業大臣を」航空機の製造に係る許可事業者」に、「したときは、申請者」を「させたときは、航空検査技術者」に、「交付しなければ」を「作成させなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 航空機の製造に係る許可事業者は、第一項の確認をさせたときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、通商産業大臣に届け出なければならぬ。

第八条第二項の次に次の二項を加える。
3 航空検査技術者は、誠実に確認の職務を行

わなければならない。
4 航空機の製造に係る許可事業者は、航空検査技術者とその確認に關しこの法律の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

第十条第一項中「するときは」の下に、「前条第一項の認可を受けた修理の方法」とに、第八条第一項の通商産業省令で定める資格を有する者のうちから航空検査技術者を選任し」を加え、「航空機について、通商産業大臣の」を「航空機が当該認可を受けた修理の方法により修理されたものであることについて、当該航空検査技術者に」に、「受けなければ」を「させなければ」に改め、ただし書を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「から第四項まで」を「から第七項まで」に、「前二項を」前項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「製造に係るとあるのは」修理に係ると、同条第五項及び第七項中「製造確認書」とあるのは「修理確認書」と、同条第七項ただし書中「第六条第一項ただし書」とあるのは「前条第一項ただし書」と読み替へるものとする。

第十二条第三項を同条第二項とする。
第十二条第一項中「届出事業者は」の下に、「前条第一項の認可を受けた製造の方法」とに、第八条第一項の通商産業省令で定める資格を有する者のうちから航空検査技術者を選任し」を加え、「航空機用機器について通商産業大臣の」を「航空機用機器が通商産業省令で定める生産技術上の基準に適合することについて、当該航空検査技術者に」に、「受けなければ」を「させなければ」に改め、ただし書を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第八條第三項及び第四項を」第八條第二項から第七項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「航空機」とあるのは「航空機用機器」と、同条第七項ただし書中「第六條第一項ただし書」とあるのは「前條第一項ただし書」と読み替へるものとする。

第十二条第三項を同条第二項とする。
第十二条第一項中「届出事業者は」の下に、「前条第一項の認可を受けた製造の方法」とに、第八条第一項の通商産業省令で定める資格を有する者のうちから航空検査技術者を選任し」を加え、「航空機用機器について通商産業大臣の」を「航空機用機器が通商産業省令で定める生産技術上の基準に適合することについて、当該航空検査技術者に」に、「受けなければ」を「させなければ」に改め、ただし書を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第八條第三項及び第四項を」第八條第二項から第七項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「航空機」とあるのは「航空機用機器」と、同条第七項ただし書中「第六條第一項ただし書」とあるのは「前條第一項ただし書」と読み替へるものとする。

第十二条第三項を同条第二項とする。
第十二条第一項中「届出事業者は」の下に、「前条第一項の認可を受けた製造の方法」とに、第八条第一項の通商産業省令で定める資格を有する者のうちから航空検査技術者を選任し」を加え、「航空機用機器について通商産業大臣の」を「航空機用機器が通商産業省令で定める生産技術上の基準に適合することについて、当該航空検査技術者に」に、「受けなければ」を「させなければ」に改め、ただし書を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第八條第三項及び第四項を」第八條第二項から第七項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

から第七項までの規定中「航空機」とあるのは「航空機用機器」と、同条第七項ただし書中「第六條第一項ただし書」とあるのは「前條第一項ただし書」と読み替へるものとする。

第十五条第二項中「製造若しくは修理の方法の認可、確認又は製造証明を」又は製造若しくは修理の方法の認可」に改める。
第十八条中「第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を削り、第七号を第四号とする。」
第二十一条の二中「左の」を「次の」に、「三十万円を」三百万円」に改める。

第二十一条中「左の」を「次の」に、「十万円を」百万円」に改める。
第二十三条中「左の」を「次の」に、「五十万円を」五十万円」に改め、同条第二号中「第八條第四項を」第八條第七項」に、「第十條第三項を」第十條第二項」に、「第十二條第三項を」第十二條第二項」に改める。

第二十四条中「左の」を「次の」に、「三十万円を」三十万円」に改め、同条第一号の次に次の一項を加える。
二の二 第八條第六項(第十條第二項及び第十二條第二項)において準用する場合を含む。の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

本則に次の一条を加える。
第二十六条 第八條第二項(第十條第二項及び第十二條第二項)において準用する場合を含む。の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

本則に次の一条を加える。
第二十六条 第八條第二項(第十條第二項及び第十二條第二項)において準用する場合を含む。の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

本則に次の一条を加える。
第二十六条 第八條第二項(第十條第二項及び第十二條第二項)において準用する場合を含む。の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

同号と同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第四十八條第三項中「前条第三項各号」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前条第三項各号に掲げる要件

二 水力を原動力とする発電用の事業用電気工作物に係るものにあつては、その事業用電気工作物が発電水力の有効な利用を確保するため技術上適切なものであること。

第四十八條第四項中「前条第三項各号」を「前項各号」に改め、「受理した日から三十日」の下に「(次項の規定により第二項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)を加える。

第四十八條に次の一項を加える。

5 通商産業大臣は、第一項の規定による届出のあつた工事の計画が第三項各号に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第二項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、通商産業大臣は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

第四十九條第一項中「であつて、」の下に「公共の安全の確保上特に重要なものとして」を、「通商産業大臣」の下に「又は通商産業大臣が指定する者」を加える。

第五十條に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、前条第一項の通商産業大臣が指定する者が同項に規定する事業用電気工作物について同項の検査を行った場合に準用する。この場合において、第一項中「通商産業大臣」とあるのは「前条第一項の通商産業大臣が指定する者」と、「仮合格とすることができる」とあるのは「仮合格とすることができ、この場合において、当該通商産業大臣が指定する者は、あらかじめ通商産業大臣の承認を受けなければならない」と読み替へるものとする。

第五十條の次に次の一条を加える。

(使用前安全管理検査)

第五十條の二 第四十八條第一項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする事業用電気工作物(その工事の計画について同条第四項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないもの及び第四十九條第一項の通商産業省令で定めるものを除く)であつて、通商産業省令で定めるところにより、その使用の開始前に、当該事業用電気工作物について自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。

2 前項の検査(以下「使用前自主検査」という。)においては、その事業用電気工作物が次の各号のいずれにも適合していることを確認しなければならない。

一 その工事が第四十八條第一項の規定による届出をした工事の計画(同項後段の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む)に従つて行われたものであること。

二 第三十九條第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合するものであること。

3 使用前自主検査を行う事業用電気工作物を設置する者は、使用前自主検査の実施に係る体制について、通商産業省令で定める時期(第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る使用前自主検査の過去の評価の結果に應じ、通商産業省令で定める時期)に、通商産業大臣又は通商産業大臣が指定する者が行う審査を受けなければならない。

4 前項の審査は、事業用電気工作物の安全管理を旨として、使用前自主検査の実施に係る

組織、検査の方法、工程管理その他通商産業省令で定める事項について行う。

5 第三項の通商産業大臣が指定する者は、同項の審査を行ったときは、遅滞なく、当該審査の結果を通商産業省令で定めるところにより通商産業大臣に通知しなければならない。

6 通商産業大臣は、第三項の審査の結果(前項の規定により通知を受けた審査の結果を含む)に基づき、当該事業用電気工作物を設置する者の使用前自主検査の実施に係る体制について、総合的な評価をするものとする。

7 通商産業大臣は、第三項の審査及び前項の評価の結果を、当該審査を受けた者に通知しなければならない。

第五十一條に見出しとして「(燃料体検査)」を付する。

第五十二條に見出しとして「(溶接安全管理検査)」を付し、同条第一項中「機械若しくは器具」の下に「である電気工作物」を、「輸入したもの」の下に「を設置する者」を加え、「通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用しては」とを、「その使用の開始前に、当該電気工作物について自主検査を行い、その結果を記録しておかなければ」に改め、同条第二項中「前項の検査の下に」(以下「溶接自主検査」という。)を、「溶接が」の下に「第三十九條第一項の」を加え、「ときは、合格とする」とを「ことを確認しなければならない」に改め、同条に次の三項を加える。

3 溶接自主検査を行う電気工作物を設置する者は、溶接自主検査の実施に係る体制について、通商産業省令で定める時期(第五項において準用する第五十條の二第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る溶接自主検査の過去の評価の結果に應じ、通商産業省令で定める時期)に、通商産業大臣又は通商産業大臣が指定する者が行う審査を受けなければならない。

4 前項の審査は、電気工作物の安全管理を旨として、溶接自主検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他通商産業省令で定める事項について行う。

5 第五十條の二第五項から第七項までの規定は、第三項の審査に準用する。この場合において、同条第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは、「当該電気工作物」と読み替へるものとする。

第五十四條第一項中「耐圧工作物であつて通商産業省令で定めるもの(以下「特定耐圧工作物」という。))」を「発電用のボイラー、タービンその他の電気工作物のうち、公共の安全の確保上特に重要なものとして通商産業省令で定めるものであつて、通商産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの」に改め、「通商産業大臣」の下に「又は通商産業大臣が指定する者」を加え、同条第二項を削る。

第五十五條を次のように改める。

(定期安全管理検査)

第五十五條 発電用のボイラー、タービンその他の通商産業省令で定める電気工作物(前条で定めるものを除く)であつて、同条で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるものを設置する者は、通商産業省令で定めるところにより、定期に、当該電気工作物について自主検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。

2 前項の検査(以下「定期自主検査」という。)を行う電気工作物を設置する者は、定期自主検査の実施に係る体制について、通商産業省令で定める時期(第四項において準用する第五十條の二第七項の通知を受けている場合にあつては、当該通知に係る定期自主検査の過去の評価の結果に應じ、通商産業省令で定める時期)に、通商産業大臣又は通商産業大臣が指定する者が行う審査を受けなければならない。

平成十一年八月二日 参議院會議録第四十一号

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案

三四

3 前項の審査は、電気工作物の安全管理を旨として、定期自主検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他通商産業省令で定める事項について行う。

4 第五十条の二第五項から第七項までの規定は、第二項の審査に準用する。この場合において、同条第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは、「当該電気工作物」と読み替えるものとする。

第五十七條第一項中「第八十九條第一項」を「第八十九條」に改める。

第五十七條の二第二項中「当該指定調査機関に係る第八十九條第二項の調査区域(第九十一條第一項の認可又は同条第二項の規定による届出に係る変更があつたときは、その変更後のものの全部又は一部における)を削る。

「第五章 指定検査機関、指定試験機関及び指定調査機関」を「第五章 指定検査機関、指定安全管理審査機関、指定試験機関及び指定調査機関」に改める。

第六十七條第一項中「第五十五條第一項」を「第四十九條第一項又は第五十四條」に改め、「定めるところにより」の下に、「通商産業省令で定める区分」を加え、「第五十二條第一項の検査を削り、「第五十四條第一項」を「第五十四條」に、「第百十七條の二及び第百十九條の二第一号」を「及び第百十七條の二」に改め、同条第二項を削る。

第六十八條中「第五十五條第一項」を「第四十九條第一項又は第五十四條」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

第六十九條中「第五十五條第一項」を「第四十九條第一項又は第五十四條」に改め、同条第三号中「民法第三十四條の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員を」を「法人にあつて、その役員又は社員を」に改める。

つては、その役員又は法人の種類に応じて通商産業省令で定める構成員に、「遂行」を「実施」に改め、同条第四号中「検査の業務以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行うことによつてを」前号に定めるもののほか、に改め、「ないもの」の下に「として、通商産業省令で定める基準に適合するもの」を加え、同条の次の一条を加える。

(指定の更新)
第六十九條の二 第四十九條第一項又は第五十四條の指定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三條の規定は、前項の指定の更新に準用する。

第七十條第一項中「指定検査機関」を「第四十九條第一項又は第五十四條の指定を受けた者(以下「指定検査機関」という。に改め、同条第二項中「前条第一号」を「第六十九條第一号」に改める。

第七十三條を次のように改める。
(業務の休廃止)
第七十三條 指定検査機関は、検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第七十四條及び第七十五條を次のように改める。
第七十四條及び第七十五條 削除
第七十六條中「役員又は」を削る。

第七十九條中「第五十五條第一項」を「第四十九條第一項又は第五十四條」に改める。
第八十二條の次に次の一条を加える。
(欠格事項)
第八十二條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、第四十五條第二項の指定を受けることができない。

第八十二條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、第四十五條第二項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二 第八十八條において準用する第七十九條の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者
イ 第一号に該当する者
ロ 第八十四條の五の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

第八十四條の次に次の四條を加える。
(業務の休廃止)
第八十四條の二 指定試験機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
(事業計画等)
第八十四條の三 指定試験機関は、毎事業年度開始前に(第四十五條第二項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。
(役員の選任及び解任)
第八十四條の四 指定試験機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(解任命令)
第八十四條の五 通商産業大臣は、指定試験機関の役員又は試験員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定試験機関に対し、その役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができ、
第八十七條の次に次の一条を加える。
(通商産業大臣による試験)
第八十七條の二 通商産業大臣は、指定試験機関が第八十四條の二の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第八十八條において準用する第七十九條の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部を停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 通商産業大臣が前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定試験機関が第八十四條の二の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第八十八條において準用する第七十九條及び前条の規定により通商産業大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

(準用)
第八十八條 第七十二條、第七十七條、第七十九條及び第八十條の規定は、指定試験機関に準用する。この場合において、第七十七條中「職員」とあるのは「職員(試験員を含む。）」と、第七十九條第二号中「第六十八條第一号又は第三号」とあるのは「第八十二條の二第一号又は第三号」と、同条第四号中「第七十六條又は前条」とあるのは「第八十四條の五又は第八十六條」と読み替へるものとする。

第八十九條第一項中「指定は」の下に、「通商産業省令で定めるところにより」を加え、同条

第八十九條第一項中「指定は」の下に、「通商産業省令で定めるところにより」を加え、同条

したときは、その指定試験機関に対し、その役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができ、
第八十七條の次に次の一条を加える。
(通商産業大臣による試験)
第八十七條の二 通商産業大臣は、指定試験機関が第八十四條の二の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第八十八條において準用する第七十九條の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部を停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 通商産業大臣が前項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定試験機関が第八十四條の二の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第八十八條において準用する第七十九條及び前条の規定により通商産業大臣が指定試験機関の指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

(準用)
第八十八條 第七十二條、第七十七條、第七十九條及び第八十條の規定は、指定試験機関に準用する。この場合において、第七十七條中「職員」とあるのは「職員(試験員を含む。）」と、第七十九條第二号中「第六十八條第一号又は第三号」とあるのは「第八十二條の二第一号又は第三号」と、同条第四号中「第七十六條又は前条」とあるのは「第八十四條の五又は第八十六條」と読み替へるものとする。

第八十九條第一項中「指定は」の下に、「通商産業省令で定めるところにより」を加え、同条

第八十九條第一項中「指定は」の下に、「通商産業省令で定めるところにより」を加え、同条

第八十九條第一項中「指定は」の下に、「通商産業省令で定めるところにより」を加え、同条

第八十九條第一項中「指定は」の下に、「通商産業省令で定めるところにより」を加え、同条

第八十九條第一項中「指定は」の下に、「通商産業省令で定めるところにより」を加え、同条

第二項を削る。

第九十条第一号中「調査区域における」を削り、同条第二号中「民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員を」を「法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて通商産業省令で定める構成員」に改め、同条第三号中「調査業務以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行ふことによつて」を「前号に定めるもののほか、に改め、」ないもの」の下に」として、通商産業省令で定める基準に適合するもの」を加える。

第九十一条を次のように改める。

第九十一条 削除

第九十二条の三中「(第三号を除く。)、第七十二条を、第六十九条の二」に改め、「関し」を削り、「取り消すこと」の下に、「同条第三号中「第七十一条第一項の認可を受けた」とあるのは第九十二条の規定による届出をした」とを加え、「第九十二条の三を「第九十二条の四」に改め、「第七十二条第三項若しくは」を削り、第五章第三節同条を第九十一条の四とする。

第九十一条の二の次に次の一条を加える。

(業務規程)

第九十二条の三 指定調査機関は、調査業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、調査業務の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

第五章第三節を第四節とし、第二節を第三節とし、第八十条の次に次の節名を付する。

第二節 指定安全管理審査機関

第八十一条を次のように改める。

(指定)

第八十一条 第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第二項の指定は、通商

産業省令で定めるところにより、通商産業省令で定める区分ごとに、これらの規定による審査(以下「安全管理審査」と総称する。)を行おうとする者の申請により行う。

(安全管理審査の義務)

第八十一条の二 第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第二項の指定を受けた者(以下「指定安全管理審査機関」という。)は、安全管理審査を行ふべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、安全管理審査を行わなければならない。

2 指定安全管理審査機関は、安全管理審査を行うときは、次条において準用する第六十九条第一号に規定する者(以下「安全管理審査員」という。)に安全管理審査を実施させなければならない。

(準用)

第八十一条の三 第六十八条から第六十九条の二まで、第七十一条から第七十三条まで及び第七十六条から第八十条までの規定は、指定安全管理審査機関に準用する。この場合において、第七十六条中「検査員」とあるのは「安全管理審査員」と、第七十九条第一号中「この節」とあるのは「この節又は第五十条の二第五項(第五十二条第五項又は第五十五条第四項において準用する場合を含む。)」と読み替へるものとする。

第四百四十二条第二項中「第五十二条第一項又は第五十四条第一項の検査」を若しくは第五十四条の検査又は第五十条の二第三項、第五十二条第三項若しくは第五十五条第二項の審査に改める。

第六百六条第三項中「指定検査機関」の下に「指定安全管理審査機関」を加える。

第七百七条第五項中「指定検査機関の下に」若しくは指定安全管理審査機関を加える。

第六百九条第二項中「第八十八条第一項において」を「第八十一条の三において」と、「第八十八条第一項及び第九十二条の三において準用する場合を含む。」を「第八十一条の三、第八十八条又は第九十二条の四において準用する場合を含む。」、第八十四条の五に改める。

第六百九十二条第一項第四号中「第五十一条第一項を、又は第五十一条第一項に改め、又は第五十二条第一項を削り、「検査」の下に「指定検査機関が行う場合を除く。」を加え、同項第五号中「第五十四条第一項を、第五十四条に改め、「検査」の下に「指定検査機関が行う場合を除く。」を加え、同項に次の一号を加える。

六 第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第二項の審査(指定安全管理審査機関が行う場合を除く。)を受けようとする者

第六百九十二条第二項中「指定検査機関が行う第四十九条第一項又は第五十二条第一項の検査を受けようとする者及び指定検査機関が行う第五十四条第一項の検査を受ける者の納めるものについては当該指定検査機関の」を削る。

第六百九十二条の二各号を次のように改める。

一 第四十五条第二項、第四十九条第一項、第五十条の二第三項、第五十二条第三項、第五十四条、第五十五条第二項又は第五十七条の二第一項の指定をしたとき。

二 第五十七条の二第二項、第七十一条(第八十一条の三において準用する場合を含む。)、第七十三条(第八十一条の三において準用する場合を含む。又は第九十二条の二の規定による届出があつたとき。

三 第七十九条(第八十一条の三又は第八十八条において準用する場合を含む。の規定により指定を取り消し、又は検査の業務、安全管理審査の業務若しくは試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 第八十四条の二の許可をしたとき。

五 第八十七条又は第九十二条の四において準用する第七十九条の規定により指定を取り消したとき。

六 第八十七条の二の規定により通商産業大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第六百七条中「二百万円を」を「三百万円」に改める。

第六百七条の二中「第八十八条第一項を」第八十一条の三又は第八十八条に改め、「規定による検査」の下に「若しくは安全管理審査を、指定検査機関の下に、指定安全管理審査機関」を加える。

第六百九条第四号中「第五十一条第一項を」又は第五十一条第一項に改め、「又は第五十二条第一項を削る。

第六百九条の二中「指定検査機関」の下に「指定安全管理審査機関」を加え、同条第一号を次のように改める。

一 第七十三条(第八十一条の三において準用する場合を含む。の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第六百九条の二第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第八十四条の二の許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

第六百九条の二第二号及び第三号中「第八十八条第一項を」第八十一条の三又は第八十八条に改める。

第六百二十条第五号中「又は第四十六条を」第五十条の二第二項、第五十二条第一項又は第五十五条第一項に改め、同条第八号中「第五十四条第一項を」第五十条の二第三項、第五十二条第三項、第五十四条、第五十五条第二項に改め、「規定による」の下に「審査又は」を加え、同条第十号及び第十一号中「第九十二条

平成十一年八月二日 参議院會議録第四十一号

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案

三六

の三を「第九十二条の四」に改める。

第百二十三条第一号中「第五十四条第二項」及び「第九十一条第二項」を削る。

(電気用品取締法の一部改正)

第十条 電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電気用品安全法

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 事業の届出等(第三条・第七條)

第三章 電気用品の適合性検査等(第八条・第二十八條)

第四章 販売等の制限(第二十七條・第二十八條)

第五章 認定検査機関等

第一節 認定検査機関(第二十九條・第四十二條の二)

第二節 承認検査機関(第四十二條の三・第四十二條の四)

第五章の二 危険等防止命令(第四十二條の五)

第六章 雑則(第四十三條・第五十六條)

第七章 罰則(第五十七條・第六十條)

附則

第一条中「ことにより、粗悪な」とともに

に、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、「に改め

る。

第二条第二項中「甲種電気用品を」「特定電

気用品」に改め、「い」「乙種電気用品」とは、

甲種電気用品以外の電気用品をを削る。

第二章及び第三章を次のように改める。

第二章 事業の届出等

(事業の届出)

第三条 電気用品の製造又は輸入の事業を行う

者は、通商産業省令で定める電気用品の区分

に従い、事業開始の日から三十日以内に、次

の事項を通商産業大臣に届け出なければなら

ない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては、その代表者の氏名

二 通商産業省令で定める電気用品の型式の

区分

三 当該電気用品を製造する工場又は事業場

の名称及び所在地(電気用品の輸入の事業

を行う者にあつては、当該電気用品の製造

事業者の氏名又は名称及び住所)

(承継)

第四条 前条の届出をした者(以下「届出事業

者」という。)が当該届出に係る事業の全部を

譲り渡し、又は届出事業者について相続若し

くは合併があつたときは、その事業の全部を

譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上

ある場合において、その全員の同意により事

業を承継すべき相続人を選定したときは、そ

の者若しくは合併後存続する法人若しくは

合併により設立した法人は、その届出事業者

の地位を承継する。

2 前項の規定により届出事業者の地位を承継

した者は、遅滞なく、その事実を証する書面

を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出な

ければならない。

(変更の届出)

第五条 届出事業者は、第三条各号の事項に変

更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商

産業大臣に届け出なければならない。ただ

し、その変更が通商産業省令で定める軽微な

ものであるときは、この限りでない。

(廃止の届出)

第六条 届出事業者は、当該届出に係る事業を

廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産

業大臣に届け出なければならない。

(届出事項に係る情報の提供)

第七条 何人も、通商産業大臣に対し、第三条

第一号及び第二号に掲げる事項に係る情報の

提供を請求することができる。

第三章 電気用品の適合性検査等

(基準適合義務等)

第八条 届出事業者は、第三条の規定による届

出に係る型式(以下単に「届出に係る型式」と

いう。)の電気用品を製造し、又は輸入する場

合においては、通商産業省令で定める技術上

の基準(以下「技術基準」という。)に適合する

ようにしなければならない。ただし、次に掲

げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 特定の用途に使用される電気用品を製造

し、又は輸入する場合において、通商産業

大臣の承認を受けたとき。

二 試験的に製造し、又は輸入するとき。

2 届出事業者は、通商産業省令で定めるところ

により、その製造又は輸入に係る前項の電

気用品(同項ただし書の規定の適用を受けて

製造され、又は輸入されるものを除く)につ

いて検査を行い、その検査記録を作成し、こ

れを保存しなければならない。

(特定電気用品の適合性検査)

第九条 届出事業者は、その製造又は輸入に係

る前条第一項の電気用品(同項ただし書の規

定の適用を受けて製造され、又は輸入される

ものを除く)が特定電気用品である場合には、

当該特定電気用品を販売する時までに、

次の各号のいずれかに掲げるものについて、

通商産業大臣の認定する者又は通商産業大臣

の承認する者の次項の規定による検査(以下

「適合性検査」という。)を受け、かつ、同項の

証明書の交付を受け、これを保存しなければ

ならない。ただし、当該特定電気用品と同一

の型式に属する特定電気用品について既に第

二号に係る同項の証明書の交付を受けこれを

保存している場合において当該証明書の交付

を受けた日から起算して特定電気用品ごとに

政令で定める期間を経過していないとき又は

同項の証明書と同等なものとして通商産業省

令で定めるものを保存している場合は、この

限りでない。

一 当該特定電気用品

二 試験用の特定電気用品及び当該特定電気

用品に係る届出事業者の工場又は事業場に

おける検査設備その他通商産業省令で定め

るもの

2 前項の認定又は承認を受けた者は、同項各

号に掲げるものについて通商産業省令で定め

る方法により検査を行い、これらが技術基準

又は通商産業省令で定める同項第二号の検査

設備その他通商産業省令で定めるものに関す

る基準に適合しているときは、通商産業省令

で定めるところにより、その旨を記載した証

明書を当該届出事業者に交付することができる。

(表示)

第十条 届出事業者は、その届出に係る型式の

電気用品の技術基準に対する適合性につい

て、第八条第二項(特定電気用品の場合にあ

つては、同項及び前条第一項)の規定による

義務を履行したときは、当該電気用品に通商

産業省令で定める方式による表示を付するこ

とができる。

2 届出事業者がその届出に係る型式の電気用

品について前項の規定により表示を付する場

合でなければ、何人も、電気用品に同項の表

示又はこれと紛らわしい表示を付してはなら

ない。

(改善命令)

第十一条 通商産業大臣は、届出事業者が第八

条第一項の規定に違反していると認める場合

には、届出事業者に対し、電気用品の製造、

輸入又は検査の方法その他の業務の方法の改

善に関し必要な措置をとるべきことを命ずる

ことができる。

(表示の禁止)

第十二条 通商産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の電気用品に第十条第一項の規定により表示を付することを禁止することができる。

一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品(第八条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものを除く。)が技術基準に適合していない場合において、危険又は障害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき。当該技術基準に適合していない電気用品の属する届出に係る型式

二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品について、第八条第二項又は第九条第一項の規定に違反したとき。当該違反に係る電気用品の属する届出に係る型式

三 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の電気用品について、前条の規定による命令に違反したとき。当該違反に係る電気用品の属する届出に係る型式

第十三条から第二十六条まで 削除

第三章の二を削る。

第二十七条中「販売の事業(自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売の事業を除く。)を行う者(以下「販売事業者」という。)を製造、輸入又は販売の事業を行う者に、」第二十五条第一項、第二十五条の四第一項又は前条第一項を「第十条第一項」に改め、ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。
一 特定の用途に使用される電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、通商産業大臣の承認を受けたとき。

二 第八条第一項第一号の承認に係る電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。

第二十八条第一項及び第二項中「第二十五条第一項、第二十五条の四第一項又は第二十六条の六第一項を」第十条第一項に改め、同条第三項中「前条ただし書を」前条第二項に改める。

「第五章 指定試験機関を」第五章 認定検査機関等に改める。

第二十九条の前に次の節名を付する。

第一節 認定検査機関

第二十九条及び第三十条を次のように改める。

(認定)

第二十九条 第九条第一項の認定は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業省令で定める区分ごとに、適合性検査を行おうとする者(外国にある事業所により行おうとする者を除く。)の申請により行う。

(欠格条項)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項の認定を受けることができない。
一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第四十一条の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

第三十一条の見出しを「(認定の基準)」に改め、同条中「第二十一条第一項の指定を」第九条第一項の認定に、「その指定を」その認定に改め、各号を次のように改める。

一 適合性検査の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて通商産業省令で定める構成員の構成が適合性検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 前号に定めるもののほか、適合性検査が公正になるおそれがないものとして、通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

第三十五条を削る。

第三十四条第一項中「指定試験機関は、試験」を認定検査機関は、適合性検査に、「通商産業大臣の認可を受け」適合性検査の業務の開始前に、通商産業大臣に届け出に改め、同条第三項を削り、同条を第三十五条とする。

第三十三条中「指定試験機関は、試験を行なう」を認定検査機関は、適合性検査を行なうに改め、同条を第三十四条とする。

第三十二条の見出しを「(適合性検査の義務)」に改め、同条第一項中「指定試験機関は、試験を行なうべきこと」を「第九条第一項の認定を受けた者(以下「認定検査機関」という。)は、適合性検査を行なうこと」に、「試験を行なわなければならない」を「適合性検査を行わなければならない」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 認定検査機関は、公正に、かつ、技術基準に適合する方法により適合性検査を行わなければならない。

第三十二条を第三十三条とする。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(認定の更新)

第三十二条 第九条第一項の認定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の認定の更新に準用する。

第三十六条を次のように改める。

(業務の休廃止)

第三十六条 認定検査機関は、適合性検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第三十七条から第三十九条までを次のように改める。

第三十七条から第三十九条まで 削除

第四十条中「指定試験機関を」認定検査機関に、「第三十一条第一号から第五号まで」を「第三十一条各号のいずれかに」に改め、同条の次の一条を加える。

(改善命令)

第四十条の二 通商産業大臣は、認定検査機関が第三十三条の規定に違反していると認めるときは、当該認定検査機関に対し、適合性検査を行なうべきこと又は適合性検査の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第四十一条の見出しを「(認定の取消し等)」に改め、同条中「指定試験機関を」認定検査機関に、「各号の」を「各号のいずれかに」に、「第二十一条第一項の指定を」その認定に、「試験の業務を」適合性検査の業務に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 第三十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
二 第三十三条、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条又は第四十二条の規定に違反したとき。

第四十一条第三号中「第三十四条第三項、第三十八条又は前条を」前条に改め、同条第四号中「指定を」第九条第一項の認定に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第四十三条第一項の条件に違反したとき。

第四十二條第一項中「指定試験機関」を「認定検査機関」に、「試験」を「適合性検査」に改め、第五章中同条の次に次の一条及び一節を加える。

(通商産業大臣による適合性検査業務実施)

第四十二條の二 通商産業大臣は、認定検査機関が天災その他の事由により適合性検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 通商産業大臣が前項の規定により適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における適合性検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

第二節 承認検査機関

(承認等)

第四十二條の三 第九条第一項の承認は、通商産業省令で定めるところにより、第二十九條の通商産業省令で定める区分ごとに、適合性検査を行うとする者(外国にある事業所により行おうとする者に限る。)の申請により行う。

2 第三十条から第三十二條までの規定は、第九条第一項の承認に、第三十三條から第三十六條まで、第四十條、第四十條の二及び第四十二條の規定は、第九條第一項の承認を受けた者(以下「承認検査機関」という。)に準用する。

この場合において、第四十條及び第四十條の二中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替へるものとする。

(承認の取消し等)

第四十二條の四 通商産業大臣は、承認検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第二項において準用する第三十條第一

号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 前条第二項において準用する第三十三條、第三十四條、第三十五條第一項、第三十六條又は第四十二條の規定に違反したとき。

三 前条第二項において準用する第四十條又は第四十條の二の規定による請求に応じなかつたとき。

四 第四十三條第一項の条件に違反したとき。

五 不正の手段により第九条第一項の承認を受けたとき。

六 通商産業大臣が、承認検査機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて適合性検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 通商産業大臣が必要があると認めて承認検査機関に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

八 通商産業大臣が必要があると認めてその職員に承認検査機関の事務所又は事業所において第四十六條第二項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

九 次項の規定による費用の負担をしないとき。

2 前項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける承認検査機関の負担とする。

第五章の次に次の一章を加える。

第五節の二 危険等防止命令

(危険等防止命令)

第四十二條の五 通商産業大臣は、次の各号に掲げる事由により危険又は障害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危険

又は障害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該電気用品の回収を図ることその他当該電気用品による危険及び障害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第二十七條第一項の規定に違反して電気用品を販売したこと。

二 届出事業者がその届出に係る型式の電気用品で技術基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと(第八條第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。)

第四十三條の見出しを(「承認等の条件」)に改め、同条第一項を次のように改める。

第八條第一項第一号、第九條第一項若しくは第二十七條第二項第一号の承認又は認定には、条件を付することができる。

第四十三條第二項中「認可又は承認を」承認又は認定に改める。

第四十四條各号を次のように改める。

一 第九條第一項の認定又は承認をしたとき。

二 第十二條の規定により表示を付すること禁止したとき。

三 第三十四條(第四十二條の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

四 第三十六條(第四十二條の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

五 第四十一條の規定により認定を取り消し、又は適合性検査の業務の停止を命じたとき。

六 第四十二條の二第一項の規定により通商産業大臣が適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自

ら行つていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

七 第四十二條の四第一項の規定により承認を取り消したとき。

第四十五條第一項中「登録製造事業者、甲種電気用品輸入事業者、乙種電気用品製造事業者、乙種電気用品輸入事業者、販売事業者」を「電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「指定試験機関」を「認定検査機関」に改める。

第四十六條第一項中「登録製造事業者、甲種電気用品輸入事業者、乙種電気用品製造事業者、乙種電気用品輸入事業者、販売事業者」を「電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「指定試験機関」を「認定検査機関」に改める。

第四十七條及び第四十八條を次のように改める。

第四十七條及び第四十八條 削除

第四十八條の二を削る。

第五十二條を次のように改める。

(適合性検査についての申請及び通商産業大臣の命令)

第五十二條 届出事業者は、その製造し、又は輸入する特定電気用品について、認定検査機関が適合性検査を行わない場合又は認定検査機関の適合性検査の結果に異議のある場合は、通商産業大臣に対し、認定検査機関が適合性検査を行うこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべきことを申請することができる。

2 通商産業大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る認定検査機関が第三十三條の規定に違反していると認めるときは、当該申請に係る認定検査機関に対し、第四十條の二の規定による命令をしなければなら

「第三款 指定試験機関」を「第四款 指定試験事務」にして知り得た秘密を漏らしてはならない。

驗機関に改める。

第三十六條の二を第三十六條の二の五とし、第三十六條の次に次の一款を加える。

第三款 工事計画及び検査

(工事計画)

第三十六條の二 一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の設置又は変更の工事であつて、通商産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、ガス工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事とするときは、この限りでない。

2 一般ガス事業者は、前項の規定による届出に係る工事の計画を変更しようとするときは、通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 前二項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る工事を開始してはならない。

4 通商産業大臣は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた工事の計画が次の各号(専ら大口ガス事業の用に供するガス工作物に係る場合にあつては、第一号。次項において同じ。)に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

一 そのガス工作物が第二十八條第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものでないこと。
二 そのガス工作物がガスの円滑な供給を確保するため技術上適切なものであること。
5 通商産業大臣は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた工事の計画が前項各号に適合していないと認めるときは、一般ガス事

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案

業者に対し、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その工事の計画を変更し、又は廃止すべきことを命ずることができる。

6 通商産業大臣は、第一項又は第二項の規定による届出のあつた工事の計画について、工事の工程における検査を行わなければならない当該工事の計画に係るガス工作物が第二十八條第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを判定することができな

いと認められる場合において、技術上の基準に適合しているかどうかを判定するために必要があるときは、次条第一項の通商産業大臣の認定する者の工事の工程における検査を受けるべきことを命ずることができる。この場合において、前項に規定する期間内に、第一項又は第二項の規定による届出をした者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

7 一般ガス事業者は、第一項ただし書の場合には、工事の開始の後、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

8 一般ガス事業者は、第二項ただし書の場合には、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。(使用前検査)

第三十六條の二の二 一般ガス事業者は、前条第一項又は第二項の規定による届出をして設置又は変更の工事をするガス工作物(その工事の計画について、同条第五項の規定による命令があつた場合において同条第一項又は第二項の規定による届出をしていないものを除く。)であつて、通商産業省令で定めるものの工事について自主検査を行い、その結果が次項各号に適合していることについて通商産業省令で定めるところにより通商産業大臣の認定する者が行う検査(同条第六項の規定によ

りその工事の工程における検査を受けるべきことを命ぜられた場合には、その検査を含む。)を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の通商産業大臣の認定する者が行う検査においては、そのガス工作物が次の各号のいずれにも適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条第一項又は第二項の規定による届出をした工事の計画(同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。)に従つて行われたものであること。

二 第二十八條第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

3 一般ガス事業者は、通商産業省令で定めるところにより、第一項の自主検査の記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三十六條の二の三 前条第一項の通商産業大臣の認定する者は、同項に規定するガス工作物(専ら大口ガス事業の用に供するものを除く。)について同項の検査を行った場合において、やむを得ない必要があると認めるときは、期間及び使用の方法を定めて、そのガス工作物を仮合格とすることができる。この場合において、同項の通商産業大臣の認定する者は、あらかじめ通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により仮合格とされたガス工作物は、前条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により定められた期間内は、同項の規定により定められた方法により使用すること

を妨げない。(定期自主検査)
第三十六條の二の四 一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物であつて通

商産業省令で定めるものについては、通商産業省令で定めるところにより、定期に、自主検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

第五款 認定ガス工作物検査機関

(認定)

第三十六條の十六 第三十六條の二の二第一項の認定は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の検査(以下単に「検査」という。)を行おうとする者の申請により行う。

(欠格事項)

第三十六條の十七 次の各号のいずれかに該当する者は、第三十六條の二の二第一項の認定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
二 第三十六條の二十六の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(認定の基準)
第三十六條の十八 通商産業大臣は、第三十六條の二の二第一項の認定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 検査の業務を適確かつ円滑に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じた通商産業省令で定める構成員の構成が検査の公正な実施に支障を及ぼすお

それが無いものであること。

三 前号に定めるもののほか、検査が不公平になるおそれがないものとして、通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

(認定の更新)

第三十六條の十九 第三十六條の二の二第一項の認定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三條の規定は、前項の認定の更新に準用する。

(検査の義務)

第三十六條の二十 第三十六條の二の二第一項の認定を受けた者(以下「認定ガス工作物検査機関」という。)は、検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検査を行わなければならない。

2 認定ガス工作物検査機関は、公正に、かつ、第二十八條第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合する方法により検査を行わなければならない。

(事業所の変更の届出)

第三十六條の二十一 認定ガス工作物検査機関は、検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第三十六條の二十二 認定ガス工作物検査機関は、検査の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、検査の業務の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

(業務の休廃止の届出)

第三十六條の二十三 認定ガス工作物検査機関は、検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(適合命令)

第三十六條の二十四 通商産業大臣は、認定ガス工作物検査機関が第三十六條の十八各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定ガス工作物検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第三十六條の二十五 通商産業大臣は、認定ガス工作物検査機関が第三十六條の二十の規定に違反していると認めるときは、当該認定ガス工作物検査機関に対し、検査を行うべきこと又は検査の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(認定の取消し等)

第三十六條の二十六 通商産業大臣は、認定ガス工作物検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めて検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十六條の十七第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第三十六條の二十、第三十六條の二十一、第三十六條の二十二第一項、第三十六條の二十三又は次條の規定に違反したとき。

三 前三條の規定による命令に違反したとき。

四 第四十條第一項の条件に違反したとき。

五 不正の手段により第三十六條の二の二第一項の認定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三十六條の二十七 認定ガス工作物検査機関は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、検査に關し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第三十七條を次のように改める。

(通商産業大臣による検査業務実施)

第三十七條 通商産業大臣は、認定ガス工作物検査機関が天災その他の事由により検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 通商産業大臣が前項の規定により検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

第三十七條の七第二項中「第二十七條の四」を「第三十六條の二の二」に改め、「同條第一項中「通商産業大臣」とあるのは「通商産業局長」とを削り、「第二十七條の二第一項又は第二項の認可を受けた者」を「前條第一項又は第二項の規定による届出をした」に改め、同條第三項中「第三十條中を」第三十條第一項中「事業」第三十六條の二の二第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事の開始前に」とあるのは「事業」(第三十七條の二の許可に係る工事(第三十七條の七第二項において準用する第三十六條の二の二第一項の通商産業省令で定める特定ガス工作物の工事に限る。))を伴う場合にあつては、その工事の開始前に」と、同條第一項から第三項までの規定中「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第三十七條の十中「第二十七條の二から第二十七條の四まで、第二十七條の六」を「第二十八條に、及び第三十六條を、第三十六條から第三十六條の二の二まで及び第三十六條の二の二」に改める。

四に改める。

第三十八條中「第二十七條の三」を削り、「並びに第三十六條を、第三十六條並びに第三十六條の二(第六項を除く。))」に、「第二十七條の三第一項中「前條第一項の通商産業省令で定めるものの以外のもの」とあるのは「通商産業省令で定めるもの」と、同條第三項及び第四項中「前條第三項各号」とあるのは「第二十七條の二第三項第一号」を「同條第四項中「次の各号」とあるのは「第一号」と、同條第五項中「前項各号」とあるのは「前項第一号」に改める。

第五章 次のように改める。

第一節 定義

(定義)

第三十九條の二 この法律において「ガス用品」とは、主として一般消費者等(液化石油ガス法第二條第二項に規定する一般消費者等)を用いる機械、器具又は材料(同條第七項に規定する機械、器具又は材料を除く。)であつて、政令で定めるものをいう。

2 この法律において「特定ガス用品」とは、構造、使用条件、使用状況等からみて特にガスによる災害の発生のおそれが多いと認められるガス用品であつて、政令で定めるものをいう。

第二節 販売及び表示の制限

(販売の制限)

第三十九條の三 ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第三十九條の十二の規定により表示が附されているものでなければ、ガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

一 輸出入のガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、その旨を通

商産業大臣に届け出たとき。

二 輸出用以外の特定の用途に供するガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、通商産業大臣の承認を受けたとき。

三 第三十九条の十第一項第一号の規定による届出又は同項第二号の承認に係るガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。

(表示の制限)

第三十九条の四 次条の規定による届出をした者(以下「届出事業者」という。)が同条の規定による届出に係る型式(以下単に「届出に係る型式」という。)のガス用品について第三十九条の十二の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、ガス用品に同条の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第三節 事業の届出等

(事業の届出)

第三十九条の五 ガス用品の製造又は輸入の事業を行う者は、通商産業省令で定めるガス用品の区分に従い、次の事項を通商産業大臣に届け出ることができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 通商産業省令で定めるガス用品の型式の区分

三 当該ガス用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(ガス用品の輸入の事業を行う者にあつては、当該ガス用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所)

(承認)

第三十九条の六 届出事業者が当該届出に係る事業の全部を譲渡し、又は届出事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定し

たときは、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その届出事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(変更の届出)

第三十九条の七 届出事業者は、第三十九条の五各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(廃止の届出)

第三十九条の八 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(届出事項に係る情報の提供)

第三十九条の九 何人も、通商産業大臣に対し、第三十九条の五第一号及び第二号に掲げる事項に係る情報の提供を請求することができる。

(基準適合義務等)

第三十九条の十 届出事業者は、届出に係る型式のガス用品を製造し、又は輸入する場合においては、通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 輸出用のガス用品を製造し、又は輸入する場合において、その旨を通商産業大臣に届け出たとき。

二 輸出用以外の特定の用途に供するガス用品を製造し、又は輸入する場合において、通商産業大臣の承認を受けたとき。

三 試験用に製造し、又は輸入するとき。

2 届出事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項のガス用品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。)について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(特定ガス用品の適合性検査)

第三十九条の十一 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項のガス用品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。)が特定ガス用品である場合には、当該特定ガス用品を販売する時までに、次の各号のいずれかに掲げるものについて、通商産業大臣の認定する者又は通商産業大臣の承認する者の次項の規定による検査(以下「適合性検査」という。)を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。ただし、当該特定ガス用品と同一の型式に属する特定ガス用品について既に第二号に係る同項の証明書の交付を受け、これを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特定ガス用品ごとに政令で定める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして通商産業省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。

一 当該特定ガス用品

二 試験用の特定ガス用品及び当該特定ガス用品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他通商産業省令で定めるもの

2 前項の認定又は承認を受けた者は、同項各号に掲げるものについて通商産業省令で定める方法により検査を行い、これらが前条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準又は通商産業省令で定める前条第二号の検査設備その他通商産業省令で定めるものに関する基準に適合しているときは、通商産業省令で定

めるところにより、その旨を記載した証明書を当該届出事業者に交付することができる。

(表示)

第三十九条の十二 届出事業者は、その届出に係る型式のガス用品の第三十九条の十第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に対する適合性について、同条第二項(特定ガス用品の場合にあつては、同項及び前条第一項)の規定による義務を履行したときは、当該ガス用品に通商産業省令で定めるところにより、表示を付することができる。

(改善命令)

第三十九条の十三 通商産業大臣は、届出事業者が第三十九条の十第一項の規定に違反していると認める場合には、届出事業者に対し、ガス用品の製造、輸入又は検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(表示の禁止)

第三十九条の十四 通商産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式のガス用品に第三十九条の十二の規定により表示を付することを禁止することができる。

一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式のガス用品(第三十九条の十第一項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されたものを除く。)が同項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合において、災害の発生を防止するため必要があると認めるとき。同項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないガス用品の属する届出に係る型式

二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式のガス用品について、第三十九条の十第二項又は第三十九条の十一第

一項の規定に違反したとき。当該違反に係るガス用品の属する届出に係る型式
三 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式のガス用品について、前条の規定による命令に違反したとき。当該違反に係るガス用品の属する届出に係る型式

第四節 認定ガス用品検査機関

第三十九条の十五 第三十九条の十一第一項の認定は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業省令で定める区分ごとに、適合性検査を行おうとする者(外国にある事業所により行おうとする者を除く。)の申請により行う。

2 第三十六条の十七から第三十六条の十九までの規定は第三十九条の十一第一項の認定に、第三十六条の二十から第三十六条の二十七までの規定は第三十九条の十一第一項の認定を受けた者(以下「認定ガス用品検査機関」という。)に準用する。この場合において、第三十六条の十七から第三十六条の二十まで及び第三十六条の二十六第五号中「第三十六条の二の二第一項」とあるのは「第三十九条の十一第一項」と、第三十六条の十八、第三十六条の二十から第三十六条の二十三まで及び第三十六条の二十五から第三十六条の二十七までの規定中「検査」とあるのは「適合性検査」と、第三十六条の二十第二項中「第二十八條第一項」とあるのは「第三十九条の十一第一項」と読み替えるものとする。

3 第三十七条の規定は、適合性検査に準用する。

第五節 承認ガス用品検査機関

(承認等)
第三十九条の十六 第三十九条の十一第一項の承認は、通商産業省令で定めるところにより、前条第一項の通商産業省令で定める区分

ごとに、適合性検査を行おうとする者(外国にある事業所により行おうとする者に限る。)の申請により行う。

2 第三十六条の十七から第三十六条の十九までの規定は第三十九条の十一第一項の承認に、第三十六条の二十から第三十六条の二十七までの規定は第三十九条の十一第一項の承認を受けた者(以下「承認ガス用品検査機関」という。)に準用する。この場合において、第三十六条の十七から第三十六条の二十までの規定中「第三十六条の二の二第一項」とあるのは「第三十九条の十一第一項」と、第三十六条の十八、第三十六条の二十から第三十六条の二十三まで、第三十六条の二十五及び第三十六条の二十七中「検査」とあるのは「適合性検査」と、第三十六条の二十第二項中「第二十八條第一項」とあるのは「第三十九条の十一第一項」と、第三十六条の二十四及び第三十六条の二十五中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替えるものとする。

(承認の取消し等)

第三十九条の十七 通商産業大臣は、承認ガス用品検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第二項において準用する第三十六条の十七第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 前条第二項において準用する第三十六条の二十、第三十六条の二十一、第三十六条の二十二第一項、第三十六条の二十三又は第三十六条の二十七の規定に違反したとき。

三 前条第二項において準用する第三十六条の二十四又は第三十六条の二十五の規定による請求に応じなかつたとき。
四 第四十条第一項の条件に違反したとき。

五 不正の手段により第三十九条の十一第一項の承認を受けたとき。

六 通商産業大臣が、承認ガス用品検査機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて適合性検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。

七 通商産業大臣が必要があると認めて承認ガス用品検査機関に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

八 通商産業大臣が必要があると認めてその職員に承認ガス用品検査機関の事務所又は事業所において第四十七条第三項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

九 次項の規定による費用の負担をしないとき。

2 前項第八号の検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける承認ガス用品検査機関の負担とする。

第六節 災害防止命令

第三十九条の十八 通商産業大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者等の生命又は身体についてガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、その販売し、又は製造した当該ガス用品の回収を図ることその他当該ガス用品による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第三十九条の三第一項の規定に違反してガス用品を販売したとき。

二 届出事業者がその届出に係る型式のガス用品で第三十九条の十第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したとき(同項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。)

第四十条第一項中「認可」の下に、「認定を加え、(附しを「付し」に改め、同条第二項中「認可」の下に、「認定を加える。

第四十一条第一項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り上げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 第三十七条第一項の規定により通商産業大臣の行う検査を受けようとする者

六 第三十九条の十五第三項において準用する第三十七条第一項の規定により通商産業大臣の行う適合性検査を受けようとする者

第四十一条第一項第七号から第十四号までを削り、同条第二項中「手数料は」の下に「第三十三条の二第一項の規定による委託を受けた試験機関がその免状交付事務を行うガス主任技術者免状の交付を受けようとする者及び」を加え、「指定検査機関が行う検定又は試験を受けようとする者の納めるものについては当該指定検査機関の」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(公示)

第四十一条の二 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第三十四条第三項の指定をしたとき。

二 第三十六条の二の二第一項又は第三十九条の十一第一項の認定又は承認をしたとき。

三 第三十六条の六の許可をしたとき。

四 第三十六条の十三の規定により指定を取り消し、又は同条第二項の規定により試験

事務の全部若しくは一部の停止を命じたと
き。

五 第三十六條の十五第一項の規定により通
商産業大臣が試験事務の全部若しくは一部
を自ら行うものとするとき、又は自ら行つ
ていたその試験事務の全部若しくは一部を
行わないこととするとき。

六 第三十六條の二十一(第三十九條の十五
第二項又は第三十九條の十六第二項におい
て準用する場合を含む。)の規定による届出
があつたとき。

七 第三十六條の二十三(第三十九條の十五
第二項又は第三十九條の十六第二項におい
て準用する場合を含む。)の規定による届出
があつたとき。

八 第三十六條の二十六(第三十九條の十五
第二項において準用する場合を含む。)の規
定により認定を取り消し、又は検査若しく
は適合性検査の業務の停止を命じたとき。

九 第三十七條第一項(第三十九條の十五第
三項において準用する場合を含む。)の規定
により通商産業大臣が検査若しくは適合性
検査の業務の全部若しくは一部を自ら行う
ものとするとき、又は自ら行つていた検査
若しくは適合性検査の業務の全部若しくは
一部を行わないこととするとき。

十 第三十九條の十四の規定により表示を付
することを禁止したとき。

十一 第三十九條の十七第一項の規定により
承認を取り消したとき。

第四十五條の二を削り、第四十五條の三を第
四十五條の二とする。

第四十六條第二項中「又は指定検定機関を削
り、同条に次の一項を加える。

3 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な
限度において、認定ガス工作物検査機関又は
認定ガス用品検査機関に対し、その事業に関
し報告をさせることができる。

第四十七條第二項中「又は指定検定機関を削
り、同条第四項中「又は第二項を」から第三項
までに改め、同項を同条第五項とし、同条第
三項中「前二項を」前二項に改め、同項を同条
第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な
限度において、その職員に、認定ガス工作物
検査機関又は認定ガス用品検査機関の事務所
又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の
物件を検査させることができる。

第四十九條第一項中、「第三十九條の十三」を
「又は第三十九條の十四」に改め、「又は第三
十九條の十四第七項において準用する第三十九
條の十三の規定による請求を削り、同条第二項
を次のように改める。

2 第十四條第一項若しくは第二項若しくは第
十五條第一項若しくは第二項(これらの規定
を第三十七條の七第一項において準用する場
合を含む。)、第三十六條の十三、第三十六
條の二十六(第三十九條の十五第二項におい
て準用する場合を含む。)、第三十九條の十四又
は第三十九條の十七第一項の規定による処分
に係る聴聞の期日における審理は、公開によ
り行わなければならない。

第四十九條の二の見出し中「指定試験機関等」
を「指定試験機関」に改め、同条中「又は指定検
定機関が行う検定の業務」を削る。

第五十一條の二を第五十一條の三とし、第五
十一條の次に次の一項を加える。

(検査及び適合性検査についての申請及び通
商産業大臣の命令)

第五十一條の二 ガス事業者は、そのガス工作
物について、認定ガス工作物検査機関が検査
を行わない場合又は認定ガス工作物検査機関
の検査の結果に異議のある場合は、通商産業
大臣に対し、認定ガス工作物検査機関が検査
を行うこと又は改めて検査を行うことを命ず
べきことを申請することができる。

2 通商産業大臣は、前項の申請があつた場合
において、当該申請に係る認定ガス工作物検
査機関が第三十六條の二十の規定に違反して
いると認めるときは、当該申請に係る認定ガ
ス工作物検査機関に対し、第三十六條の二十
五の規定による命令をしなければならぬ。

3 通商産業大臣は、前項の場合において、第
三十六條の二十五の規定による命令をし、又
は命令をしないことの決定をしたときは、遅
滞なく、当該申請をしたガス事業者に通知し
なければならない。

4 前三項の規定は、認定ガス用品検査機関の
適合性検査に準用する。この場合において、
第一項中「ガス事業者は、そのガス工作物」と
あるのは「届出事業者は、そのガス工作物」と
あるのは「届出事業者は、その製造し、又は
輸入する特定ガス用品」と、「検査」とあるの
は「適合性検査」と、第二項中「第三十六條の
二十」とあるのは「第三十九條の十五第二項に
おいて準用する第三十六條の二十」と、同項
及び前項中「第三十六條の二十五」とあるのは
「第三十九條の十五第二項において準用する
第三十六條の二十五」と、同項中「ガス事業者
に」とあるのは「届出事業者に」と読み替える
ものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、承認ガス
用品検査機関の適合性検査に準用する。この
場合において、第一項中「ガス事業者は、そ
のガス工作物」とあるのは「届出事業者は、そ
の製造し、又は輸入する特定ガス用品」と、
「検査」とあるのは「適合性検査」と、「命ずべ
き」とあるのは「請求すべき」と、第二項中「第
三十六條の二十」とあるのは「第三十九條の十
六第二項において準用する第三十六條の二十
五」と、同項及び第三項中「第三十六條の二十
五」とあるのは「第三十九條の十六第二項にお
いて準用する第三十六條の二十五」と、「命
令」とあるのは「請求」と、同項中「ガス事業者
に」とあるのは「届出事業者に」と読み替える
ものとする。

ものとする。
第五十二條の三中「第三十九條の二十二(各号)」
を「第三十九條の十八各号」に改める。

第五十六條中「二百万円」を「三百万円」に改め
る。

第五十六條の二中「第三十九條の二十二」の規
定による命令に違反したを「次の各号の一に該
当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第三十六條の二十六(第三十九條の十五
第二項において準用する場合を含む。)の規
定による検査又は適合性検査の業務の停止
の命令に違反した者

二 第三十九條の三第一項の規定に違反した
者

三 第三十九條の四の規定に違反して表示を
付した者

四 第三十九條の十四(第一号に係る部分に
限る。)の規定による禁止に違反した者

五 第三十九條の十八の規定による命令に違
反した者

第五十六條の三中「第三十六條の十一第一項」
を「第三十三條の二第二項又は第三十六條の十
一第一項」に改める。

第五十六條の四中「又は第三十九條の十六第
一項において準用する液化石油ガス法第八十
條」、「又は検定等の業務」及び「又は指定検定機
関」を削る。

第五十七條中「百万円」を「三百万円」に改め、
同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第
七号を第六号とする。

第五十八條中「五十万円」を「百万円」に改め、
同条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二
号とし、同条の次に次の二号を加える。

三 第三十六條の二第五項(第三十七條の十
において、又は第三十八條の規定により準
用する場合を含む。)の規定による命令に違
反してガス工作物の設置又は変更の工事を
した者

四 第三十六條の二の二第一項(第三十七條の七第二項又は第三十七條の十において準用する場合を含む)の規定に違反してガス工作物を使用した者

第五十八條中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第五十九條第一号中「第二十七條の二第四項若しくは第五項(第三十七條の十において準用する場合を含む)」を削り、「規定により準用する場合を含む」の下に、「第三十六條の二第七項若しくは第八項(第三十七條の十において、又は第三十八條の規定により準用する場合を含む)」、第三十六條の二(第三十九條の十五第二項において準用する場合を含む)を加え、「第三十九條、第三十九條の十七又は第三十九條の十八」を「又は第三十九條」に改め、同条中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第三号及び第四号を削り、同条第五号中「第三十九條の二十一第三項において準用する液化石油ガス法第八十條の六」を削り、同号を同条第三号とし、同号の次に次の三号を加える。

四 第三十六條の二第一項から第三項まで(第三十七條の十において、又は第三十八條の規定により準用する場合を含む)の規定に違反してガス工作物の設置又は変更の工事をした者

五 第三十六條の二の二第三項(第三十七條の七第二項又は第三十七條の十において準用する場合を含む)、第三十六條の二の四(第三十七條の十において準用する場合を含む)又は第三十九條の十第二項の規定に違反して検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

六 第三十六條の二十七(第三十九條の十五第二項において準用する場合を含む)の規定に違反して第三十六條の二十七に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第五十九條第九号及び第十号を次のように改める。

九 第三十九條の五の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

十 第三十九條の十一第一項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつた者

第五十九條第十二号中「第四十八條第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条に次の一号を加える。

十三 第四十七條第一項又は第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十九條の二中「又は指定検定機関を削り、同条第一号中「又は第三十九條の十六第一項において準用する液化石油ガス法第七十四條及び」又は検定等の業務を削り、同条第二号中「又は第三十九條の十六第一項において準用する液化石油ガス法第八十一條第二項」を削る。

第六十條中「第五十五條から第五十六條の二まで又は第五十七條から第五十九條まで」を「次の各号に掲げる規定」に、「ほか、その法人又は」を「ほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第五十六條の二(第四号及び第五号に係る部分に限る)。一億円以下の罰金刑

二 第五十五條から第五十六條の二(第四号及び第五号に係る部分を除く)まで又は第五十七條から第五十九條まで 各本条の罰金刑

第六十一條第一号を次のように改める。

一 第九條第二項(第三十七條の七第一項において準用する場合を含む)、第三十九條の六第二項、第三十九條の七又は第三十九條の八の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十一條第四号を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第八條、第二十三條、第五十一條及び第六十六條の規定 公布の日

二 附則第二條、第十四條、第二十七條、第三十九條、第四十四條及び第五十二條の規定 平成十二年四月一日

三 第一条及び第二條の規定、第四條中高圧ガス保安法第五十九條の九第六号、第五十九條の二十八第一項第五号、第五十九條の二十九第三項及び第五十九條の三十の改正規定並びに第三十一條の規定並びに附則第三條から第七條まで、第九條から第十三條まで、第十五條から第二十二條まで、第二十四條、第三十條、第五十三條から第六十五條まで、第六十七條及び第七十八條の規定(通商産業省設置法昭和二十七年法律第二百七十五号)第四條第七十二号及び第五條第一項の改正規定を除く。 平成十二年十月一日

四 附則第七十一條から第七十三條まで及び第七十五條の規定 平成十二年十月一日から平成十三年三月三十一日までの間において政令で定める日

五 第三條中火薬類取締法第二十八條第一項の改正規定(防止するため)の下に「保安の確保のための組織及び方法その他通商産業省令で定める事項について記載したを加える部分に限る。」、同法第三十五條第一項の改正規定(火薬庫に)を「火薬庫並びにこれらの施設における保安の確保のための組織及び方法」に改める部分に限る。及び同条第二項の改正規定(適合しているかどうか)の下に「並びに第二十八條第一項の認可を受けた危害予

防規程に定められた事項のうち保安の確保のための組織及び方法に係るものとして通商産業省令で定めるものを実施しているかどうか」を加える部分に限る。)、第五條及び第十條の規定並びに附則第三十一條から第三十四條まで、第四十五條から第五十條まで、第七十六條、第七十七條及び第七十九條の規定 平成十三年四月一日

(消費生活用製品安全法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の消費生活用製品安全法(以下「新消費生活用製品安全法」という)第十二條第一項の規定による認定又は承認を受けようとする者は、第一条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。

新消費生活用製品安全法第二十二條第一項「新消費生活用製品安全法第二十九條第二項において準用する場合を含む」の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

第三条 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の消費生活用製品安全法(以下「旧消費生活用製品安全法」という)第四條第一項第一号の指定を受けている者は、第一条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までその間は、新消費生活用製品安全法第二十二條第一項の認定を受けているものとみなす。その者がその期間内に同項の認定の申請をした場合において、その申請に係る処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により新消費生活用製品安全法第十二條第一項の認定を受けているものとみなされた者についての旧消費生活用製品安全法第三十二條の五の六の規定によりした届出は新消費生活用製品安全法第二十一條の規定によりした届出と、旧消費生活用製品安全法第三十二條の五の七第一項の規定による認可を受け又はその申請をしている業務規程は新消費生活用製品安全法第二十二條第一項の規定により届け出た業務規程に定められた事項のうち保安の確保のための組織及び方法に係るものとして通商産業省令で定めるものを実施しているかどうか」を加える部分に限る。)、第五條及び第十條の規定並びに附則第三十一條から第三十四條まで、第四十五條から第五十條まで、第七十六條、第七十七條及び第七十九條の規定 平成十三年四月一日

(消費生活用製品安全法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の消費生活用製品安全法(以下「新消費生活用製品安全法」という)第十二條第一項の規定による認定又は承認を受けようとする者は、第一条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。

新消費生活用製品安全法第二十二條第一項「新消費生活用製品安全法第二十九條第二項において準用する場合を含む」の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

第三条 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の消費生活用製品安全法(以下「旧消費生活用製品安全法」という)第四條第一項第一号の指定を受けている者は、第一条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までその間は、新消費生活用製品安全法第二十二條第一項の認定を受けているものとみなす。その者がその期間内に同項の認定の申請をした場合において、その申請に係る処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により新消費生活用製品安全法第十二條第一項の認定を受けているものとみなされた者についての旧消費生活用製品安全法第三十二條の五の六の規定によりした届出は新消費生活用製品安全法第二十一條の規定によりした届出と、旧消費生活用製品安全法第三十二條の五の七第一項の規定による認可を受け又はその申請をしている業務規程は新消費生活用製品安全法第二十二條第一項の規定により届け出た業務規程に定められた事項のうち保安の確保のための組織及び方法に係るものとして通商産業省令で定めるものを実施しているかどうか」を加える部分に限る。)、第五條及び第十條の規定並びに附則第三十一條から第三十四條まで、第四十五條から第五十條まで、第七十六條、第七十七條及び第七十九條の規定 平成十三年四月一日

平成十一年八月二日 参議院會議録第四十一号

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案

四六

務規程と、旧消費生活用製品安全法第三十二条の五の八の規定による許可を受け又はその申請をしている業務の休廃止は新消費生活用製品安全法第二十三条の規定により届け出た業務の休廃止と、旧消費生活用製品安全法第三十二条の五の十三の規定によりした命令は新消費生活用製品安全法第二十四条の規定によりした命令と、旧消費生活用製品安全法第三十二条の五の十四の規定によりした命令は新消費生活用製品安全法第二十六条の規定によりした命令と、それぞれみなす。

第四条 第一条の規定の施行前にされた旧消費生活用製品安全法第六条の検定の申請であつて、第一条の規定の施行の際、合格若しくは不合格の処分がされていらないもの又は同条の規定の施行前にされた旧消費生活用製品安全法第二十三条第二項若しくは第三十二条の四第一項の型式の承認の申請であつて、第一条の規定の施行の際、承認をするかどうかの処分がされていらないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

2 第一条の規定の施行前にされた旧消費生活用製品安全法第二十四条の第二項(旧消費生活用製品安全法第三十二条の二第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の試験の申請であつて、第一条の規定の施行の際、合格又は不合格の判定がされていらないものについての合格又は不合格の判定については、なお従前の例による。

3 第一条の規定の施行前にされた旧消費生活用製品安全法第二十四条の第二項の試験について合格とされた者が第一条の規定の施行の日から十日以内にその試験に合格したことを証する書面を添えてする旧消費生活用製品安全法第二十三条第一項若しくは第三十二条の四第一項の規定の例による型式の承認の申請又は前項の規定によりなお従前の例によることとされた試験の申請をした者であつて当該試験に合格とされ

たものがその合格とされた日から十日以内にその試験に合格したことを証する書面を添えてする旧消費生活用製品安全法第二十三条第一項若しくは第三十二条の四第一項の規定の例による型式の承認の申請についての処分については、なお従前の例による。

第五条 第一条の規定の施行の際現に旧消費生活用製品安全法第二条第二項の特定製品であつて新消費生活用製品安全法第二条第二項の特定製品であるもの(以下「移行特定製品」という。)に付されている旧消費生活用製品安全法第七条若しくは第二十七条又は第三十二条の十の規定による表示は、第一条の規定の施行の日から起算して移行特定製品ごとに五年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、新消費生活用製品安全法第十三条の規定により付された表示とみなす。

2 附則第七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合のほか、旧消費生活用製品安全法第三十二条の四第二項において準用する旧消費生活用製品安全法第二十七条の規定による表示を付された旧消費生活用製品安全法第二条第三項の第一種特定製品であつて新消費生活用製品安全法第二条第三項の特別特定製品であるもの(以下「移行特別特定製品」という。)については、第一条の規定の施行の日から起算して移行特別特定製品ごとに五年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、新消費生活用製品安全法第四条第一項及び第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 第一条の規定の施行の際現に移行特定製品の型式について旧消費生活用製品安全法第二十三条第一項の承認を受け若しくはその申請をしている者(附則第四条第三項の承認の申請旧消費生活用製品安全法第三十二条の四第一項の型式の承認の申請を除く。)をしている者を含む。又は移行特定製品の型式について旧消費生

活用製品安全法第三十二条の六第一項の規定による届出をしている者は、当該承認若しくは申請又は届出に係る型式の移行特定製品について新消費生活用製品安全法第六条の規定による届出をしたものとみなす。

第七条 第一条の規定の施行の際現に移行特別特定製品について旧消費生活用製品安全法第二十三条第一項の型式の承認を受けている者(附則第四条第一項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされた型式の承認の申請(旧消費生活用製品安全法第三十二条の四第一項の型式の承認の申請を除く。))について承認を受けた者を含む。は、その承認に係る型式の移行特別特定製品を製造した場合には、当該承認を受けた日から旧消費生活用製品安全法第二十五条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、新消費生活用製品安全法第十二条第一項の規定による義務を履行したものとみなす。

2 第一条の規定の施行の際現に受けている旧消費生活用製品安全法第三十二条の四第一項の規定による型式の承認(附則第四条第一項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされた受けた型式の承認(旧消費生活用製品安全法第三十二条の二の外国登録製造事業者に係るものに限り。))を含む。に係る移行特別特定製品の販売又は表示については、第一条の規定の施行の日から起算して当該移行特別特定製品に係る附則第五条第二項の政令で定める期間を経過する日又は当該承認の日から旧消費生活用製品安全法第三十二条の四第二項において準用する旧消費生活用製品安全法第二十五条第一項の政令で定める期間を経過する日のいずれか早い日までの間は、新消費生活用製品安全法第四条第一項及び第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第八条 主務大臣は、第一条の規定の施行前においても新消費生活用製品安全法第二条第三項の

政令の制定のために消費経済審議会に諮問することができる。

第九条 旧消費生活用製品安全法の規定に基づき製品安全協会が行う検定等の事務又は指定検定機関の行う検定に係る処分又は不作為に関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求については、なお従前の例による。

(財団法人への組織変更等)

第十条 製品安全協会については、旧消費生活用製品安全法の規定は、製品安全協会が解散により消滅する時(附則第十二条第一項の規定により組織を変更する場合にあつては、その組織の変更の時)までの間は、なおその効力を有する。

第十一条 製品安全協会の出資者は、製品安全協会に対し、第一条の規定の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 製品安全協会は、前項の規定による請求があつたときは、附則第十条の規定によりなお効力を有することとされている旧消費生活用製品安全法第四十条第一項の規定にかかわらず、その持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。

3 製品安全協会は、前項の規定により払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

第十二条 製品安全協会は、前条第一項に規定する期間の経過した日の翌日から平成十三年三月三十一日までの間において、その組織を変更して民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立される財団法人(以下単に「財団法人」という。)になることができる。

2 前項の規定により製品安全協会がその組織を変更して財団法人になるには、組織変更のために必要な定款の変更をし、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項の規定による組織変更は、前項の認可

があったときにその効力を生ずる。

4 製品安全協会の組織変更の場合において資本金(前条第三項の規定により資本金を減少したときは、その減少後のもの)は、第二項の認可があった時において、第一項の規定による組織変更後の財団法人に対する出金となったものとする。

5 第一項の規定による組織変更後の財団法人に係る民法その他の法令の適用については、第二項の認可は、財団法人の設立許可とみなす。

6 第一項の規定による財団法人への組織変更に伴う製品安全協会の登記について必要な事項は、政令で定める。

第十三条 平成十三年三月三十一日の経過する時に現に存する製品安全協会は、その時に解散する。

2 製品安全協会が解散したときは、理事長が、その清算人となる。ただし、評議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

3 清算人は、就職の後遅滞なく、製品安全協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを通商産業大臣に提出してその承認を求めなければならない。

4 清算事務が終わったときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを通商産業大臣に提出してその承認を求めなければならない。

5 製品安全協会の解散及び清算には、民法第七十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ一、第三十五条ノ二、第二十五項及び第三項、第三十六条、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第 号)附則第十三条第二項」

と読み替えるものとする。

6 旧消費生活用製品安全法第八十条第一項の規定による分配の結果なお残余財産がある場合におけるその財産の処分については、政令で定める。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 第二条の規定による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「新液化石油ガス法」という。)第四十七条第一項の規定による認定又は承認を受けようとする者は、第二条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新液化石油ガス法第五十七条第一項(新液化石油ガス法第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

第十五条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「旧液化石油ガス法」という。)第三十九条の指定を受けている者は、第二条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新液化石油ガス法第四十七条第一項の規定を受けているものとみなす。その者がその期間内に同項の認定の申請を行った場合において、その申請に係る処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により新液化石油ガス法第四十七条第一項の認定を受けているものとみなされた者についての旧液化石油ガス法第七十二条の規定によりした届出は新液化石油ガス法第五十六条の規定によりした届出と、旧液化石油ガス法第七十三条第一項の規定による認可を受け又はその申請を行っている業務規程は新液化石油ガス法第五十七条第一項の規定により届け出た業務規程と、旧液化石油ガス法第七十四条の規定による許可を受け又はその申請を行っている業務の休廃止は新液化石油ガス法第五十八条の規定により届け出た業務の休廃止と、旧液化石油ガス法第七十九条の規定によりした命令は新液化石油ガス法第五十九条の規定によりした命令と、旧液化石油ガス法第八十条の規定によりした命令は新液化石油ガス法第六十一条の規定によりした命令と、それぞれみなす。

第十六条 第二条の規定の施行の際現に旧液化石油ガス法第二条第七項の液化石油ガス器具等であつて新液化石油ガス法第二条第七項の液化石油ガス器具等であるもの(以下「移行液化石油ガス器具等」という。)については旧液化石油ガス法第三十九条ただし書、第六十二条第一項ただし書(旧液化石油ガス法第六十七条の四第二項又は第八十条の四第二項において準用する場合を含む。)若しくは第八十条の五ただし書の承認(それぞれ輸出用の液化石油ガス器具等に係るものに限り)を受け又はそれらの申請を行つて

いる者は、当該承認若しくは申請に係る移行液化石油ガス器具等について新液化石油ガス法第三十九条第二項第一号又は第四十六条第一項第一号の規定による届出を行つたものとみなす。第十七条 第二条の規定の施行前にされた旧液化石油ガス法第四十条の検定の申請であつて、第二条の規定の施行の際、合格若しくは不合格の処分がされていなければ同条の規定の施行前にされた旧液化石油ガス法第五十八条第一項若しくは第六十七条の四第一項の型式の承認の申請であつて、第二条の規定の施行の際、承認をするかどうかの処分がされていなければ、このこれらの処分については、なお従前の例による。

2 第二条の規定の施行前にされた旧液化石油ガス法第六十条第一項(旧液化石油ガス法第六十七条の四第二項において準用する場合を含む。)次項において同じ)の試験の申請であつて、第二条の規定の施行の際、合格又は不合格の判定がされていなければ、この合格又は不合格の判定については、なお従前の例による。

3 第二条の規定の施行前にされた旧液化石油ガス法第六十条第一項の試験について合格とされた者が第二条の規定の施行の日から十日以内にその試験に合格したことを証する書面を添へてする旧液化石油ガス法第五十八条第一項若しくは第六十七条の四第一項の規定の例による型式の承認の申請又は前項の規定によりなお従前の例によることとされた試験の申請を行つた者であつて当該試験に合格とされたものがその合格とされた日から十日以内にその試験に合格したことを証する書面を添へてする旧液化石油ガス法第五十八条第一項若しくは第六十七条の四第一項の規定の申請については、なお従前の例による。

第十八条 第二条の規定の施行の際現に移行液化石油ガス器具等に付されている旧液化石油ガス法第四十一条又は第六十三条の規定による表示は、第二条の規定の施行の日から起算して移行液化石油ガス器具等ごとに五年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、新液化石油ガス法第四十八条の規定により付された表示とみなす。

2 附則第二十一条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合のほか、旧液化石油ガス法第六十七条の四第二項において準用する旧液化石油ガス法第六十三条の規定による表示を付された旧液化石油ガス法第二条第八項の第一種液化石油ガス器具等であつて新液化石油ガス法第二条第八項の特定液化石油ガス器具等であるもの(以下「移行特定液化石油ガス器具等」という。)については、第二条の規定の施行の日から起算して移行特定液化石油ガス器具等ごとに五年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、新液化石油ガス法第三十九条第一項及び第四十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十九条 第二条の規定の施行前に製造された旧液化石油ガス法第二条第八項の第二種液化石油

ガス器具等であつて、新液化石油ガス法第二条第七項の液化石油ガス器具等に該当するもの(以下この条において移行第二種液化石油ガス器具等という)については、第二条の規定の施行の日から起算して移行第二種液化石油ガス器具等ごとに五年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、新液化石油ガス法第三十九条第一項の規定(この規定に係る罰則を含む)は、適用しない。

第二十条 第二条の規定の施行の際現に移行液化石油ガス器具等の型式について旧液化石油ガス法第五十八条第一項の承認を受け又はその申請を行つてゐる者(旧液化石油ガス法第六十七條の四第一項の型式の承認の申請を行つてゐる者を除く)を含む)は、当該承認又は申請に係る型式の移行液化石油ガス器具等について新液化石油ガス法第四十一条の規定による届出を行つたものとみなす。

第二十一条 第二条の規定の施行の際現に移行特定液化石油ガス器具等について旧液化石油ガス法第五十八条第一項の型式の承認を受けてゐる者(附則第十七条第一項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされた型式の承認の申請(旧液化石油ガス法第六十七條の四第一項の型式の承認の申請を除く)について承認を受けた者を含む)は、その承認に係る型式の移行特定液化石油ガス器具等を製造した場合においては、当該承認を受けた日から旧液化石油ガス法第六十一条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、新液化石油ガス法第四十七条第一項の規定による義務を履行したものとみなす。

2 第二条の規定の施行の際現に受けてゐる旧液化石油ガス法第六十七條の四第一項の規定による型式の承認(附則第十七条第一項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされて受けた型式の承認(旧液化石油ガス法第六

十七條の二の外国登録製造事業者に係るものに限る)を含む)に係る移行特定液化石油ガス器具等の販売又は表示については、第二条の規定の施行の日から起算して当該移行特定液化石油ガス器具等に係る附則第十八条第二項の政令で定める期間を経過する日又は当該承認の日から旧液化石油ガス法第六十七條の四第二項において準用する旧液化石油ガス法第六十一条第一項の政令で定める期間を経過する日のいずれか早い日までの間は、新液化石油ガス法第三十九条第一項及び第四十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二十二條 第二条の規定の施行前に旧液化石油ガス法第八十条の第二項又は第八十条の第三項の規定による届出を行つた者は、新液化石油ガス法第四十一条の規定による届出を行つたものとみなす。この場合において、これらの者についての新液化石油ガス法第四十条、第四十六条第一項、第四十八条、第五十条及び第六十五條第二号の規定の適用については、新液化石油ガス法第四十条中「同条の規定による届出に係る型式(以下単に「届出に係る型式」という。)」とあるのは「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第 号)第二条の規定による改正前の液化石油ガス法第八十条の第二項又は第八十条の第三項の規定による届出に係る構造の液化石油ガス器具等の属する型式(以下単に「届出に係る構造の液化石油ガス器具等の属する型式」という。)」と、新液化石油ガス法第四十六条第一項、第四十八条、第五十条及び第六十五條第二号中「届出に係る型式」とあるのは「届出に係る構造の液化石油ガス器具等の属する型式」とする。

第二十三條 新液化石油ガス法第二条第八項の政令の制定に係る公聴会は、第二条の規定の施行前においても、行うことができる。

第二十四條 旧液化石油ガス法の規定に基づき高

圧ガス保安協会又は指定検定機関の行う検定の業務に係る処分又は不作為に関する行政不服審査法による審査請求については、なお従前の例による。

(火薬類取締法の一部改正に伴う経過措置)
第二十五条 第三条の規定による改正後の火薬類取締法(以下「新火薬類取締法」という)第十条第一項ただし書及び第二項又は第十二条第一項ただし書及び第二項の規定は、第三条の規定の施行後に行う変更の工事から適用し、同条の規定による改正前の火薬類取締法(以下「旧火薬類取締法」という)第十条第一項又は第十二条第一項の許可を受けた変更の工事については、なお従前の例による。

第二十六条 第三条の規定の施行の際現にされてゐる旧火薬類取締法第二十八条第一項の規定による危害予防規程の変更の認可の申請であつて、新火薬類取締法第二十八条第二項に規定する危害予防規程の変更が該当するものは、同項の規定によりした当該危害予防規程の変更の届出とみなす。

第二十七条 新火薬類取締法第二十八条第一項の認可の申請は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

(高圧ガス保安法の一部改正に伴う経過措置)
第二十八条 第四条の規定の施行前にした保安技術管理者、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員の選任又は解任については、同条の規定による改正後の高圧ガス保安法(以下「新高圧ガス保安法」という)第二十七条の二第六項(新高圧ガス保安法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第四条の規定の施行前にした保安技術管理者、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員の代理者の選任又は解任については、新高圧ガス保安法第三十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二十九条 第四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の高圧ガス保安法(以下「旧高圧ガス保安法」という)第二十条第一項ただし書、第三十五条第一項第一号、第四十四条第一項、第五十六条の三第一項又は第五十六条の七第一項の指定を受けてゐる者(以下この条において「指定検査機関等」という)は、新高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書、第三十五条第一項第一号、第四十四条第一項、第五十六条の三第一項又は第五十六条の七第一項の指定を受けたものとみなす。この場合において、当該指定検査機関等に係る指定の有効期間は、改正前の指定検査機関等に係る指定の有効期間の残存期間とする。

第三十条 旧高圧ガス保安法第五十九条の二十八第一項第五号、第五十九条の二十九第三項及び第五十九條の三十の規定は、附則第十七条第一項又は第二項の規定により高圧ガス保安協会が旧液化石油ガス法第三十九条の検定又は旧液化石油ガス法第六十条第一項の試験(以下この条において「検定等」という)を行う場合にあつては、当該検定等の業務が完了するまでの間は、なおその効力を有する。

(計量法の一部改正に伴う経過措置)
第三十一条 第五条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の計量法(以下「旧計量法」という)第十六條第一項第二号イの指定を受けてゐる者は、第五条の規定の施行の日と同条の規定による改正後の計量法(以下「新計量法」という)第十六條第一項第二号イの指定を受けたものとみなす。

第三十二条 第五条の規定の施行の際現に旧計量法第二十条第一項の指定を受けてゐる者は、第五條の規定の施行の日に新計量法第二十条第一項の指定を受けたものとみなす。

第三十三条 第五条の規定の施行の際現に旧計量法第一百七條第一項の指定を受けてゐる者は、第五條の規定の施行の日に新計量法第一百七條

第一項の指定を受けたものとみなす。

第三十四条 第五条の規定の施行の際現に旧計量法第三十五条第一項の指定を受けている者は、第五条の規定の施行の日に新計量法第三十五条第一項の指定を受けたものとみなす。

(航空機製造事業法の一部改正に伴う経過措置)
第三十五条 第六条の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の航空機製造事業法(以下この条において「旧航空機製造事業法」という。)第八條第一項若しくは第十條第一項の確定の申請又は旧航空機製造事業法第十二條第一項の製造証明の申請であつて、第六條の規定の施行の際、確認又は製造証明をするかどうかの処分がされてないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

2 第六條の規定の施行前に交付された旧航空機製造事業法第八條第三項の製造確認書(前項の規定によりなお従前の例によることとされた確認の申請に係るものを含む。)は第六條の規定による改正後の航空機製造事業法(以下この条において「新航空機製造事業法」という。)第八條第五項の製造確認書と、旧航空機製造事業法第十條第三項において準用する旧航空機製造事業法第八條第三項の修理確認書(前項の規定によりなお従前の例によることとされた確認の申請に係るものを含む。)は新航空機製造事業法第十條第二項において読み替へて準用する新航空機製造事業法第八條第五項の修理確認書と、旧航空機製造事業法第十二條第三項において準用する旧航空機製造事業法第八條第三項の製造証明書(前項の規定によりなお従前の例によることとされた製造証明の申請に係るものを含む。)は新航空機製造事業法第十二條第二項において読み替へて準用する新航空機製造事業法第八條第五項の製造証明書とみなす。

(揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第三十六條 第七條の規定の施行の際現に同条の

規定による改正前の揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下この条において「旧品質確保法」という。)第十六條の第二項、第十七條の第三項(旧品質確保法第十七條の八第一項又は第十七條の十第一項において準用する場合を含む。)又は第十七條の四第三項(旧品質確保法第十七條の八第二項若しくは第三項又は第十七條の十第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。)の指定を受けている者は、第七條の規定の施行の日に同条の規定による改正後の揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下この条において「新品質確保法」という。)第十六條の第二項、第十七條の第三項(新品質確保法第十七條の八第一項又は第十七條の十第一項において準用する場合を含む。)又は第十七條の四第三項(新品質確保法第十七條の八第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。)の指定を受けたものとみなす。

(熱供給事業法の一部改正に伴う経過措置)
第三十七條 第八條の規定の施行前に同条の規定による改正前の熱供給事業法(以下「旧熱供給事業法」という。)第二十二條第一項の規定による検査の申請がされた導管の検査については、なお従前の例による。

第三十八條 第八條の規定の施行の際現に旧熱供給事業法第二十一條第一項の規定による届出をして導管の設置又は変更の工事を開始している者に関する第八條の規定による改正後の熱供給事業法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「事業第二十一條第一項に規定する工事を伴うものにあつては、その工事の開始前に」とあるのは、「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第 号)第八條の規定の施行後遅滞なく」とする。

(電気事業法の一部改正に伴う経過措置)
第三十九條 第九條の規定による改正後の電気事

業法(以下「新電気事業法」という。)第五十條の二第三項、第五十二條第三項又は第五十五條第二項の指定を受けようとする者は、第九條の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新電気事業法第八十一條の三において準用する新電気事業法第七十二條第一項の業務規程の認可の申請についても、同様とする。

第四十條 第九條の規定の施行の際現に新電気事業法第五十條の二第一項又は第五十二條第一項の自主検査を行わなければならない電気工作物の該当する電気工作物の設置の工事を開始している者に関する新電気事業法第四十二條第一項の規定の適用については、同項中「使用第五十條の二第一項又は第五十二條第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事の開始前に」とあるのは、「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第 号)第九條の規定の施行後遅滞なく」とする。

第四十一條 第九條の規定の施行前に同条の規定による改正前の電気事業法(以下「旧電気事業法」という。)第五十二條第一項の規定による検査の申請がされた機械又は器具の検査については、なお従前の例による。

第四十二條 第九條の規定の施行の際現に旧電気事業法第五十五條第一項の指定を受けている者は、第九條の規定の施行の日に新電気事業法第四十九條第一項又は第五十四條の指定を受けたものとみなす。

第四十三條 第九條の規定の施行の際現に旧電気事業法第五十七條の二第二項の指定を受けている者は、第九條の規定の施行の日に新電気事業法第五十七條の二第二項の指定を受けたものとみなす。

(電気用品取締法の一部改正に伴う経過措置)
第四十四條 第十條の規定による改正後の電気用品安全法(以下「電気用品安全法」という。)第九條第一項の規定による認定又は承認を受けよう

とする者は、第十條の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。電気用品安全法第三十五條第一項(電気用品安全法第四十二條の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による業務規定の届出についても、同様とする。

第四十五條 第十條の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の電気用品取締法(以下「旧電気用品取締法」という。)第十八條若しくは第二十三條第一項の型式の認可の申請であつて、第十條の規定の施行の際、認可若しくは不認可の処分がされてないもの又は同条の規定の施行前にされた旧電気用品取締法第二十三條の二第一項の型式の確認若しくは旧電気用品取締法第二十五條の三第一項の型式の承認の申請であつて、第十條の規定の施行の際、確認若しくは承認をするかどうかの処分がされてないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

2 第十條の規定の施行前にされた旧電気用品取締法第二十一條第一項(旧電気用品取締法第二十三條第二項又は第二十五條の三第二項において準用する場合を含む。)次項において同じ。の試験の申請であつて、第十條の規定の施行の際、合格又は不合格の判定がされてないものについての合格又は不合格の判定については、なお従前の例による。

3 第十條の規定の施行前にされた旧電気用品取締法第二十一條第一項の試験について合格とされた者が第十條の規定の施行の日から十日以内にその試験に合格したことを証する書面を添付してする旧電気用品取締法第十八條若しくは第二十三條第一項の規定の例による型式の認可の申請若しくは旧電気用品取締法第二十五條の三第一項の規定の例による型式の承認の申請又は前項の規定によりなお従前の例によることとされた試験の申請をした者であつて当該試験に合格とされたものがその合格とされた日から十日

以内にその試験に合格したことを証する書面を添付して旧電気用品取締法第十八条若しくは第二十三条第一項の規定の例による型式の認可の申請若しくは旧電気用品取締法第二十五条の第三項の規定の例による型式の承認の申請についての処分については、なお従前の例による。

第四十六条 第十条の規定の施行の際現に旧電気用品取締法第二十一条第一項の電気用品であつて電気用品安全法第二十一条第一項の電気用品であるもの(以下「移行電気用品」という。)の型式については旧電気用品取締法第十八条の認可を受け若しくはその申請をしている者(前条第三項の認可の申請をしている者を含む。)、旧電気用品取締法第二十三条第一項の認可を受け若しくはその申請をしている者(前条第三項の認可の申請をしている者を含む。))又は旧電気用品取締法第二十三条の第二項の認可を受け若しくはその申請をしている者は、当該認可若しくはその申請に係る型式の移行電気用品について電気用品安全法第三十三条の規定による届出をしたものとみなす。

2 第十条の規定の施行前に旧電気用品取締法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定による届出をした者は、電気用品安全法第三十三条の規定による届出をしたものとみなす。この場合において、これらの者についての電気用品安全法第八十一条第一項、第十条、第十二条及び第四十二条の五第二号の規定の適用については、電気用品安全法第八十一条第一項中「第三十三条の規定による届出に係る型式(以下単に「届出に係る型式」という。))とあるのは「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第 号)第十条の規定による改正前の電気用品取締法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定による届出に係る構造の電気用品の属する型式(以下単に「届出に係る構造の電気用品の属する型式」という。))」である」として、電気用品安全法第十条、第十二条及び第四十二条の五第二号中「届出に係る型式」とあるのは「届出に係る構造の電気用品の属する型式」とする。

第四十七条 第十条の規定の施行の際現に旧電気用品取締法第二十一条第二項の甲種電気用品であつて電気用品安全法第二十一条第二項の特定電気用品であるもの(以下「移行特定電気用品」という。))については旧電気用品取締法第十八条若しくは第二十三条第一項の型式の認可を受けている者又は旧電気用品取締法第二十三条の第二項の型式の認可を受けている者(附則第四十五条第一項又は第三項の規定によりなお従前の例によることとされたこれらの規定による型式の認可若しくはその申請を受けた者を含む。))は、その認可若しくはその申請に係る型式の移行特定電気用品を製造し、又は輸入した場合に、当該認可を受け若しくはその申請を受けた日若しくは当該認可を受けて認可を受けたものとみなされた日から旧電気用品取締法第二十四条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、電気用品安全法第九十一条第一項の規定による義務を履行したものとみなす。

2 第十条の規定の施行の際現に受けている旧電気用品取締法第二十五条の三第一項の規定による型式の承認(附則第四十五条第一項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされたこれらの規定による型式の承認を含む。))に係る移行特定電気用品の表示又は販売については、第十条の規定の施行の日から起算して当該移行特定電気用品に係る附則第五十条第二項の政令で定める期間を経過する日又は当該承認の日から旧電気用品取締法第二十五条の三第二項において準用する旧電気用品取締法第二十四条第一項の政令で定める期間を経過する日のいずれか早い日までの間は、電気用品安全法第十条第二項、第二十七条第一項及び第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四十八条 第十条の規定の施行の際現に旧電気用品取締法第二十一条第一項の指定を受けている者は、第十条の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、電気用品安全法第九十一条第一項の認定を受けているものとみなす。その者がその期間内に同項の認定の申請をした場合において、その申請に係る処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により電気用品安全法第九十一条第一項の認定を受けているものとみなされた者についての旧電気用品取締法第三十三条の規定によりした届出は電気用品安全法第三十四条の規定によりした届出と、旧電気用品取締法第三十四条第一項の規定による認可を受け又はその申請を行つて業務規定は電気用品安全法第三十五条第一項の規定により届け出た業務規定と、旧電気用品取締法第三十五条の規定による許可を受け又はその申請を行つて業務の休廃止は電気用品安全法第三十六条の規定により届け出た業務の休廃止と、旧電気用品取締法第四十条の規定によりした命令は電気用品安全法第四十条の規定によりした命令と、旧電気用品取締法第四十一条の規定によりした命令は電気用品安全法第四十一条の規定によりした命令と、それぞれみなす。

第四十九条 第十条の規定の施行の際現に旧電気用品取締法第十八条若しくは第二十三条第一項の認可若しくは旧電気用品取締法第二十三条の第二項の認可を受けている型式に係る移行特定電気用品又は旧電気用品取締法第二十六条の二第一項若しくは第二十六条の三第一項の規定による届出に係る構造の旧電気用品取締法第二十一条第二項の乙種電気用品であつて電気用品安全法第二十一条第一項の電気用品であるものについては、電気用品安全法第十条第二項の規定にかかわらず、第十条の規定の施行の日から起算して一年間(表示の変更に伴う製造設備の修理又は改造に相当の期間を要する移行電気用品として政令で定めるもの)にあっては、第十条の規定の

施行の日から起算して三年を超えない範囲内において移行電気用品ごとに政令で定める期間)は、旧電気用品取締法第二十五条第一項又は第二十六条の六第一項の規定の例による表示を付することができる。

第五十条 移行電気用品に付されている旧電気用品取締法第二十五条第一項又は第二十六条の六第一項の規定による表示及び前条の規定による表示は、第十条の規定の施行の日から起算して移行電気用品ごとに五年(製造から販売までに通常相当の期間を要する移行電気用品として政令で定めるもの)にあっては、十年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、電気用品安全法第十条第一項の規定により付された表示とみなす。

2 附則第四十七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合のほか、旧電気用品取締法第二十五条の四第一項の規定による表示を付された移行特定電気用品については、第十条の規定の施行の日から起算して移行特定電気用品ごとに五年(製造から販売までに通常相当の期間を要する移行特定電気用品として政令で定めるもの)にあっては、十年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、電気用品安全法第十条第二項、第二十七条第一項及び第二十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五十一条 電気用品安全法第二十一条第二項の政令の制定に係る公聴会は、第十条の規定の施行前においても、行うことができる。

(ガス事業法の一部改正に伴う経過措置)
第五十二条 第十一条の規定による改正後のガス事業法(以下「新ガス事業法」という。)第三十六条の二の二第一項又は第三十九条の十一第一項の規定による認定又は承認を受けようとする者は、第十一条の規定の施行前においても、その申請を行うことができる。新ガス事業法第三十六条の二(新ガス事業法第三十九条の十五

第二項又は第三十九條の十六第二項において準用する場合を含む。の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

第五十三條 第一條の規定の施行前にされた同條の規定による改正前のガス事業法(以下「旧ガス事業法」という。)第二十七條の二第一項又は第二項(旧ガス事業法第三十七條の十において準用する場合を含む。の認可の申請であつて、第十一條の規定の施行の際、認可又は不認可の処分がされていらないものについての認可又は不認可の処分については、なお従前の例による。)

第五十四條 第十一條の規定の施行の際現に新ガス事業法第三十六條の二の二第一項(新ガス事業法第三十七條の十において準用する場合を含む。の自主検査を行わなければならない工事に該当するガス工作物の設置の工事を開始している者)に関する新ガス事業法第三十條第一項(新ガス事業法第三十七條の十において準用する場合を含む。の規定の適用については、新ガス事業法第三十條第一項中「事業(第三十六條の二の二第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事の開始前に」とあるのは、「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第 号)第十一條の規定の施行後遅滞なく」とする。)

2 第十一條の規定の施行の際現に新ガス事業法第三十七條の七第二項において準用する新ガス事業法第三十六條の二の二第一項の自主検査を行わなければならない工事に該当する特定ガス工作物の設置の工事を開始している者に関する新ガス事業法第三十七條の七第三項において準用する新ガス事業法第三十條第一項の規定の適用については、新ガス事業法第三十七條の七第三項中「事業(第三十七條の二の許可に係る工事(第三十七條の七第二項において準用する第三十六條の二の二第一項の通商産業省令で定める特定ガス工作物の工事に限る。を伴う場合にあつては、その工事)の開始前に」とあるのは、

「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第 号)第十一條の規定の施行後遅滞なく」とする。

第五十五條 旧ガス事業法第二十七條の三第一項(旧ガス事業法第三十七條の十において、又は旧ガス事業法第三十八條の規定により準用する場合を含む。の規定による届出であつて、第十一條の規定の施行前にされたもの及び当該届出に係る工事の計画の変更の届出並びにこれらの届出に係る工事の計画を変更し、又は廃止すべき旨の命令については、新ガス事業法第三十六條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。)

第五十六條 第十一條の規定の施行前にされた旧ガス事業法第二十七條の四第一項(旧ガス事業法第三十七條の七第二項又は第三十七條の十において準用する場合を含む。の規定による検査の申請であつて、第十一條の規定の施行の際、合格又は不合格の処分がされていらないものについての合格又は不合格の処分については、なお従前の例による。)

第五十七條 第十一條の規定の施行前にガス主任技術者免状の交付の申請をした者に対するガス主任技術者免状の交付については、新ガス事業法第三十二條第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五十八條 第十一條の規定の施行の際現に旧ガス事業法第三十九條の三の指定を受けている者は、第十一條の規定の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新ガス事業法第三十九條の十一第一項の認定を受けているものとみなす。その者がその期間内に同項の認定の申請をした場合において、その申請に係る処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により新ガス事業法第三十九條の十一第一項の認定を受けているものとみなされたる者についての旧ガス事業法第三十九條の十六

第一項において準用する旧液化石油ガス法第七十二條の規定によりした届出は新ガス事業法第三十九條の十五第二項において準用する新ガス事業法第三十六條の二十一の規定によりした届出と、旧ガス事業法第三十九條の十六第一項において準用する旧液化石油ガス法第七十三條第一項の規定による認可を受け又はその申請をして

いる業務規程は新ガス事業法第三十九條の十五第二項において準用する新ガス事業法第三十六條の二十二第一項の規定により届け出た業務規程と、旧ガス事業法第三十九條の十六第一項において準用する旧液化石油ガス法第七十四條の規定による許可を受け又はその申請をしてい

る業務の休廃止は新ガス事業法第三十九條の十五第二項において準用する新ガス事業法第三十六條の二十三の規定により届け出た業務の休廃止と、旧ガス事業法第三十九條の十六第一項において準用する旧液化石油ガス法第七十九條の規定によりした命令は新ガス事業法第三十九條の十五第二項において準用する新ガス事業法第三十六條の二十四の規定によりした命令と、旧

ガス事業法第三十九條の十六第一項において準用する旧液化石油ガス法第八十條の規定によりした命令は新ガス事業法第三十九條の十五第二項において準用する新ガス事業法第三十六條の二十六の規定によりした命令と、それぞれみなす。

第五十九條 第十一條の規定の施行の際現に旧ガス事業法第三十九條の二第一項のガス用品であつて新ガス事業法第三十九條の二第一項のガス用品であるもの(以下「移行ガス用品」という。))について旧ガス事業法第三十九條の三ただし書、第三十九條の十一第一項ただし書(旧ガス事業法第三十九條の十四第七項又は第三十九條の十九第二項において準用する場合を含む。若しくは第三十九條の二十ただし書の承認(そ

れぞれ輸出用のガス用品に係るものに限る。))を受け又はそれらの申請をしている者は、当該承

認若しくは申請に係る移行ガス用品について新ガス事業法第三十九條の三第二項第一号又は第三十九條の十第一項第一号の規定による届出をしたものとみなす。

第六十條 第十一條の規定の施行前にされた旧ガス事業法第三十九條の四の検定の申請であつて、第十一條の規定の施行の際、合格若しくは不合格の処分がされていらないもの又は同條の規定の施行前にされた旧ガス事業法第三十九條の八第一項若しくは第三十九條の十三の三の型式の承認の申請であつて、第十一條の規定の施行の際、承認をするかどうかの処分がされてい

ないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

2 第十一條の規定の施行前にされた旧ガス事業法第三十九條の九(旧ガス事業法第三十九條の十四第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。))の試験の申請であつて、第十一條の規定の施行の際、合格又は不合格の判定がされていらないものについての合格又は不合格の判定については、なお従前の例による。

3 第十一條の規定の施行前にされた旧ガス事業法第三十九條の九の試験について合格とされた者が第十一條の規定の施行の日から十日以内にその試験に合格したことを証する書面を添へてする旧ガス事業法第三十九條の八第一項若しくは第三十九條の十三の三の規定の例による型式の承認の申請又は前項の規定によりなお従前の例によることとされた試験の申請をした者であつて当該試験に合格とされたものがその合格とされた日から十日以内にその試験に合格したことを証する書面を添へてする旧ガス事業法第三十九條の八第一項若しくは第三十九條の十三の三の規定の例による型式の承認の申請については、なお従前の例による。

第六十一條 第十一條の規定の施行の際現に移行ガス用品に付されている旧ガス事業法第三十九條の五又は第三十九條の十二の規定による表示

平成十一年八月二日 参議院會議録第四十一号

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案

五一

は、第十一条の規定の施行の日から起算して移行ガス用品ごとに五年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、新ガス事業法第三十九条の十二の規定により付された表示とみなす。

2 附則第六十四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合のほか、旧ガス事業法第三十九条の十四第七項において準用する旧ガス事業法第三十九条の十二の規定による表示を付された旧ガス事業法第三十九条の第二項の第一種ガス用品であつて新ガス事業法第三十九条の第二項の特定ガス用品であるもの(以下「移行特定ガス用品」という。)については、第十一条の規定の施行の日から起算して移行特定ガス用品ごとに五年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、新ガス事業法第三十九条の三第一項及び第三十九条の四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六十二条 第十一条の規定の施行前に製造された旧ガス事業法第三十九条の第二項の第二種ガス用品であつて、新ガス事業法第三十九条の二第一項のガス用品に該当するもの(以下この条において「移行第二種ガス用品」という。)については、第十一条の規定の施行の日から起算して移行第二種ガス用品ごとに五年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過する日までの間は、新ガス事業法第三十九条の三第一項の規定(この規定に係る罰則を含む。)は、適用しない。

第六十三条 第十一条の規定の施行の際現に移行ガス用品の型式について旧ガス事業法第三十九条の八第一項の承認を受け又はその申請をしていない者(附則第六十条第三項の承認の申請をしている者(旧ガス事業法第三十九条の十三の三の型式の承認の申請をしていない者を除く。を含む。))は、当該承認又は申請に係る型式の移行ガス用品について新ガス事業法第三十九条の五の

規定による届出をしたものとみなす。

第六十四条 第十一条の規定の施行の際現に移行特定ガス用品について旧ガス事業法第三十九条の八第一項の型式の承認を受けている者(附則第六十条第一項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされた型式の承認の申請(旧ガス事業法第三十九条の十三の三の型式の承認の申請を除く。))について承認を受けた者を含む。))は、その承認に係る型式の移行特定ガス用品を製造した場合には、当該承認を受けた日から旧ガス事業法第三十九条の十第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、新ガス事業法第三十九条の十一第一項の規定による義務を履行したものとみなす。

2 第十一条の規定の施行の際現に受けている旧ガス事業法第三十九条の十三の三の規定による型式の承認(附則第六十条第一項若しくは第三項の規定によりなお従前の例によることとされて受けた型式の承認(旧ガス事業法第三十九条の十三の三の外国登録製造事業者に係るものに限る。))を含む。))に係る移行特定ガス用品の販売又は表示については、第十一条の規定の施行の日から起算して当該移行特定ガス用品に係る附則第六十一条第二項の政令で定める期間を経過する日又は当該承認の日から旧ガス事業法第三十九条の十四第六項において準用する旧ガス事業法第三十九条の十第一項の政令で定める期間を経過する日のいずれか早い日までの間は、新ガス事業法第三十九条の三第一項及び第三十九条の四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六十五条 第十一条の規定の施行前に旧ガス事業法第三十九条の十七又は第三十九条の十八の規定による届出をした者は、新ガス事業法第三十九条の五の規定による届出をしたものとみなす。この場合において、これらの者についての新ガス事業法第三十九条の四、第三十九条の十第一項、第三十九条の十二、第三十九条の十四

及び第三十九条の十八第二号の規定の適用については、新ガス事業法第三十九条の四中「同条の規定による届出に係る型式(以下単に「届出に係る型式」という。))とあるのは「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第 号)第十一条の規定による改正前のガス事業法第三十九条の十七又は第三十九条の十八の規定による届出に係る構造のガス用品の属する型式(以下単に「届出に係る構造のガス用品の属する型式」という。))と、新ガス事業法第三十九条の十第一項、第三十九条の十二、第三十九条の十四及び第三十九条の十八第二号中「届出に係る型式」とあるのは「届出に係る構造のガス用品の属する型式」とする。

第六十六条 新ガス事業法第三十九条の第二項の政令の制定に係る公聴会は、第十一条の規定の施行前においても、行うことができる。

第六十七条 旧ガス事業法の規定に基づき指定検定機関が行う検定の業務に係る処分又は不作為に関する行政不服審査法による審査請求については、なお従前の例による。

(処分等の効力)

第六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。))の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前に製品安全協会については附則第十条の規定によりなお効力を有することとされる旧消費生活用製品安全法の規定の失効前、高圧ガス保安協会につい

ては附則第三十条の規定によりなお効力を有することとされる旧高圧ガス保安法の規定の失効前)にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七十条 附則第二条から第九条まで及び第十四条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(所得税法の一部改正)

第七十一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表製品安全協会の項を削る。

(法人税法の一部改正)

第七十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表製品安全協会の項を削る。

(消費税法の一部改正)

第七十三条 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表製品安全協会の項を削る。

(地価税法の一部改正)

第七十四条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二号ハ中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に、「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第七十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中、「製品安全協会」を削る。

(電気工事法の一部改正)

第七十六条 電気工事法(昭和三十五年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第六項及び第四条の二第六項中「電気用品取締法を「電気用品安全法」に改める。

(電気工事業務の適正化に関する法律の一部改正)

第七十七条 電気工事業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「電気用品取締法」を「電気用品安全法」に改める。

第二十三条第一項中「電気用品取締法第二十五條第一項、第二十五條の四第一項又は第二十六條の六第一項」を「電気用品安全法第十條第一項」に改め、同条第二項中「電気用品取締法第二十七條ただし書を「電気用品安全法第二十七條第二項」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第七十八条 通商産業省設置法の一部を次のように改正する。

第四十四条第四十八号中「液化石油ガス器具等の下に「及びガス用品」を加え、「検定及び型式の承認を「技術上の基準への適合」に改める。

第四十四条第七十二号を次のように改める。

七十二 削除

第四十四条第九十五号中「ガス用品」を削る。

第五十五条第一項中第二十八号を削り、第二十八号の二を第二十八号とする。

第十一條第十一号の三中「液化石油ガス器具等」の下に「及びガス用品」を加え、「検定及び型式の承認を「技術上の基準への適合」に改め、同条第十四号中「ガス用品」を削る。

第七十九条 通商産業省設置法の一部を次のように改正する。

第四十四条第四十八号中「ガス用品」の下に「並びに主として一般消費者の利用に供される電気用品」を加える。

第四十四条第九十五号中「電気用品の下に(第四十八号に掲げるものを除く。）」を加える。

第五條第一項第四十七号を次のように改める。

四十七 削除

第十一條第十一号の三中「ガス用品」の下に「並びに主として一般消費者の利用に供される電気用品」を加える。

第十一條第十四号中「電気用品」の下に(第十一号の三に掲げるものを除く。）」を加える。

第二十條中「から第四十七号まで」を「から第四十六号まで」に改める。

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件(預金保険機構理事(篠原興君)及び同監事(高橋善一郎君))

賛成者氏名

二〇二名

阿南 一成君	阿部 正俊君
井上 吉夫君	石井 道子君
石渡 清元君	市川 一朗君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩崎 純三君	岩瀬 良三君
岩永 浩美君	上杉 光弘君
上野 公成君	海老原義彦君
尾辻 秀久君	大島 慶久君
大野つや子君	太田 豊秋君
岡 利定君	岡野 裕君
加藤 紀文君	加納 時男君
狩野 安君	鹿熊 安正君
景山俊太郎君	片山虎之助君
金田 勝年君	釜本 邦茂君
鎌田 要人君	龜井 郁夫君
河本 英典君	木村 仁君
岸 宏一君	北岡 秀二君
久野 恒一君	国井 正幸君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君

佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君
坂野 重信君	清水嘉子君
塩崎 恭久君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 政二君
鈴木 正孝君	世耕 弘成君
田中 直紀君	田村 公平君
竹山 裕君	武見 敬三君
谷川 秀善君	中川 義雄君
中島 眞人君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君
長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 越君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
馳 浩君	畑 恵君
服部三男雄君	日出 英輔君
平田 耕一君	保坂 三蔵君
真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君
松村 龍二君	三浦 一水君
水島 裕君	溝手 顕正君
村上 正邦君	森下 博之君
森田 次夫君	森山 裕君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山下 善彦君	山本 一太君
依田 智治君	吉川 芳男君
吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	足立 良平君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
伊藤 基隆君	石田 美栄君
今井 澄君	今泉 昭君
海野 徹君	江田 五月君
江本 孟紀君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
川橋 幸子君	木俣 佳丈君
北澤 俊美君	久保 巨君
郡司 彰君	小林 元君
小宮山洋子君	小山 峰男君
奥石 東君	佐藤 泰介君

佐藤 雄平君	齋藤 勁君
櫻井 充君	笹野 貞子君
高嶋 良充君	竹村 泰子君
谷林 正昭君	千葉 景子君
角田 義二君	寺崎 昭久君
内藤 正光君	直嶋 正行君
長谷川 清君	福田 健二君
広中和歌子君	堀山 哲郎君
藤井 俊男君	堀 利和君
本田 良一君	松崎 俊久君
松田 岩夫君	松前 達郎君
円 より子君	峰崎 直樹君
篠瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	吉田 之久君
和田 洋子君	薬科 満治君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
風間 昶君	木庭健太郎君
沢 たまき君	白浜 一良君
高野 博師君	但馬 久美君
統 訓弘君	鶴岡 洋君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君
日笠 勝之君	益田 洋介君
松 あきら君	森本 晃司君
山下 栄一君	山本 保君
渡辺 孝男君	大淵 絹子君
大脇 雅子君	梶原 敬義君
日下部清代子君	清水 澄子君
谷本 巍君	田 英夫君
福島 瑞穂君	測上 貞雄君
三重野栄子君	山本 正和君
阿曾田 清君	泉 信也君
入澤 肇君	田村 秀昭君
高橋 令則君	月原 茂晴君
鶴保 庸介君	戸田 邦司君
平野 貞夫君	星野 朋市君
渡辺 秀央君	奥村 展三君
椎名 素夫君	曾川 健二君

反対者氏名

田名部匡省君 堂本 曉子君
松岡滿壽男君 水野 誠一君
山崎 力君 石井 一二君
佐藤 道夫君 西川きよし君
菅野 久光君 中村 敦夫君

阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 笠井 亮君
小池 晃君 小泉 親司君
須藤美也子君 立木 洋君
富樫 練三君 西山登紀子君
橋本 敦君 畑野 君枝君
八田ひろ子君 林 紀子君
宮本 岳志君 山下 芳生君
吉岡 吉典君 吉川 春子君

国家公務員等の任命に関する件「預金保険機構理事(松田京司君及び吉田正弘君)」
賛成者氏名

阿南 一成君 阿部 正俊君
井上 吉夫君 石井 道子君
石渡 清元君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩瀬 良三君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 海老原義彦君
尾辻 秀久君 大島 慶久君
大野つや子君 太田 豊秋君
岡 利定君 岡野 裕君
加藤 紀文君 加納 時男君
狩野 安君 鹿熊 安正君
景山俊太郎君 片山虎之助君
金田 勝年君 釜本 邦茂君
鎌田 要人君 亀井 郁夫君
河本 英典君 木村 仁君

岸 宏一君 北岡 秀二君
久野 恒一君 国井 正幸君
小山 孝雄君 鴻池 祥肇君
佐々木知子君 佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君 齊藤 滋宣君
坂野 重信君 清水嘉子子君
塩崎 恭久君 須藤良太郎君
末広まきこ君 鈴木 政二君
鈴木 正孝君 世耕 弘成君
田中 直紀君 田村 公平君
竹山 裕君 武見 敏三君
谷川 秀善君 中川 義雄君
中島 眞人君 中曾根弘文君
中原 爽君 仲道 俊哉君
長峯 基君 成瀬 守重君
西田 吉宏君 野沢 太三君
野間 越君 南野知恵子君
長谷川道郎君 橋本 聖子君
馳 浩君 畑 恵君
服部三男雄君 日出 英輔君
平田 耕一君 保坂 三蔵君
真鍋 賢二君 松谷蒼一郎君
松村 龍二君 三浦 一水君
水島 裕君 溝手 顕正君
村上 正邦君 森下 博之君
森田 次夫君 森山 裕君
矢野 哲朗君 山内 俊夫君
山下 善彦君 山本 一太君
依田 智治君 吉川 芳男君
吉村剛太郎君 若林 正俊君
脇 雅史君 松田 岩夫君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
海野 義孝君 大森 礼子君
加藤 修一君 風間 昶君
木庭健太郎君 沢 たまき君
白浜 一良君 高野 博師君
但馬 久美君 続 訓弘君
鶴岡 洋君 浜田卓二郎君

反対者氏名

浜四津敏子君 日笠 勝之君
益田 洋介君 松 あきり君
森本 晃司君 山下 栄一君
山本 保君 渡辺 孝男君
大淵 絹子君 梶原 敬義君
早下部禮代子君 清水 澄子君
谷本 巍君 田 英夫君
福島 瑞穂君 淵上 貞雄君
三重野栄子君 山本 正和君
阿曾田 清君 泉 信也君
入澤 肇君 扇 千景君
田村 秀昭君 高橋 令則君
月原 茂皓君 戸田 邦司君
戸田 邦司君 平野 貞夫君
星野 朋市君 渡辺 秀央君
奥村 展三君 椎名 素夫君
菅川 健二君 田名部匡省君
堂本 曉子君 松岡滿壽男君
水野 誠一君 山崎 力君
石井 一二君 佐藤 道夫君
西川きよし君

賛成者氏名

足立 良平君 浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君 伊藤 基隆君
石田 美栄君 今井 澄君
今泉 昭君 海野 徹君
江田 五月君 江本 孟紀君
小川 敏夫君 岡崎トミ子君
勝木 健司君 川橋 幸子君
木俣 佳文君 北澤 俊美君
久保 巨君 郡司 彰君
小林 元君 小宮山洋子君
小山 峰男君 興石 東君
佐藤 泰介君 佐藤 雄平君
齋藤 勲君 櫻井 充君
笹野 貞子君 高嶋 良充君
竹村 泰子君 谷林 正昭君

日程第一 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 有馬 朗人君
井上 吉夫君 石井 道子君
石渡 清元君 市川 一朗君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩瀬 良三君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 海老原義彦君
尾辻 秀久君 大島 慶久君

二〇四名

脇	雅史君	足立	良平君
浅尾慶一郎君	朝日	俊弘君	
伊藤 基隆君	石田	美栄君	
今井 澄君	今泉	昭君	
海野 徹君	江田	五月君	
江本 孟紀君	小川	敏夫君	
岡崎トミ子君	勝木	健司君	
川橋 幸子君	木俣	佳文君	
北澤 俊美君	久保	巨君	
郡司 彰君	小林	元君	
小宮山洋子君	小山	峰男君	
興石 東君	佐藤	泰介君	
佐藤 雄平君	齋藤	勤君	
櫻井 充君	笹野	貞子君	
高嶋 良充君	竹村	泰子君	
谷林 正昭君	千葉	景子君	
角田 義一君	寺崎	昭久君	
内藤 正光君	直嶋	正行君	
長谷川 清君	平田	健二君	
広中和歌子君	福山	哲郎君	
藤井 俊男君	堀	利和君	
本田 良一君	松崎	俊久君	
松田 岩夫君	松前	達郎君	
円 より子君	峰崎	直樹君	
篠瀬 進君	柳田	稔君	
山下八洲夫君	吉田	久之君	
葦科 満治君	荒木	清寛君	
魚住裕一郎君	海野	義孝君	
大森 礼子君	加藤	修一君	
風間 昶君	木庭健太郎君		
沢 たまき君	白浜	一良君	
高野 博師君	但馬	久美君	
統 訓弘君	鶴岡	洋君	
浜田卓二郎君	浜四津敏子君		
日笠 勝之君	弘友	和夫君	
益田 洋介君	松 あきら君		
森本 晃司君	山下	栄二君	
山本 保君	渡辺	孝男君	
大瀧 絹子君	大脇	雅子君	

吉川	山下	筆坂	八田	橋本	富樫	須藤	小池	大沢	岩佐	池田	阿部	吉岡	宮本	林	西山	立木	小泉	筭井	緒方	市田	井上
春子君	芳生君	秀世君	ひろ子君	敦君	練三君	美也子君	晃君	辰美君	惠美君	幹幸君	幸代君	典吉君	岳志君	紀子君	登紀子君	洋君	親司君	亮君	靖夫君	忠義君	美代君

国旗国歌法制化に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
平成十一年七月三十一日

参議院議長 斎藤 十朗殿

福島
瑞穂

国旗国歌法制化に関する質問主意書

日の丸、君が代が国旗国歌として法制化されようとしているが、この法案の条文と実際の運用面での取扱いについて疑問点があるので以下質問する。

一、政府は国旗国歌に関する世論調査を一九七四年（昭和四九年）年二月以降行っていない。このときの調査によれば、「日の丸を国旗としてふささけ、わしいと思う人は八四・一%、「君が代」を国歌としてふささけしいと思う人は七六・六%にのびてゐた。しかし、最近のマスコミ各社の世論調査では、読売新聞で「日の丸が国旗として定着している」七九%、「君が代が国歌として定着している」六三%、朝日新聞では「日の丸に親しみを感ずる」七九%、「君が代に親しみを感ずる」六五%、毎日新聞では「日の丸に親しむ」七七%、「君が代に親しむ」六六%という結果になつてゐる。一九七四（昭和四九）年から二五年を経て、君が代・日の丸が国旗国歌としてふささけしいと考える人の割合は若干ではあるが減つてゐると考えられるが、この減少傾向について政府はどのように認識しているか示されたい。

二、石垣一夫衆議院議員の質問主意書に対する答弁書では、一九七四（昭和四九）年の政府世論調査から二五年を経た現在も新たな世論調査は必要ない旨答弁しているが、調査から四半世紀を経過した世論調査の内容が、現在も変わらないと政府は考えてゐるのか。

三、政府は、総理見解でも、委員会における答弁でも、「日の丸・君が代が国旗国歌として国民の間に広く定着している」という趣旨の発言を行つてゐる。世論調査も行わず、マスコミアンケートに見られるような「日の丸・君が代」支持者の減少傾向にもかかわらず、政府は何に基づいて「日の丸・君が代が国旗国歌として定着している」と考えるのか。

四、石垣一夫衆議院議員の質問主意書に対し、政府は法制化に当たり、国旗の掲揚等に関し義

平成十一年八月二日 参議院会議録第四十一号 質問主意書及び答弁書

務付けを行うようなことは、考えていない。」と答弁している。委員会質疑においても同趣旨の答弁が行われている。これはいかなる場合においても、国旗の掲揚や国歌の斉唱が強制的に求められたり、かりに強制された場合にも、その強制に従わなかったものが処分や処罰を受けたりするのではないものと理解してよい。

平成十一年七月三十日

内閣総理大臣 小淵 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員福島瑞穂君提出国旗国歌法制化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島瑞穂君提出国旗国歌法制化に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、昭和四十九年十二月に政府が実施した「年号制度・国旗・国歌に関する世論調査」(以下「昭和四十九年の政府の世論調査」という)と御指摘の報道各社が行った世論調査では、質問事項が同一ではないことなどから、単純に比較することには問題があると考え、御指摘の調査のほか、他の新聞社の調査では、日の丸は日本の国旗と思う者の比率は九十パーセントを超え、君が代は日本の国歌と思う者の比率は八十パーセントを超えるという結果が出ている。

五、現在、学校現場においては、学習指導要領に基づき日の丸掲揚、君が代斉唱の強制ともいえる指導が行われている。先の石垣一夫衆議院議員の質問主意書に対する答弁書においても、「学習指導要領は、学校教育法及び同法施行規則の規定の委任に基づいて、文部大臣が告示として定めるものであり、法規としての性質を有している」と書かれている。「法規としての性質を有する」とは、ある程度の強制力を持つという意味と理解してよい。

六、政府答弁をそのとおり解釈するならば、法律としての国旗国歌法案には強制力はないが、告示にすぎない学習指導要領には強制力があるということになるが、この解釈について政府の見解を示されたい。

七、校長が自殺した広島県世羅高校の事件では、広島県教育委員会が日の丸掲揚、君が代斉唱を徹底するように求めたと伝えられているが、学習指導要領に基づくならば、世羅高校は日の丸掲揚、君が代斉唱をする義務があったと政府は考えているのか。

八、国旗の掲揚、国歌の斉唱を強制しないとすると国旗国歌法案が成立すれば、これまで学習指導要領等によって強制されていた学校現場での日の丸掲揚、君が代斉唱は強制されなくなるのか。それとも強制されるのか。政府の見解を示されたい。

九、もし法案成立後も学習指導要領に基づく指導が今まで通り行われる、つまりは日の丸掲揚・君が代斉唱の強制が行われるのであれば、「法制化に当たり、国旗の掲揚等に関し義務付けを

果からも裏付けられるとおり、日の丸及び君が代がそれぞれ我が国の国旗及び国歌として、国民の間に広く定着しているものと考えている。

四について

政府としては、法制化に当たり、国旗の掲揚等に関し義務付けを行うことは考えていない。したがって、現行の運用に変更が生ずることとはならないものと考えている。

五から七までについて

学習指導要領は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)及び同法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の規定の委任に基づいて教育課程の基準として文部大臣が告示として定めるものであり、法規としての性質を有している。各学校は学習指導要領に基づいて、教育課程を編成し実施する義務を負うものである。国旗及び国歌の指導についても、各学校は学習指導要領の定めるところに基づき、児童生徒を指導する義務を負うものである。

八について

国旗及び国歌の法制化は、長年の慣行により、日の丸及び君が代がそれぞれ我が国の国旗及び国歌として、国民の間に広く定着していることを踏まえ、成文法にその根拠を明確に規定するために行うこととしたものであり、法制化に伴い、学習指導要領に基づく、学校におけるこれまでの国旗及び国歌の指導に関する取扱いを変えるものではない。

九について

八について述べたように、学習指導要領に基づく、学校におけるこれまでの国旗及び国歌の指導に関する取扱いを変えるものではない。

三について

政府としては、昭和四十九年の政府の世論調査の結果や、政府として国旗及び国歌の法制化の検討に着手する旨を表明して以降報道各社で実施された国旗及び国歌に関する世論調査の結果